

# 北海道教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校等に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教員・保護者への助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

可能な限り希望する学校に通年配置するため、学校規模や各学校の状況を踏まえて、配置時間数等を決定している。また、通年配置校以外の学校については、生徒指導などに係る緊急事態が発生した場合など、必要に応じて、他校で任用するカウンセラーを派遣している。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置校数について

小学校	12校
中学校	274校
高等学校	75校
中等教育学校	1校
特別支援学校	9校

#### ※資格について

##### （1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士	99人
②精神科医	0人
③大学教授等	10人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 8人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 40人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

#### ※主な勤務形態について

単独校	12小学校	(週1日・1回4時間)	
	274中学校	(週1日・1回4時間)	(隔週1日・1回4時間)
	75高等学校	(月1日・1回4時間)	
	1中等教育学校	(週1日・1回4時間)	
	9特別支援学校	(月1日・1回4時間)	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

#### ① 全道の研修会

- 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員
- 北海道公立学校スクールカウンセラー（道教委任用のスクールカウンセラー）
- 市町村教育委員会任用のスクールカウンセラー
- 市町村教育委員会生徒指導・教育相談担当職員
- 北海道教育庁各教育局教育支援課生徒指導担当指導主事
- 北海道立教育研究所生徒指導担当研究研修主事
- 北海道教育庁いじめ問題対策チーム員

#### ② 道内の各ブロックでの研修会

- 地区内の市町村教育委員会の教育相談担当者（教育委員会の担当職員、教育委員会が任用する教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）
- 地区内でいじめや不登校等の児童生徒の心の問題に関する悩みや相談を担当している者（地域の中で児童や家庭支援に当たっている担当職員、児童の相談所活動等に当たっている担当職員、教育相談担当教員、保健士・社会福祉士など）
- 地区内の北海道公立学校スクールカウンセラー
- 地区内の北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員

### (2) 研修回数（頻度）

年2回（年1回は全道の研修会への参加、さらに1回は道内の各ブロックでの研修会への参加）

### (3) 研修内容

#### ① 全道の研修会

- 講話
  - ・「重大事態を含むいじめの問題への対応について」
- 協議
  - ・「いじめに関する事例研究」、「外部専門家の活用促進を図る上での現状・課題・方策等」

#### ② 道内の各ブロックでの研修会

- 説明
  - ・いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の現状及び未然防止等に向けた取組について
- 講話
  - ・「効果的な教育相談・カウンセリングの進め方」
- 情報交換・協議
  - ・いじめの問題に関わった事例について
  - ・教育相談における効果的な事例について

### (4) 特に効果のあった研修内容

講話や情報交換・協議において、様々な事例について検討することを通して、教育相談に関する技術等の向上を図るとともに、担当者間の連携を強化し、諸問題の解決に向けた資質の向上を図ることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 なし
- 活用方法 なし

### (6) 課題

人材育成のため、参加対象者の幅を広げて実施しており、参加者のカウンセリングについての経験に差があることから、研修内容の設定や講師の選定について、今後も引き続き検討を重ねていく必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】心身の健康・保健のための活用事例（⑩）

##### （1）学校の状況

A高等学校は、遠隔地で通学が困難な生徒たちのための寄宿舎がある。できないことより、どうしたらできるかという視点から地域の教育力を生かしながら生徒たちの学ぶ意欲と能力、豊かな人間性の育成に努めている。

##### （2）スクールカウンセラーによるカウンセリングの状況等

親元を離れた寄宿舎生活や学校生活に対する不安を解消するため、当該生徒に対するカウンセリングを行うとともに、保護者に対するカウンセリングも複数回実施した。

##### （3）他機関との協働

道教委の相談窓口への相談を、スクールカウンセラーの派遣による対応につなげたケースである。保護者へのカウンセリングの実施に当たっては、遠隔地であることを考慮して学校と教育委員会の連携により保護者の居住地でのカウンセリングを行えるよう配慮した。また、カウンセリングを通して当該生徒を医療機関の受診につなげ、医療機関の所見も参考にしながら当該生徒への対応を行った。

##### （4）取組の成果

- スクールカウンセラーが当該生徒だけでなく、遠隔地にいる保護者へのカウンセリングも行うことにより、保護者の精神的な安定を図るとともに、当該生徒に対する学校の対応についての信頼感を高めることができた。
- スクールカウンセラーが医療機関との連携を図りながら、当該生徒の見取りを行ったり、支援の方策を立てたりするなどして、教職員に対し、今後の生徒への指導について、専門的見地から助言を行うことができた。

#### 【事例2】性的な被害のための活用事例

##### （1）学校の状況

B高等学校は、中核都市にあり、勉強と部活動、生徒会活動の両立を目指し、大学進学にも対応した学力の育成と部活動の活性化に努めている。

##### （2）スクールカウンセラーによるカウンセリングの状況等

合成写真によるねつ造画像が知人の一部に流布されたことにより精神的なダメージを受けた当該生徒に対するカウンセリングを行うとともに、保護者に対するカウンセリングも複数回実施した。

##### （3）学校との協働

当該生徒とのカウンセリングや保護者との面談に基づき、学校の対応への助言を行った。

#### (4) 取組の成果

- 当該生徒に対するカウンセリングを複数回行うことで、精神的なダメージの回復を図るとともに、学校生活を続ける上での不安を取り除くことができた
- スクールカウンセラーが当該生徒及び保護者の不安や学校への不満を聞き取るとともに、支援の方策を立てたりするなどして、教職員に対し、今後の生徒への支援や保護者への対応について、専門的見地から助言を行うことができた。

#### 【事例3】援助希求的態度の育成のための活用事例 (16)

##### (1) プログラムの概要

###### ① プログラムの目標

ロールプレイングや体験発表を取り入れた話し合い、自己表現力やコミュニケーション能力を高める活動を通して、悩みなどを互いに相談できるような望ましい人間関係を確立していくことのできる態度や能力を身に付ける。

###### ② プログラムの指導計画 (3時間)

項目	ねらい	学習活動
ア 相談しやすい人間関係	相談しやすい人間関係を形成する力を身に付ける。	ペアで自分の趣味などについて話す。
イ 相談しやすい方法	相談しやすい方法について考える。	問題状況場面を通して、相談をする際の期待感（問題解決に相談が役立つ等）等と抵抗感（弱い人間と思われる等）について書き出し共有する。 そのような問題の場面で自分は相談するかどうかを考える。
ウ 相談しやすい会話の仕方	相談しやすい会話の仕方を身に付ける。	ロールプレイを通して、気づく（友人が困っていること、相談したい状態に気づく）、関わる（自分から相談してこないが困っている人に声掛け、相談を促す）、つなぐ（一人では対応できないことを、大人に相談する）という3点について実践する。

##### (2) プログラムの成果等

- ・あたたかい人間関係を作るために、「上手な聴き方スキル」と「あたたかい言葉かけスキル」が大切であることを理解させることができた。
- ・相談する際の期待感と抵抗感を理解するとともに、相談しやすい方法についても考えさせる機会となった。
- ・自らの援助希求的態度の育成とともに、困っている友人への援助について関心をもつ機会となった。
- ・当該プログラムの成果を、持続的に日常の学校生活において生かしていくことができるようHR活動等で当該プログラムの成果を活用できるように工夫していく必要がある。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ① 平成28年度スクールカウンセラー相談人数

スクールカウンセラーへの相談のうち、もっとも多い相談内容は「不登校」に係るものとなっており、そのほとんどを中学校が占めている。また、「不登校」に係る相談は、全体の相談件数とともに、年々増加傾向にある。

相談内容	①不登校	②友人関係	③家庭環境（貧困・虐待を含む）	④心身の健康・保健	その他	合計
相談人数（延べ）	11,198	3,365	2,531	2,360	8,687	28,141
構成比	39.8%	12.0%	9.0%	8.4%	30.9%	100.0%
前年比（相談人数）	+1,208	▲125	▲180	+779	+2,371	+4,053

#### ② 不登校児童生徒に係る指導結果（【中学校】配置校におけるSCへの相談有無別）

スクールカウンセラーへの相談状況と、不登校生徒への指導結果を見ると、SCの相談を受けた生徒の方が、不登校の解消率・好ましい変化を含む好転率ともに優位な結果となっており、事業成果の一つと捉えている。

学校種	不登校生徒数	SCへの相談状況		指導の結果		SCへの相談有り・無しと比較
				登校復帰（解消率）	好ましい変化を含む（好転率）	
中学校	1,719	相談有り	640(37.2%)	26.7%	51.1%	解消率 + 5.5
		相談無し	1,079(62.8%)	21.2%	37.8%	好転率 +13.3

### (2) 今後の課題

- 国において、平成31年度までに、全ての公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置するという目標を掲げているが、平成28年度においては、小学校におけるスクールカウンセラーの配置が1.4%（中学校は54.6%）と進んでいない状況にあり、配置の希望を小学校に聴取しても、配置の希望が少ない状況である。加えて、平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査のいじめについて、いじめ発見のきっかけとして、小学校においては、「スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見」の割合が前年度と同様に0.0%であることから、小学校へのスクールカウンセラーの配置の拡大を進めていく必要がある。
- 平成28年度に任用したスクールカウンセラー157名のうち、臨床心理士の資格を有する者は99名となっており、その多くが都市部に集中していることから、郡部において、有資格者の確保が困難となる地域がある。加えて、退職教員など有資格者に準ずる者の確保も難しい地域もあり、人材確保及び人材育成について検討を進める必要がある。

# 青森県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

各公立学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置・派遣し、教員及び学校に対し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸問題を未然に防止又は解決するための適切な指導及び援助を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### ①配置について

A派遣…1回4時間×35日（計140時間）

B派遣…1回3時間×25日（計75時間）

C派遣…1回3時間×12日（計36時間）

大規模校や不登校及び問題行動等への指導数が多い学校への派遣を増やすとともに、要請の少ない学校にも広く派遣して、児童生徒とのカウンセリングの他にも校内研修の講師として活用してもらうなど、教員の資質向上の一助とより一層の活用につながるようになっている。

#### ②採用計画

平成31年度までの拡充に向けて、本県では人材の確保が大きな課題の一つとなっている。採用に向けては、教育委員会ホームページでの公募や臨床心理士会からの推薦等で対応している。

### （3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校	75校
中学校	122校
高等学校	3校
教育支援センター（適応指導教室）	2箇所

### （4）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	18人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人

### （5）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 30人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

### （6）配置形態について

①巡回校	75小学校	(1回3時間×26回)	(1回3時間×15回)
		(6教育事務所に配置)	
	122中学校	(1回4時間×35回)	(1回3時間×26回)
		(1回3時間×15回)	(6教育事務所に配置)

3 高等学校 (1 回 3 時間 × 3 5 回) (県教育庁学校教育課に配置)

②要請に応じて派遣

対象 70 高等学校 (1 回 2 時間) (県教育庁学校教育課に配置)  
19 特別支援学校 ( // ) ( // )

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象 スクールカウンセラー (及び準ずる者)

(2) 研修回数 (頻度) 年 3 回

(3) 研修内容

- ・ 情報提供「SC の効果的な活用について」  
情報提供者 県総合学校教育センター指導主事
- ・ 情報提供「県内の児童生徒指導状況について」  
情報提供者 県教育庁学校教育課指導主事
- ・ 情報交換・協議 ※グループごとにテーマを選択
- ・ 講演「子どもの不安への対処力を養う予防教育プログラム『勇者の旅』」  
講師 千葉大学子どもこころの発達教育研究センター  
特任助教 浦尾 悠子 氏

(4) 特に効果のあった研修内容

「平成 29 年度 不登校等関係機関連絡協議会」において、SC の他に県内市町村教育委員会担当指導主事や県総務部、県健康福祉部、県警察本部少年課等の関係機関が講演聴講後に分科会に分かれて事例検討や情報交換を行った。情報交換後の意見発表において、各機関が一堂に会して研修及び情報交換することにより今後の円滑な連携につながるという発言が見られた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SV の設置 「あり」

○活用方法

緊急を要する事案等が発生した際にSV を派遣し、スーパーバイズする。

(6) 課題

SC の人材確保が課題であり、現在委嘱しているSC に複数の学校を担当してもらっているため、一堂に会した研修会を実施することが困難である。年度当初や長期休業中に研修会を設定するなどの工夫をしているが、課題の一つとなっている。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】自殺企図した男子生徒2名の心のケアのための活用事例（⑧）

##### 1 概要

男子生徒2名（以下「A」と「B」）が家出し、同日深夜にゲームセンターにおいて大量服薬で意識朦朧の状態で見送られた。A Bともに2日間入院し、退院後Aは10日間の自宅療養後に登校した。Bは県内の病院に4週間入院した後登校した。

##### 2 対応

当該中学校は、家出翌日に当該生徒が登校しなかったことから保護者に連絡し、事態を把握した。当該学校では、入院先の医療機関に職員を派遣するとともに、SCの派遣を要請した。

SCの活用については、以下のとおり。

##### ○教職員へのコンサルテーション

- ・当該生徒の復帰に向けて、本人や周囲の生徒への対応に関する助言等を行った。

##### ○当該生徒とのカウンセリング

- ・Aは、日頃もっと母親に話しを聞いてほしいと言う思いをもっていたとのこと。また、家出のことを親しい友人に自ら話そうとする反面、事案のことについて周囲から聞かれると困るという気持ちを持っていたことから、回答の仕方等について助言した。
- ・Bは、短い期間の間に家庭環境が大きく変化したことへの不適応が疑われた。

#### 【事例2】統合失調症傾向により児童虐待が疑われた母親を医療につなげるための活用事例（④）

##### 1 概要

当初、当該女子児童が登校途中で他学年の児童からいじめを受けていること等について、県教育庁の相談電話に相談が寄せられた。複数回受信しているうちに、地域住民とのトラブルが頻発していることやストーカー被害に遭っているなど、相談内容が過激なものになっていった。

相談電話は、夕食時にも架かってくることもあり、電話口からは幼い子どもの泣き声が聞こえることもあった。相談者である母親は、子どもが泣いている状況にもかかわらず、興奮しながら状況を説明することが多かった。

##### 2 対応

- ・母親の承諾を得て、関係教育事務所を通じて関係教育委員会に情報提供した。その後、関係教育委員会から当該学校へ情報提供し、そこからSCとのカウンセリングにつなげた。
- ・母親とのカウンセリングの結果、統合失調症の疑いがあるというSCの判断で、父親に来校してもらい、医療につなげる相談をしたところ、父親も承諾して受診することになった。

#### 【事例3】生徒の自死への対応のための活用事例（⑮）

##### 1 研修内容

生徒の自死が発生した学校において、「心の健康調査票」の実施の仕方や在校生やその保護者への説明の仕方や遺族への対応、グリーフケアについて校内研修を行った。

##### 2 実施の効果

在校生に関する予想される反応について教職員がイメージを持てた。これによって、対応の仕方について事前に準備できるとともに、教職員が共有できたことで一貫した対応が可能となった。

また、グリーフケアについて研修することで、「対象喪失反応」「否認反応」「現実検討の過程と反応」

「抑うつ過程と反応」「再適応過程と反応」それぞれの反応と、心のケアについて理解を深めることができ、在校生に寄り添った心のケアを行うことができた。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

###### ①在籍生徒100人あたりの不登校生徒数

SCの配置状況	効果検証対象学校	効果指標推移				分析
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
週1日、1回4時間配置の中学校	5	3.57	3.32	3.05	1.83	本県では、大規模校や生徒指導困難校へのSC派遣回数や派遣時間を増やしている。全国平均に比べ、100人当たりの不登校生徒数は多いが、年々減り、28年度には全国平均を下回っている。
全国平均	—	2.69	2.76	2.83	—	

②スクールカウンセラー等を配置・派遣した学校には、年度末に次年度の派遣希望の有無と派遣したスクールカウンセラー等の評価を依頼している。評価については、S（極めて適している）～E（評価困難）の6段階である。平成28年度の結果は以下のとおりである。

段階	S	A	B	C	D	E
学校数	61(31.4%)	121(62.4%)	10(5.2%)	1(0.5%)	1(0.5%)	0(0%)

なお、次年度も同じSCを希望するかどうかについては、以下のとおりである。

同じSCを希望する	189校(97.4%)
別のSCを希望する	5校(2.6%)
合計	194校

##### (2) 今後の課題

- ・平成31年度までの全公立小中学校へのSC派遣に向けて、県教育委員会ホームページにおけるSC公募や県臨床心理士会等関係機関への依頼を行っているが、SCの人材確保が課題である。
- ・市町村教育委員会からは小中連携型の配置を希望する声があるが、配置校からは同一カウンセラーの継続配置の希望が目立つ。現在、同一中学校区で異なるSCを派遣している場合は調整が難しい。

# 岩手県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

東日本大震災により、心にダメージを受けた幼児児童生徒のこころのサポートのために、スクールカウンセラーを配置するとともに、臨床心理士等で構成する「こころのサポートチーム」を活用しながら、組織的・継続的にこころのケアに取り組む。

### （2）配置・採用計画上の工夫

公立中学校において、被災状況、学校規模、支援ニーズ等に応じて配置した。公立小学校については、ニーズの高い学校に配置した。また、沿岸部の被災児童生徒が在籍する学校を巡回して支援にあたるための巡回型カウンセラー(13人)を配置した。

県立高校は主に拠点校配置（エリア担当制）とし、10エリアを10人の臨床心理士が配置した。これとは別に、沿岸部の被災の大きい地域の高校（6校）については、大学チーム（岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学）を配置した。

採用については、特に配置が難しい地域への勤務が可能かどうか等も把握しながら、ニーズが高い地域への配置を考慮し、採用を行っている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### ◆配置校数（小・中・義務教育学校については、市町村立学校及び県立中学校。高校、特別支援学校については県立学校。）

小学校	183校
中学校	158校
義務教育学校	1校
高等学校	58校
特別支援学校	13校

#### ◆資格

##### ○スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 63人 ②精神科医 0人 ③大学教授等 0人

##### ○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 23人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

#### ◆主な勤務形態

- ・単独校 小学校 50校（週1日・1回4時間または6時間）  
※年35回：45校、年17回：5校
- 中学校 17校（隔週1日・1回4時間または6時間）（年間6日・1回6時間）  
※年17回：14校、年6回：3校
- 高等学校 7校（週1日・1回4時間または6時間）

※年 70 回：1 校 週 2 日・6 時間、被災の大きい学校 6 校 週 1 日・4 時間  
特別支援学校 13 校（月 1 日・1 回 4 時間）

- ・拠点校 高等学校 52 校（月 1～2 日・1 回 3 時間）
- ・対象校 中学校 123 校（週 1 日・1 回 4 時間または 6 時間）

※年 35 回：123 校 学区内の小学校も対象

- ・巡回校 小学校 64 校（週 1 日・1 回 6 時間）
  - 中学校 17 校（週 1 日・1 回 6 時間）
- 沿岸部 3 教育事務所に配置  
※名称：巡回型カウンセラー

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

### （2）研修回数（頻度）

年 3 回（うち 1 回は、県臨床心理士会が主催するもの）

### （3）研修内容

- ・児童生徒の自殺予防
- ・今後のこころのサポートで大切にしたいこと
- ・スクールカウンセラーが担う役割

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・SC 連絡協議会において、児童生徒の自殺予防について研修を行った。講師を招聘し、自殺予防についての基本的な考え方や、SC として自殺予防にどのように関わっていくことが大切か等について学んだ。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SV の設置

沿岸部の 3 教育事務所に 3 人の SV を県外から派遣している。また、本庁勤務の SC 1 名を SV とし、希望のある SC（主に準ずる者）に対して SV を行う体制を整えている。

#### ○活用方法

スクールカウンセラーへの SV に加えて、SC・教職員研修会等の講師を務めるなど、心理教育やこころのケアに関する専門性が求められる場において積極的に活用している。

### （6）課題

- ・県内において有資格者は増えてきているものの、準ずる者も多く、スクールカウンセラー全体の資質向上が求められる。
- ・県内の SV を担える有資格者の数が限られているため、他県から招へいしなければ、被災地等の学校のニーズに十分応えられない。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障害等のための活用事例（12）

事例：小学校男児

本事例の男児は、入学時から、学校で落ち着きがない様子が見られた。S S Wから本児の家庭環境に関する情報が提供されており、副担任がサポートしながら学校生活を送った。

学年が進むと、些細なことで感情が高ぶったり、教室の中で暴れたりするようになった。教員が、暴れる本児を静止しようとする、さらに行動が激しくなっていた。保護者に連絡すると、家では普通であり、気になる変化はないとのことであった。

学校は、関係職員とS C、S S Wを交えてケース会議を開いた。本児の行動が激しく、他の児童への影響が大きいことから、別室で少しずつ勉強や活動に取り組みせ、本人の能力や特徴を把握することに努めた。

また、S Cと母親が継続した面談を行い、家庭での様子や、母親の関わり方、母親自身の悩み等を聞いた。その中で、本児を褒めたり甘えさせたりすることができず、それを学校から要求されると負担に感じ拒否的な構えになってしまうことが母親から話された。

本児の就学前の家庭環境、現在の学習や社会性、さらに母親面談結果から、本児が発達と愛着に課題を持つ児童であると考えたS Cが、母親との面談を継続する中で、医療受診をすすめ医療へつなげることができた。

また、校長の判断のもと、医療と学校との有効な連携を図るため、母親の承諾を得て、S Cが受診前に医療に学校での様子等について情報提供した。さらに、医療的な見立てが出来たところで、S Cと教員と一緒に病院へ行き、診断および本児の対応について話を聞いた。

本児への支援は、環境調整等を含め特別な支援を長期にわたって継続していく必要があったが、医療からの話をS Cが直接聞くことができたことで、教職員は、日常的に支援方法をS Cに相談することができた。またS Cの母親面談における、目標も明確にすることができた。

年度が替わり、担任・副担任が変わったが、本児の状態が悪化しなかった。S Cが、それぞれの間に介在することで、学校・医療・家庭が効果的に連携し、また長期にわたって一貫した方向性を持って当該児童を支援し続けることができた。

#### 【事例2】性的な被害のための活用事例

当該女子生徒の保護者から、性的な被害について学校へ相談があった。学校で事実確認を行ったところ、加害とされる男子生徒も事実を認めたことから、学校は警察と連携しながら、対応にあたることとした。

学校は、被害生徒の保護者との連携を密にしながら、被害女子生徒のこころのケアを最優先に考えていくことにした。

被害女子生徒とのS Cとの面談を実施するにあたり、学校は被害生徒の保護者とS Cとの面談の機会を設定した。その中で家庭での生徒の様子や、保護者として心配なこと等についてS Cが話を聞いた。

その上で、当該被害生徒と面談を複数回実施し、これを受けて学校へのコンサルテーションを行った。

本事案に係り、S Cは複数回のケース会議にも参加し、対応の方針について協議するとともに、継続して教職員と連携しながら、対応にあたった。

#### 【事例3】校内研修のための活用事例（15）

事例：児童生徒の被災体験に関わる研修

当該校では、9年間を見通した児童生徒理解が不可欠だという認識のもと、小中合同で「こころのサポート基本研修会」を実施している。

被災地における児童生徒のこころのサポートを考えるにあたって、被災体験やトラウマによる影響を考える必要があることから、「心とからだの健康観察」結果の経過を全職員で確認するとともに、児童生徒の状況や支援のあり方について、SCが話を助言してきた。

その研修会の中で、中学校の教員から「被災当時小学生だった生徒たちが、どのような体験をしてきたのか知りたい」という思いが述べられた。また、震災後に当該校に着任した教員から、「ふと児童生徒が被災関連の話をした時に、どう対応したら良いか分からない。被災時から勤務している教員に話を聞くのをためらう。」という思いをSCに語っていた。

そこで、SCと教育相談担当教員が相談し、すべての教員が落ち着いて被災体験を持つ児童生徒と向き合うことができるように、教員間で児童生徒の被災体験を共有（語り継ぎ）する教員研修を行った。

目的：児童生徒の被災体験の理解（被災体験の違いが存在する中、どのように相手に関わるか）

<当日の研修内容>

- ① 各学校における児童生徒の被災体験（被災当時から勤務している教員が話をする）
- ② 小グループでお互いの思いを語り合う ③ リラクゼーション
- ④ 校長の話 ⑤ アンケート（感じたこと、考えたこと、発表者に伝えたいこと）

<小グループ間で話された内容や、アンケートに書かれた内容>

- ・学校におけるこころのサポートを実践していくために、児童生徒の被災体験について、伝えられたり、聞くことができたりしてよかった。
- ・被災地に着任してきた思い、とまどい、さまざまに抱えている自責の気持ち等を話すことで、苦しんでいるのは自分だけではないと分かりほっとした。
- ・被災時から今まで、児童生徒のために頑張ってきた先生方への感謝や労いの気持ちとともに、その思いを受け繋いでいくために、自分ができることは何かを考えた。

異動により、教員が入れ替わっていく学校において、教員は児童生徒の被災体験に触れることに対して、過敏になりすぎたり、怖くて扱えないと感じたり、あるいは、時間がたっているからもう大丈夫であろうと判断してしまうことが、児童生徒のこころのサポートを継続していくことを難しくさせる可能性がある。互いの被災体験の違いが壁になって、教員間で被災に関して話をしづらいという現状の中、教員だけでは扱うことが難しかった「被災体験の共有」について、SCが係わることで安心・安全に配慮して研修することができた。

## 【4】成果と今後の課題

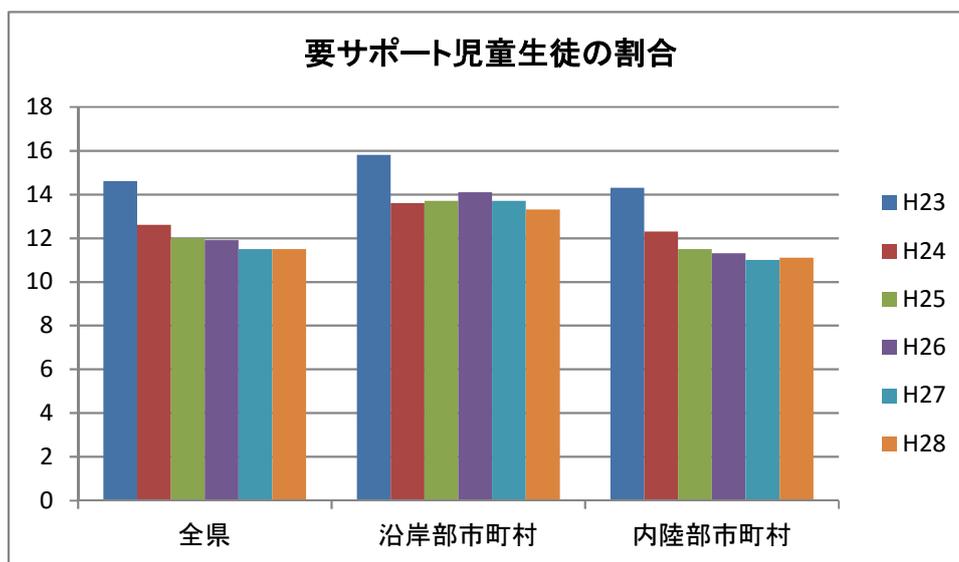
### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### <「心とからだの健康観察」集計結果から>

□本県の要サポート（過覚醒、再体験、回避・まひ、マイナス思考の項目において、サポートラインに達している）の児童生徒の割合は年々減少傾向にある。

□小学校低学年の「要サポート」の割合は高いが、学年進行とともに減少に転じている。

これらのことから、スクールカウンセラー等の活用により、学校生活の中で適切なところのケアが行われていると捉えることができる。



### (2) 今後の課題

- ・被災を経験した児童生徒における「要サポート」の割合は依然として高いことから、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- ・今後更に効果的にSCを活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談やこころのケアをSCと協力して実施することができるようにすること。
- ・学校の中でSCがいじめや不登校等の問題に対応していくために、一層の資質の向上を図っていくこと。
- ・各学校における効果的なSCの活用の在り方について周知していく必要があること。

# 宮城県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 本県における児童生徒を取り巻く生徒指導上の諸課題における、不登校や高等学校の中途退学については、震災前から全国値と比較して高い水準にあったが、震災6年後もその傾向は継続している。地域的には、津波による直接的な被害を受けた沿岸部だけでなく、沿岸部や他県からの避難・移転が多くあった内陸部や県南部地域でも同様の傾向にある。
- インターネット環境の普及等による問題行動の広域化・複雑化や震災による家庭環境の変化、保護者の監護能力の低下等により、対応や指導に苦慮するケースが増加している。
- 児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整え、不登校等の問題行動や震災の影響等を踏まえた心のケアへの対応を充実させるため、スクールカウンセラーの効果的な活用が必要である。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小学校 : 全ての市町村教育委員会に広域カウンセラーを配置し、全小学校に対応。

中学校 : 全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置。

高等学校 : 全ての県立高校にスクールカウンセラーを配置。

特別支援学校 : 全ての県立高校を対象にし、要請に応じて配置。

※ いずれの校種においても、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーの緊急派遣を計画している。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ○配置学校数

小学校	: 262校
中学校	: 139校
高等学校	: 73校
特別支援学校	: 17校

#### ○資格

#### ■スクールカウンセラーについて（のべ人数：学校配置）

##### ① 臨床心理士

小学校	: 31人
中学校	: 61人
高等学校	: 42人
特別支援学校	: 13人

② 精神科医 ※ いずれの校種においても該当者なし。

③ 大学教授等 該当者なし。

#### ■スクールカウンセラーに準ずる者について（のべ人数：学校配置）

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

小学校	: 7人
中学校	: 4人
高等学校	: 4名

特別支援学校： 3人

- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

小学校 : 10人

中学校 : 9人

高等学校 : 6人

特別支援学校 : 1人

- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者  
いずれの校種においても該当者なし。

○ 主な勤務形態について

小学校 262校 (週1回～月1回程度、年間平均19回、1回6時間～8時間)

中学校 139校 (週1回～週2回程度、年間平均4回、1回6時間～8時間)

高等学校 73校 (月2回程度、年間平均24回、1回6時間～8時間)

特別支援学校 3校 (月1回程度、年間平均12回、1回6時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- 小・中学校 スクールカウンセラー  
○高等学校(特別支援学校・高等部を含む) スクールカウンセラー及び学校担当者

### (2) 研修回数(頻度)

- 小・中学校 連絡会議(年2回)、各教育事務所単位のスクールカウンセラー研修会(年1回～2回)  
○高等学校 連絡会議(年2回)、地区別連絡会議(県内7地区:各地区年1回)

### (3) 研修内容

- 小・中学校  
・県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明  
・事例検討会等の研究協議等

- 高等学校  
・県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明  
・本県の教育相談の状況についての説明  
・児童生徒を取り巻く諸問題に係る講演会  
・事例検討会等の研究協議等

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 小・中学校  
・事例検討会を通して、事例の見立ての方法等の見直しを図ることができた。また、講師からの指導助言を受けて見識を深めることができた。
- 高等学校  
・「自殺予防の取組」に係わる講演会を行い、生徒の家庭環境を踏まえた適切な支援の在り方について講演を行い、見識を深めることができた。  
・事例検討会において、仮想事例を検証することを通して、スクールカウンセラー及び学校担当者の事案の見立てや教育相談体制の見直しを図ることができた。

## (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

### ○SVの設置

- ・小・中学校

7教育事務所に「専門カウンセラー」の名称で13人配置（年間70回配置：のべ回数）。

- ・高等学校（特別支援学校を含む）

県教育委員会高校教育課に4名配置（年間24～30回程度配置：のべ回数）

### ○活用方法

- ・スクールカウンセラー及び教職員への助言及び援助。
- ・児童生徒，その保護者及び教職員へのカウンセリング。
- ・各学校及び生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供。
- ・スクールカウンセラー及び教職員の研修における指導及び助言。
- ・その他，教育委員会が必要があると認める業務（緊急時の派遣対応）等。

## (6) 課題

- ・スクールカウンセラーと校内担当者の打合せの時間の確保，相談のあった生徒について担任との情報共有などの教育相談体制づくり，相談のあった生徒について，担任がどうかかわるか，学年としてどうかかわるかという教育相談体制づくりが課題である。
- ・スクールカウンセラーが相談を受けた生徒の問題で，一人で抱え込まないようにスクールカウンセラーの横のつながりをつくることや，スーパーバイザーに相談しやすい環境をつくるのが課題である。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】スクールカウンセラーを活用した教育相談体制づくりの活用事例（①不登校）

生徒Aは、中学時代には友人関係でのトラブルにより、学区外の中学に転校。地元を離れて、中学時代を知っている人達から離れたたいとの理由から、親元を離れての進学・生活していた。常にマスクをしており、他人の気持ちを想像して話したりすることを苦手としていた。

入学式当日に“いじめを受けた”とのことから、「クラスに入れない」との訴えにより、担任教諭、養護教諭、教育相談部の教員など複数人が本人と面接する（登校はするが、別室などで対応）。ほぼ毎週面接を行う中で、「中学の時を思い出す」「同じようになるのではないかと不安」との訴えが始める。

生徒Aとの面接を重ね、生徒Aの人となりや特徴などを把握したり、保護者と面接し、幼少期からの経過や中学時代のことを聞き取りした。いじめを訴えたケースであったため、SCのアドバイスを受けながら、中学時代や現在の気持ちを受け止めとめた。

親元を離れての不安なども垣間見られたことから、担任教諭、養護教諭、教育相談部の教諭、SCの連携で学校で生徒が見守られていると思える関わりや体制作りや両親の協力体制を強化し、ケース会議で支援体制について話し合いを行う。担任・養護教諭・SC・保健教育相談部員等多くの教員で関わり、様々な方面から話を重ねていった結果、生徒Aは1期考査を教室で受けたのを境に、その後クラスに戻る事ができている。

#### 【事例2】スクールソーシャルワーカーとの協働に係る活用事例（⑫発達障害等）

母親が外国出身で、生徒Bは外国で生活していた。10歳で来日。義父は、単身赴任中で週末に帰ってくる人が多い。生徒Bは幼い頃住んでいた外国でADHDと診断されており、小学生の頃から通院、服薬を継続している。しかし、中学校から特別な支援は受けていない。親子共に日本語の理解が不十分で、文化の違いに戸惑っている様子がうかがえる。生徒B、クラスでも部活動でも、親しい友人がいない。

そこで、SSW、担任、学年主任、保健厚生部等関係者が出席し、情報共有や対応について話し合っている。また、特別支援教育委員会を2回開催し、校内での支援のあり方について話し合っている。

生徒Bに対しては、関係機関とも連携しライフスキルトレーニングやアンガーマネジメントを実施し、感情の表出方法等を学び、対人関係等の改善を目指した。同時に、周囲の生徒に対してストレスケアやソーシャルスキルトレーニング等を実施し、校内における環境調整を行い、当該生徒も含めて安心して生活できる環境を目指した。

母親に対しては教職員からの声掛けや教育相談を通して支援し、生徒Bへの家庭での対応力をあげ、また、関係機関と連携し、家庭の見守りや支援体制を継続していくことにより、生徒Bが家庭でも安心して生活できる環境づくりを支援した。

生徒Bは、少しずつだが自己表現ができるようになってきた。また、自身で感情のコントロールに努め、今までより落ち着いた学校生活を送ることができるようになってきた。全職員で見守りをする事で、生徒Bと他生徒とのトラブルが減少してきている。

#### 【事例3】スクールカウンセラーによる校内研修の活用事例（⑮校内研修）

定期考査の午後の時間帯に、SCによる校内研修を年1回実施している。生徒指導が困難な生徒が増加し、いわゆる今までの生徒指導が通用しない生徒がいる。そのような生徒の増加に伴い、発達障害が疑われる生徒の特性について研修会を実施している。また、そのような特性がある生徒とどうかわるのが良いのか、どんな言葉をかけるのがよいのかをという知識を知っていると、実際に対応するとき役に立つのではないかとと思われる。

また、今後はワークショップで、このような特性を持った生徒とのかかわり方について意見を出し合う研修に発展させたい。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ○各学校における成果

- ・友人関係や不登校、学業・進路、家族関係等の相談に応じ、児童生徒への適切な助言とともに、定期的なケース会議の開催等の実施により、教職員との情報共有が円滑に行われ、組織的な支援体制をつくることができた。
- ・児童生徒等にエンカウンター等の手法を用いた活動を行い、対人関係スキルの向上を図ることができた。また、校内研修会を開催し、教職員一人一人のカウンセリングスキルを向上させることができた。
- ・特別支援教育コーディネーター等と連携し、発達障害の疑いがある児童生徒への適切な支援等を検討することができた。
- ・高等学校の相談件数であるが、教育相談体制の充実を目指した取組や教職員のカウンセリングスキルの向上により生徒の相談件数や相談人数は、震災後、減少傾向にあるが、現在は横ばいとなっている。これは生徒が相談しやすい環境づくりの成果ではないかと考える。

1 相談人数(総計)の推移							
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
相談人数(年間)	11215	15,732	15,053	9,353	9,280	9,938	9,362
1校当たりの相談人数	109.2	199.1	190.5	118.4	118.9	130.8	128.2

2 相談件数(総計)の推移							
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数	6587	10,050	9,366	8,867	8,885	9,529	9,184
情報交換	2861	4,096	4,337	6,524	6,021	6,597	6,599
総計(計)	12309	14,146	13,703	15,391	14,906	16,126	15,783
1校当たりの相談件数	118.1	179.1	173.5	112.2	113.9	125.4	125.8

※ H26とH27の「情報交換」の値は、集計方法の変更により「情報交換会に参加した人数」を参考値として計上している。

### (2) 今後の課題

#### ○各学校における課題

- ・相談件数の増加に伴って、スクールカウンセラーと教職員の情報交換の時間が十分に確保できない状況にある。また、家庭環境に問題があったり、発達障害が疑われたりする児童生徒に対して、スクールカウンセラーと教職員の他に、外部機関との連携が必要なケースが増加している。

#### ○県教育委員会における課題

- ・スクールカウンセラーの配置について、各学校からの要望に応じた対応には、臨床心理士等の有資格者の人材確保が難しい状況にある。

# 秋田県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・いじめ等の児童生徒の問題行動や不登校の対応に当たって、学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・各市町村教育委員会に対して配置希望調査を実施し、生徒の状況、学校規模等を基に県教育委員会が決定している。スクールカウンセラー等は中学校に配置され、その中学校を担当するほかに、必要がある場合は配置された中学校区内の小学校を併せて担当することができる。
- ・未配置校については3教育事務所に所属する広域カウンセラーがカウンセリング等を担当する。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### ●配置校数について

中学校 80校

※高等学校には、県費で6拠点校にスクールカウンセラーを配置し、県内53高校に全て対応している

- ・スクールカウンセラー等 県内115中学校の内、80校に配置
- ・広域カウンセラー 義務教育課、3教育事務所の計4か所に配置

#### ●資格について

##### ○スクールカウンセラーについて

①臨床心理士：30人 ②精神科医：0人 ③大学教授等：1人

##### ○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：1人

#### ●勤務形態について

スクールカウンセラー

- ・15中学校（年間210時間 1日6時間×35週）
- ・20中学校（年間140時間 1日4時間×35週）
- ・45中学校（年間70時間 1日2時間×35週）

※年間の時数を超えないよう、各校において柔軟に運用可

広域カウンセラー

- ・義務教育課、3教育事務所に配置（年間240時間×4課所）

※未配置校のカウンセリングや突発的な事故発生時の緊急支援に対応

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ・平成28年度スクールカウンセラー配置事業連絡協議会  
年間時数210時間の中学校のスクールカウンセラー及び教育相談担当職員（生徒指導主事）等

### (2) 研修回数（頻度）

- ・年1回

### (3) 研修内容

- ・スクールカウンセラーの学校における効果的な活用等について情報交換及び協議を行う。

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・不登校の事例について取り上げ、適切な関わり方（本人、保護者、学校、関係機関）等について意見交換をした。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### OSVの設置

- ・設置なし

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーは、他の業務と兼任している場合が多く、全員参加の研修の実施は難しい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】児童・保護者に対する障害受容と適応性向上のための活用事例（⑫発達障害等）

##### <対象、きっかけ>

- ・衝動性が高い小3男子児童。小学校入学前から、思い通りにならない状況では感情を爆発させ、逸脱行動を示していた。今年度、家庭で注意されたことで家を飛び出し、警察に保護されたこともある。心配した保護者がスクールカウンセラー面談を希望した。

##### <カウンセラーの動き>

- ・カウンセラーは、児童・母と同席面接し、それぞれから成育歴や家庭・学校での様子など、詳しく聞き取りを行った。その後、児童を途中で退席させ、母親と面談を続けた。カウンセラーからは発達障害を有する可能性を説明し、状態が改善しない場合は専門機関に受診・相談するよう助言した。母も我が子の発達障害を疑っていたとのことで、助言に対する抵抗はなかった。
- ・また、カウンセラーから母に「教育のユニバーサルデザイン化」について説明した。障害の有無に関わらず、児童が理解し易い対応・指導をすることにより、状態が改善する可能性があることを伝えた。その具体的なアプローチとして、「問題の外在化」による衝動制御や親子での協力関係づくりについて指導した。
- ・再び児童を同席させ、「問題の外在化」に基づく現状の理解や、努力目標、家族との協力などについて話し合いを行った。児童の理解は十分ではなかったが、抵抗・反発ではなく、課題の共有ができた。
- ・児童・保護者の帰宅後、関係教職員へのコンサルテーションを行った。学校側でも発達障害を疑っていたが、どのように保護者に伝えればよいか迷っていたとのこと。カウンセラーから障害の可能性について説明したことより、今後は受診等についても保護者と忌憚のない話し合いができそうだとの感想もあった。カウンセラーからは「問題の外在化」の説明を行い、翌日資料を作成し、学校に送付した。

#### 【事例3】いじめ対策委員を対象とした研修会のための活用事例（⑮）

##### <目的>

- ・教職員及び学校評議委員を対象とした、いじめ・不登校への対応についての理解を深める研修会を実施

##### <研修内容>

- ・対象 教職員及び学校評議委員（学区の有識者）
- ・時間 2時間（いじめへの対応1時間、不登校への対応1時間の2回に分けて実施）
- ・内容 学校の具体的な取組事例を基にした、対応についての研修
  - いじめアンケートを活用した、受容的な二者面談についての研修
  - いじめを訴える「投書箱」の効果的な活用事例の紹介
  - 児童と管理職の効果的な面談についての研修
  - 不登校に悩む保護者との面談についての研修
  - 不登校児童・生徒の性格に応じた対応のポイントについての研修
  - 面談を活用して登校日数が増加した児童の事例の紹介

##### <実施の効果>

- ・スクールカウンセラーが、学校のいじめ防止や不登校対応の取組の成果を価値付けたことで、教職員が、自校の取組の成果や改善点を意識することができた。また、参加した学校評議委員も、学校のいじめ防止と不登校の未然防止の取組の様子を理解することができた。学校のいじめ問題や不登校に対する取組を例に、スクールカウンセラーを活用した研修会を実施したことで、地域の方々と学校の教職員が、互いに「育てたい子どもの姿」を確認するよい機会となった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<在籍生徒 1000 人当たりの不登校生徒数>

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	効果検証 対象学校数	1000 人当たりの 不登校生徒数	効果検証 対象学校数	1000 人当たりの不登 校生徒数 (前年比)	効果検証 対象学校数	1000 人当たりの不登 校生徒数 (前年比)
S C 配置校	75 校	21.91 人	78 校	21.49 人 (-0.42 人)	80 校	21.93 人 (+0.44 人)
S C 未配置校	46 校	15.40 人	39 校	14.63 人 (-0.77 人)	35 校	16.39 人 (+1.76 人)
全国平均		26.9 人		27.6 人		28.3 人

- ・市町村の希望を踏まえ、不登校生徒の多い学校に優先的にスクールカウンセラーを配置しているため、千人当たりの不登校生徒数はスクールカウンセラー配置校の方が多い。しかし、スクールカウンセラー未配置校では平成 28 年度に 1.76 人増加しているのに対し、スクールカウンセラー配置校では 0.44 人の増加に抑えられている。
- ・また、全国平均と比べても良好な状況を維持できているのはスクールカウンセラー等活用事業の効果であるといえる。

### (2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラーの勤務時間と関係教職員との勤務時間（時間割）との兼ね合いもあり、担任とのコンサルテーションの時間の確保や教職員との相談時間の確保等が課題である。
- ・学校によっては希望者が多く、またカウンセリングを勧めたい生徒もいるため、カウンセラーとの時間調整で苦慮しているとの声もある。配置時数の増加に対する要望が多い。

# 山形県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動への対応のため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下スクールカウンセラー等という。）として、小学校・中学校・高等学校に派遣し、学校におけるカウンセリング機能を高めるとともに、スクールカウンセラー等の活用により課題の解決を支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 県立中学校への配置は、単独校配置とする。
- ・ 市町村立中学校への配置は、拠点校方式（中学校を拠点校とし、近隣地域の中学校を対象校とする方式）とし、当該校や地域の実情に応じて近隣の小学校の児童等との教育相談活動を実施できる。教育事務所毎に市町村教育委員会からの情報を集約し、抱えている課題を踏まえて派遣先を決定する。
- ・ 県立中学校、市町村立中学校ともに、2～3名のスクールカウンセラー等を配置し、そのうち少なくとも1名はスクールカウンセラーを配置する。
- ・ 高等学校については、県教育委員会で特に必要があると認める6校に配置する。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### ※配置校数

小学校	7校
中学校	60校
高等学校	6校

#### ※資格

##### （1）スクールカウンセラーについて

- |        |     |                                     |
|--------|-----|-------------------------------------|
| ①臨床心理士 | 44人 | （※①③の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。） |
| ②精神科医  | 0人  |                                     |
| ③大学教授等 | 0人  |                                     |

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- |  |     |
|--|-----|
| ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者    | 4人  |
| ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 | 12人 |
| ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者               | 0人  |

#### ※主な配置形態

単独校	1中学校	(週1日・1回6時間・35週)
	6高等学校	(週1日・1回4時間・23週)
拠点校	55中学校	(週1日・1回6時間・35週)
対象校	要望等があった場合に、必要に応じて配置する。	

巡回校 なし

県教育委員会 県教育相談員・スクールカウンセラー等無配置中学校、その他緊急時に必要に応じて派遣する。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールソーシャルワーカーや県独自事業の教育相談員等を対象とした全県研修会、教育事務所毎の研修会を開催し、希望制でスクールカウンセラーの参加を募っている。

### (2) 研修回数（頻度）

全県研修会：年2回 教育事務所研修会：年2回

その他、山形県スクールカウンセリング協会で相談活動に係る資質・能力の向上を図っている。

### (3) 研修内容

- ・第1回全県研修会 全体講話「発達障がいの理解と支援のポイント」、分科会
- ・第2回全県研修会 全体講話「保護者との向き合い方を考える」、分科会
- ・教育事務所研修会 児童相談所との連携等に関する研修、いじめの対応に関する研修、事例検討

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・具体的な事例に即した研修

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り

#### ○活用方法

スクールカウンセラーとして任命した者のうちから、特に臨床経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして県教育委員会に置く。エリアカウンセラーは、スクールカウンセラー全体の資質向上を図るため、必要に応じて、スクールカウンセラー等に対する指導・助言（スーパーヴィジョン）を行う。

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた専門性の高い研修機会の設定

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】心身の健康・保健等のための活用事例（⑥⑧⑩）

生徒Aは、以前から不安傾向の強い生徒であった。前年度から保健室の利用が目立つようになり、養護教諭が対応していたが、Aの様子に過度の緊張や対人過敏が見られることから、スクールカウンセラーにつながった。

Aとの面談で生活状況を聴き取ると、衛生面に問題があること、食事が満足に摂れていないことなど、不安定な生活を送っていることが分かった。背景には、家庭の経済的問題、祖父母の介護など、いくつもの重複した要因が考えられた。スクールカウンセラーは、学校・家庭と情報を共有し、校内でケース会議を開催することになった。

精神的なものと思われる症状の治療・改善のため、保護者に学校での様子を説明の上、医療機関を紹介した。また、保護者同意のもとに学校での様子等を医療機関に伝えるなど、学校・医療機関の連携を図りながら対応した。また、家庭環境の改善については、自治体の福祉部局の相談窓口と連携し、校内とは別にケース検討会議が開催された。

これらの対応を経て、生活状況が落ち着くに伴い、Aの学校での様子も良好なものになった。

#### 【事例2】暴力行為等のための活用事例（③⑧⑩）

生徒Bは、将来の目標を持ち勉学に励む真面目な生徒であり、これまで問題行動等の対応を必要とする生徒ではなかった。卒業が迫ってきた時期に、将来への不安や周囲からの励ましなど様々なものからプレッシャーを感じるようになり、校内で暴力的な行動を起こした。また、職員に対し暴言を吐くなど、問題行動が立て続けに表面化した。

スクールカウンセラーの対応は以下のとおりである。

- B、母親との面談を通して、潜在化していたBの家族への不満、将来への不安等についてカウンセリングを行い、心身の安定を図った。
- Bの受診のため、医療機関と連携・調整を図った。
- ケース会議に参加し、学校におけるBの受け入れ態勢、職員の安全面について検討するとともに、助言を行った。
- Bに対応した職員に個別のカウンセリングを行い、職員のメンタル面をケアした。
- 「キレル」生徒の要因と対処法について、全職員を対象にした講義を行った。

#### 【事例3】研修のための活用事例（⑮）

##### 1 研修の目的

実践事例に関する講義・研究協議を通して、成果及び課題を明らかにし、解決に向けた見通しを持つ。

##### 2 講義内容

学校における教育相談の意義と効果的なあり方 講師：エリアカウンセラー

##### 3 成果

- ・児童生徒や保護者との関わりについて、これまでの実践を見つめ直す機会になった。
- ・専門的知見から助言を受けることにより、職員の技量のアップにつながった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・ 中学校に配置するスクールカウンセラー等を対象とした全県連絡協議会において、スクールカウンセラーの役割と意義、学校の配慮事項等をまとめた資料を配布し、各校への周知と活用に努めている。
- ・ 上記全県連絡協議会では、全員面談を推奨している。生徒とスクールカウンセラーがつながりを持つことによって、相談しやすい関係づくり・雰囲気づくりが進み、前年度に比べて相談件数が増加した。

拠点校（中学校）における平均相談件数 H27：100件 H28：160件

- ・ 小学校での相談内容で割合が高いものは次のとおりである。

①不登校（37%） ②友人関係（31%） ③発達障害等（21%）

いずれの相談内容についても、保護者との面談が約半数を占めており、保護者に対してスクールカウンセラーの周知が進んできているといえる。また、必要に応じて医療につなぐなど、関係機関と連携した対応が広がっている。

### (2) 今後の課題

- ・ 臨床心理士の資格を持つ人材が慢性的に不足している。公募に加えて、県スクールカウンセリング協会と連携し、人材を確保する必要がある。
- ・ 中学校総数98校のうち、拠点校としてスクールカウンセラー等を配置している中学校は56校にとどまっている。全校配置に拡充するための県の財源確保が難しい。
- ・ 小学校での相談活動は、拠点校（中学校）の配置時間内で行う必要がある。今後も小学校・中学校相互の理解・連携を進めていくとともに、小学校でのスクールカウンセラー活用の拡充に向けた体制を整備する必要がある。

# 福島県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校、いじめ、暴力、高校の中途退学など、児童生徒の問題行動が多様化・深刻化する状況を踏まえ、スクールカウンセラー等の配置により、教育相談体制の充実を図り、問題行動の未然防止と早期解決を図る。

また、東日本大震災による被災地域の学校及び避難している児童・生徒を受け入れている学校等の児童・生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、医療機関等関係機関との連絡調整等を行い、児童生徒がPTSD（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、学校の実態及び被災地域の学校や避難している児童・生徒の受入状況、公立学校からの派遣要請等を踏まえて派遣計画を立案し、小・中学校・高等学校及び特別支援学校に対して、スクールカウンセラーを配置している。

また、中学校に派遣されたスクールカウンセラーは、派遣中学校区内で、スクールカウンセラーが未配置の小学校についても同様の職務を行い、義務教育の児童生徒全体をカバーするよう配慮している。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### 【配置校数】

小学校	131校
中学校	219校
高等学校	94校
特別支援学校	2校

#### 【資格】

##### （1）スクールカウンセラーについて

① 臨床心理士	124人
② 精神科医	0人
③ 大学教授等	6人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	26人
② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	39人
③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者	0人

#### 【主な勤務形態】

単独校配置	小学校	131校	(週1日・1回6時間)
	中学校	76校	(週1～2日・1回6～12時間)
	高等学校	94校	(週1日・1回4～6時間)
	特別支援学校	2校	(週1日・1回6時間)
拠点校配置	中学校	143校	(週1日・1回6時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ①スクールカウンセラー新卒者対応研修会
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催）
- ④各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内

### (2) 研修回数（頻度）

- ①スクールカウンセラー新卒者対応研修会 年3回
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区） 年1回
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催） 年1回
- ④各種生徒指導関係の講演会のスクールカウンセラーへの案内 その都度

### (3) 研修内容

#### ①スクールカウンセラー新卒者対応研修会

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、県内の公立小・中・高等学校に配置された大学院等新卒、または今年度から新たにスクールカウンセラーとして勤務している者等を対象に、講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラーとしての資質向上を図る。

- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ スクールカウンセラー等との個別懇談

#### ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、県内の公立小・中・高等学校及び特別支援学校に配置されたスクールカウンセラー等を対象にして、教育事務所ごとに講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラー等の資質向上を図る。

- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる講義・講話
- ・ 教育事務所の担当指導主事等による講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ スクールカウンセラー等との個別懇談 など

#### ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催）

震災・原発事故を契機に児童生徒の心のケアを図ることが急務となり、準スクールカウンセラーの比率が増加した。以前は臨床心理士を対象とした県臨床心理士会スクールカウンセリング委員会が主催する研修会に、会員以外の準スクールカウンセラーも参加可能とし、より専門性を高めることができる機会を設定した。

- ・ 県の指導主事から生徒指導、心のケア等の取組状況の講演
- ・ 事例研究
- ・ 域別の情報交換

#### ④ 各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内

県教育委員会が主催、講演する生徒指導や心のケア関連の講演会等の案会をスクールカウンセラーにも周知し、課題となっている教育問題や学校の取組について理解を深めることができるよう配慮している。

(4) 特に効果のあった研修内容

②域別スクールカウンセラー研修会（6地区）

スクールカウンセラースーパーバイザーが事例に基づき、不登校や不適応への対応を中心として、具体的な指導・助言を行った。また、様々な困難を抱えたケースに対してチームとして支援することの重要性について共有することができた。

④福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士SC委員会主催）

準カウンセラーは行政で実施する研修会以外で、地域のスクールカウンセラーと情報交換する機会が持てない状況にある。特に専門性の高い臨床心理士と一緒に、研修を行える機会は有意義で、横の連携の強化につながっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置 11名

○活用方法

- ・対応が困難なケース等についての助言及び支援
- ・スクールカウンセラーの研修会等における助言
- ・各学校におけるカウンセリング研修会等の教職員に対する助言
- ・その他、教育事務所長の必要と認めるもの

(6) 課題

震災・原発事故以降から6年目が経過し、様々な要因が複雑に絡み合った児童生徒の問題行動が発生している。特に不登校児童生徒数は震災以来、増加に歯止めがかからない状況である。児童生徒のみならず、帰還や転職、地域の分断等、様々な要因によるストレスを抱えた保護者の支援も含めた取組が今後益々重要になってくる。複雑化、複合化する問題に対処するためにも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めたチーム援助の推進が必要であるとともに、教育相談をコーディネートできる人材の育成が急務となっている。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障がいを抱えた不登校児童への支援（①⑱）

児童は以前より困り感が強く、嫌な記憶や友だちからの指摘などにより、心が落ち着かないと訴えていた。（いらいらしてくると授業に参加できず、担任や友達の助言に耳を傾けることもできなくなり、泣き続けたりその場を全く動かなくなったりする。）そこで、担任から本人にカウンセリングを勧め、月に1回のペースで実施した。その後、母親もカウンセリングを希望するようになり、両親ともかつては不登校だったことが判明した。しかし、児童は、困り感が改善されず、9月より不登校になった。そこで、カウンセラーは児童に、本人の思いを受け止めるとともに、規則正しい生活を送るなどのアドバイスを行った。母親には適応指導教室の検討や専門機関の受診を助言した。その後、医師の診断により、服薬を開始し、登校できるようになった。

#### 【事例2】家庭環境の影響で不安定になった児童への支援（⑦）

前年度から落ち着いた学校生活を送られないことが目立ちはじめた小学校4年男児の相談を、1年間継続して行った。両親が離婚した後、父親と生活しているが、実際に身のまわりの世話をしているのは祖母で問題行動の原因は明らかに愛情不足と思われる。授業中は学級担任よりも教頭や教務主任が対応してきたが、なかなか改善がみられなかった。スクールカウンセラーによる男児との相談や祖父母との相談を繰り返し、父親や離婚した母親とも面談した。学級担任とも相談状況を随時確認しながら支援を進めた。本人に関わる大人が全員そろって相談したこともあり、家族と学校が一体となって対応していくことを確認した。3月になってからは教室から勝手に抜け出すことはなくなり、席に座っていることが多くなり、家庭学習にも自主的に取り組むようになった。明らかな改善傾向が見られる。

#### 【事例3】人間関係に不安のある生徒への支援（⑤）

本校には、学区内に平成26年7月に開所された児童養護施設から通学する生徒が4名在籍（中2が3名、中3が1名）している。

スクールカウンセラーには、施設に所属している生徒へのカウンセリングはもちろん、施設の担当職員へのカウンセリングも行っている。県内各地からの転入生徒となるので、新しい環境での友人づくりや、同じ施設内で生活する生徒相互の人間関係における悩みを持っている。幼少期から、親からの虐待等、辛い体験をして、親元を離れての生活をしている生徒にとってのカウンセリングはとても重要である。彼らに対しては、定期的にカウンセリングを行うことで、心の安定と生徒理解に役立っている。スクールカウンセラーは本校にとって無くてはならない存在である。

#### 【事例4】中学3年生を対象としたストレスマネジメント（⑱）

3年生を対象に「受験前の心身の健康管理」として、学級担任・養護教諭と共に授業を行った。スクールカウンセラーからはストレスの対処法の講話があり、子どもたちは受験前のストレスや不安と上手に付き合う方法を学んだ。高校入試直前ということもあり、生徒たちの感想からは、「ストレスは無くすのではなく、上手に付き合うことが大切だと分かった」「不安な気持ちが少なくなり楽になった」と前向きな感想が多く、実りある授業を行うことができた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ① 活用に関するアンケートより

スクールカウンセラーの配置校全てにおいて、活用状況とその効果についてアンケート調査を実施している。学校とスクールカウンセラーの共通理解、情報共有、信頼関係等の設問項目に対しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は98%以上となっている。

震災により配置校数が急激に拡大したことに対応するため、スクールカウンセラー活用についてまとめたリーフを配付し、効果的な活用を図るための啓発活動を行い、学校内でのスクールカウンセラーの位置づけや活用について理解が図られてきたと思われる。

また、スクールカウンセラーの活用が図られ、効果を上げているとの設問には「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は95%であり、具体的な成果として、不登校の減少48.9%、震災、原発事故関係の心のケア20.0%、いじめの減少15.6%等が上げられている。一方、震災・原発事故以降の問題行動調査のデータをみると不登校の増加傾向は改善されていない。未だ収束を見せない原発事故により、地域が分断され、ふるさとに戻れずに不安定な生活を送っている児童生徒、及び県内全域の児童生徒にとって、スクールカウンセラーは必要不可欠の存在となっている。

#### ② スクールカウンセラーの配置効果について

##### 【効果指標】 不登校生徒のうち適応教室通級になった割合 (%)

SCの配置状況	対象校数	効果指標推移			
		平成27年	平成28年	差	分析
週2日(12h)配置の中学校	24	8.82	11.14	+2.32	週2日配置の中学校は不登校生徒を適応教室に繋ぐ割合が増えており、週1日配置と比較し、効果が高くなっている。週2日配置することにより、家庭訪問が可能になり、SSWとの効果的な連携が可能になったため。
週1日(6h)配置の中学校	195	8.29	6.83	-1.46	

##### 【効果指標】 不登校児童生徒のうち引きこもりの生徒の割合 (%)

SCの配置状況	対象校数	効果指標推移			
		平成27年	平成28年	差	分析
週2日(12h)配置の中学校	24	24.59	17.06	-7.53	週2日配置の中学校は不登校生徒の引きこもりを減少させており、週1日配置と比較し、効果が高くなっている。週2日配置することにより、家庭訪問が可能になり、SSWとの効果的な連携が可能になったため。
週1日(6h)配置の中学校	195	27.04	30.48	+3.44	

### (2) 今後の課題

震災・原発事故から6年目が経過し、震災時から一度も戻ることなく避難先を転々とし、転校先で適応することができずに、仮設となった学校に戻ってきた児童生徒も多い。今後、双葉地区の市町村が帰還し、学校が再開することにより、帰還するかどうか選択を迫られる家庭も多い。そんな不安定な中で、チーム学校として子ども達の支援にあたる必要がある。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上に併せて、チーム学校を推進する教育相談コーディネーターの養成が急務である。また、本県は県外カウンセラーの割合が大きいことから、相談者のニーズにあった地域医療との連携等に課題もある。今後、情報提供や県内カウンセラーとの横の連携充実ができるような研修や連絡体制を整えることも必要と考える。



# 茨城県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒における問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、公立小・中学校等にカウンセリングに関し高度で専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させる。

スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

より有効なスクールカウンセラーの活用を図るため、各学校の実態等を踏まえ、単独校、拠点校、対象校、派遣型校に分類し、配置、派遣している。中学校1校を単独校または拠点校とし、拠点校の近隣地域の他の学校1校または2校を対象校としている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置校数について

小学校	138校
中学校	219校
義務教育学校	2校
高等学校	26校
中等教育学校	2校

#### ※資格の記入について

##### （1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	90人
②精神科医	0人
③大学教授等	6人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	14人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	19人
③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	0人

#### ※主な配置形態について

単独校	35中学校	(週1日・1回7時間)
拠点校	125中学校	(月2日・1回7時間)
	1義務教育学校	(月2日・1回7時間)
	14高等学校	(月2～3日・1回4時間)
対象校	59中学校	(月2日・1回7時間)
	1義務教育学校	(月2日・1回7時間)
	82小学校	(月1～2日・1回4時間)

	1 2 高等学校	(月 2 ～ 3 日 ・ 1 回 4 時間)
	2 中等教育学校	(月 2 ～ 3 日 ・ 1 回 4 時間)
派遣型校	5 6 小学校	(年 3 回 ・ 1 回 4 時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

全スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年 1 回

### (3) 研修内容

「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」において「前年度の成果と課題」について協議

### (4) 特に効果のあった研修内容

授業プログラムについての具体的な取組に関する情報交換・改善に向けた協議

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無

### (6) 課題

年度初めに「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」の中で研修を実施しているところだが、年度途中において改善を図ることができるよう体制の見直しが必要である。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校解消のための活用事例（①，⑩）

##### 【概要】

定期的な登校しぶりがある中学1年女子生徒について、インシデントプロセス法によるケース会議を行った。スクールカウンセラーから、自我脆弱型の不登校タイプという見立てがあり、職員の共通理解を図り、役割分担をして生徒と関わることになった。

##### 【経過・対応等】

1学年を対象に「こころとからだの健康観察」という内容でスクールカウンセラーとともに授業を行った。生徒はチェックリストやアンケートの記入を通して、心身の状態を確認するとともにストレスや緊張との向き合い方を学習した。チェックリストから分析シートを作成し、職員が生徒指導や面談に活かすことができた。夏季休業中には学区の小中合同で、インシデントプロセス法によるケース会議の持ち方について、具体的な事例を交えて、スクールカウンセラーとの研修を行った。研修後は小中の教職員でケース会議や職員会議内での生徒指導についての情報交換が行われた。

##### 【結果】

スクールカウンセラーによる生徒の実態把握と、教職員による生徒との交流や傾聴を通して、自己肯定感の育成、内面の成長に働きかけることができ、学級における人間関係が好転した。小中の連携が図られ、兄弟関係の情報交換にも役立った。登校しぶりがある生徒は、欠席することが少なくなった。

#### 【事例2】心身の健康、保健に係る活用事例（⑩，⑪）

##### 【概要】

高等学校女子生徒の事例。学校行事の責任者となったが全体をうまくまとめることができなかつたことや、成績が低下したことで悩み、次第に不登校気味になったため、カウンセリングを受けるようになった。スクールカウンセラーは生徒の話に傾聴するとともに、生徒に自分の長所に目を向けさせ、できるだけ否定的な感情を抱かせないように努めた。また、生徒は母親を心の拠り所として悩みを相談しているため、母親の心理的負担も大きいことから、母親とも面談を実施して心のケアに努めた。

##### 【経過・対応等】

スクールカウンセラーは生徒との面談を継続して行っていたが、途中から「学校のことを考えると動悸が激しくなる、イライラ感が強くなる、死にたい気持ちが起こってくる。」などと打ち明けてきたため、心療内科を受診を勧めた。生徒は心療内科を受診して薬の服用も始めたが、その後も生徒の症状は改善されず、一番の理解者であった母親にも強く当たるようになった。また、生徒及び母親から担当医に対する不信感を示す言葉が出てくるようになったため、スクールカウンセラーはセカンドオピニオンの説明をして、別の心療内科を受診することを提案した。

##### 【結果】

新たに受診した心療内科の担当医の指導の下、生徒の状態が安定し、生活のリズムも元に戻り、スクールカウンセラーとの面談でも前向きな発言が見られるようになってきた。

#### 【事例3】コミュニケーションのための活用事例（⑯）

##### 【概要】

中学1年生全員に対して、スクールカウンセラーがT1となり、「話の聴き方スキルトレーニング」の授業を実施した。

##### 【ねらい】

相手が話しやすく、真剣に聴いていることが相手に伝わる聴き方を身に付け、受容的に聴いてもらうこと

のよさを知る。

**[内容]**

- ① 場面を設定し，二人組でロールプレイを行う。
- ② 「上手な聴き方」，「悪い聴き方」をそれぞれ行う。
- ③ 二つの聴き方について，どんな感じがしたのかを話し合う。
- ④ 振り返りカードを記入する。

(生徒の感想から)

- ・ 話を上手に聴いてもらうポイントが分かった。
- ・ 相槌を打つことが，話を聴くうえで大切なんだということが分かった。
- ・ 顔を見て話すと表情が見え，気持ちよく話したり，聴いたりするには表情が大事なんだと思った。

**[成果]**

受容的に聴いてもらうことのよさを知り，生徒同士は会話を楽しむことができた。この経験を通して，他人とコミュニケーションをとる際には，相手の話を真剣に聴き，人間関係づくりが促進され，問題行動の未然防止につながったと考えられる。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### 【資料】H28年度SC活用状況

##### H28年度スクールカウンセラー関係事業に係る調査（SC対象・学校対象）結果〔抜粋〕

No.	対象	設問	調査結果					
1	学校	SCを活用した校内研修の回数	平均 1.8回					
2	学校	SCを活用した授業プログラムの回数	平均 2.1回					
3	学校	SCが生徒指導部会、教育相談部会に参加	参加:43.2% 不参加:56.8%					
4	学校	SCによる教職員への支援や助言（校内研修を含む。）の状況	とてもよい	よい	やや努力を要する	努力を要する		
			67.5%	28.1%	4.0%	0.3%		
5	学校	SCへの年間相談件数に占める不登校に関する相談割合	10%未満	20%未満	30%未満	40%未満	50%未満	50%以上
			24.9%	15.6%	15.9%	8.7%	12.5%	22.5%
6	学校	SCへの不登校に関する相談のうち状況が好転した割合	10%未満	20%未満	30%未満	40%未満	50%未満	50%以上
			31.9%	12.4%	15.6%	6.0%	9.6%	24.5%
			十分できている。	部分的にはできているが要検討課題	できていない。早急な検討課題	できていない。実施が難しい。		
7	SC	児童生徒・保護者等の客観的な情報について、学校からSCへの伝達	69.1%	28.1%	1.8%	1.1%		
8	SC	不登校対策支援委員会へのSCの参加	11.7%	26.4%	32.1%	29.8%		
9	SC	SCが対応可能な反社会的問題がある児童生徒へのSCの活用	27.0%	46.4%	18.3%	8.3%		
10	SC	養護教諭によるSCとの情報交換・相談等	68.2%	30.2%	7.4%	1.9%		

- ・ カウンセリングの中で、ストレスへの対処法や良好な人間関係づくりなどについて、的確な助言をいただくことができ、生徒の表情がとてもよくなった。
- ・ 児童生徒との信頼関係を築きながら、共感しながら話を聞いて、相談者の自己肯定感を高めていくことができていた。
- ・ 職員研修で実施していただいた、リフレーミングやアサーショントレーニングなどの技法と活用方法について理解が深まった。
- ・ スクールカウンセラーの見立てで、医療機関受診が適当との見解により、生徒・保護者へ説明をして医療機関への受診につなぐことができた。助言を支援に役立てることができた。
- ・ 児童生徒・保護者へ寄り添った対応の仕方や、教職員の心の健康を保つポイントについて有効な助言をいただいた。

### (2) 今後の課題

- ・ 限られた勤務時間の中で、面談の合間を縫って、教職員との情報交換やコンサルテーションを行うことが難しい。
- ・ いじめ対策委員会や不登校対策委員会への参加が位置づけられていても、時間的に参加が困難である場合が多く、スクールカウンセラーの助言をもらえないことがある。
- ・ コーディネーターの先生との連携が大変重要である。

# 栃木県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として公立の小学校、中学校、高等学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の活用、その効果等に関する実践的な調査研究を行い、児童生徒の問題行動等の解決に資する。また、本事業をより円滑に実施するため、スーパーバイザー制度を取り入れ、学校及びスクールカウンセラー等への支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 小学校における相談要望の増加やスクールカウンセラーを幅広く活用する観点から、拠点校方式（中－中配置及び中－小配置）による配置を基本としている。問題行動等の発生率の高い8学級以上の中学校への配置を平成25年度までに完了した。平成26年度から、スクールカウンセラーの配置率の低い地区の中学校に新たにスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールカウンセラーの配置されていない小学校や高等学校への緊急時の対応や相談体制の支援等を行うために、各教育事務所管内にスーパーバイザーを1名ずつ配置した。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ○ 配置校数

小学校	276校
中学校	151校
高等学校	14校

#### ○ 資格

##### 1) スクールカウンセラーについて

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
  - ② 精神科医
  - ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者
- |         |     |
|---------|-----|
| ① 臨床心理士 | 62名 |
| ② 精神科医  | 0名  |
| ③ 大学教授等 | 10名 |

##### 2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
  - ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
  - ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- |   |     |
|---|-----|
| ① | 4名  |
| ② | 30名 |
| ③ | 0名  |

○ 勤務形態について

- 拠点校 1 2 9 中学校 : 週 1 回 7 時間 4 5 分または週 2 回各 4 時間  
対象校 2 7 6 小学校、2 2 中学校 : 月 1 回 7 時間 4 5 分または月 2 回各 4 時間  
拠点校 5 高等学校 } : 2 週に 1 回 7 時間 4 5 分または週 1 回 4 時間  
対象校 8 高等学校 }  
単独校 1 高等学校 : 週 1 回 7 時間 4 5 分を年間 4 0 週 (3 部制の高等学校のため)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象  
(2) 研修回数 (頻度)  
(3) 研修内容  
(4) 特に効果のあった研修内容  
(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

※ 県教育委員会主催での研修会は実施しておらず、県臨床心理士会が実施する研修会への参加を周知している。また、県の S C 担当者も年 2 回の研修会に参加して講話を実施したり、年に 2 度、臨床心理士会と県教育委員会とで共通理解を図るための打合せを設けたりしている。

○ S V の設置 有り

○ 活用方法

- ・ 重大な学校事故等への対応
- ・ 臨床心理的訓練を必要とする者への援助
- ・ 学校の教育相談体制への助言及び支援
- ・ 学校への総合的援助 (いじめ防止対策推進法における教育相談体制整備等を含む)
- ・ スクールカウンセラー等への適切な指導・援助

(6) 課題

- スクールカウンセラーの配置拡充に当たり、スクールカウンセラー等の資質の維持・向上を一層図る事が求められるため、業務内容の確認や研修の機会を確保していくことが必要である。
- 県全体の研修会だけでなく、各地区のスーパーバイザーを活用した小規模ながら確実に実施可能な研修会の実施等、スクールカウンセラーの横の連携が図れるような機会を設けることが考えられる。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】問題行動を起こしてしまう児童への対応事例（③・⑦）

小4男子児童は1年時より登校渋りがあり、教室に入ることが難しかった。2年時に一旦落ち着いたが、3年時に母親の仕事が忙しくなった頃から不安定になり、教室に入れなかったり、暴言を吐いたりするようになっていった。

4年時になると、授業を抜け出したり、離席したりと、さらに行動の乱れが見られるようになった。暴力行為も増加した。

保護者は当初、本児への問題意識が薄く、学校の対応を非難していたが、行動の悪化にどうしたらよいか分からなくなってしまっている。

そこで、スクールカウンセラーに本児を登校から下校まで張り付きで一日観察して、児童の状態をアセスメントしてもらうよう依頼した。その結果を基にコンサルテーションを行い、教員の関わり方や保護者の関わり方等について方針を決定した。本児の行動から見られる特徴が具体的に分析され、的確な方針と具体的な対応策が協議され、継続的に対応を続けていて、成果も現れてきている。

#### 【事例3】地区教育研究会における活用事例（⑮）

町の教育研究会において、スクールカウンセラーを講師とした研修会を実施した。小・中学校ともに課題となっている発達障害に対応するため、「小・中学校における特別支援教育の現状と課題」と題して、スクールカウンセラーから事例を交えながらの説明や、現在の児童生徒の問題行動について、自我発達の障害との関係や自己感の発達、主観的社会体験の発達などから考察した具体的な対応事例の解説があった。また、参加者同士の交流もあり、取組に対する情報交換も行った。

参加した教員からは、「直面している状況について、対応の手がかりがつかめた」、「心理学的な見地からの児童生徒について学ぶことは、自分の視野を広げる一助となった」などの声が聞かれた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 知能検査や特別支援学級への入級について、生徒本人や保護者への動揺が大きかったが、管理職・教員・SC等が適切に役割を分担し、望ましい就学指導につながった。
- カウンセラーのコンサルテーションや研修会により、教師の生徒理解や相談技能が向上した。
- 担任が児童生徒の問題行動について相談した際、専門的な見地からの助言を受け、問題の解決について様々な手立てを検討することができ、適切な対応ができた。
- 学校だけでは対応が困難であるケースについても、医療機関等につなぐことで、学校・医療機関・SCが連携して対応し、改善することができた。

#### （2）今後の課題

- ・教育相談体制の充実に資する研修と児童生徒への相談時間の確保を調整し、両立させていく必要がある。
- ・対象校からのニーズが増え、SCの継続的な関わりについて検討していく必要がある。
- ・相談に対して消極的な児童生徒、保護者への啓発について、さらに検討していく必要がある。

# 群馬県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校の教育相談機能の充実やいじめ・不登校等に関する相談対応の充実、さらに家庭環境等の問題を抱える児童生徒への支援の充実のために、公立小・中学校・中等教育学校、県立高等学校に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

公立小・中学校・中等教育学校、県立高等学校に全校配置しているため、学校の規模や不登校の人数等により、スクールカウンセラー等の勤務形態を変えて配置している。

できる限り中学校区の小・中学校に同じスクールカウンセラー等を配置し、小・中学校の連携をとりやすくしている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### <配置校数について>

小学校	309校
中学校	160校
高等学校	63校
中等教育学校	2校

#### <資格について>

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 72人      ② 精神科医 0人      ③ 大学教授等 4人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 22人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 57人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

#### <主な勤務形態>

○単独校配置	309小学校	(1回6時間：年12回、年15回、年30回)
	160中学校	(1回6時間：年12回、年15回、年30回)
	2中等教育学校	(1回6時間：年30回)
	63高等学校	(1回6時間または7時間：年10～35回)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

○スクールカウンセラー等（スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者）

※本県では、名称を「スクールカウンセラー」で統一している。

### (2) 研修回数（頻度）

○年1回（公立小中学校勤務者と県立高等学校勤務者を別日程で実施）

※別途、任用時に「スクールカウンセラー等事業説明会」を実施

○県臨床心理士会や学校教育相談学会が主催する研修会で、県教育委員会指導主事が講師を務めるなど、資質向上のための連携を図っている。

○S Vが自主研修会を開催し、資質向上に取り組んでいる教育事務所もある。

### (3) 研修内容

○本県の問題行動及び不登校の状況とスクールカウンセラーとの関わりについて

○スクールカウンセラー等活用事業の前年度の相談実績と業務に関わる留意点の確認について

○自殺予防教育の充実に向けたスクールカウンセラーの関わり方について

○学校の不登校対策の充実に向けたスクールカウンセラーの取組について

（新たな不登校を生まない学校の教育相談体制を構築するためのS Cの役割）

○スクールカウンセラーが抱えている課題等への対応について

### (4) 特に効果のあった研修内容

○本県の問題行動及び不登校の状況の理解と期待する役割の周知を図れた。

○スクールカウンセラーとして学校の自殺予防教育の充実にどのように関わっていくべきかについて、スーパーバイザーの講義により共通理解を図れた。

○各学校の教育相談体制の充実に向けて、スクールカウンセラーと意見交換や情報交換することは、業務の充実と資質向上に効果的だった。

○スクールカウンセラーがカウンセリング活動の中で課題となっていることについて、班別協議を行い、さらに、スーパーバイザーから助言を受けることで、取組の方針を確認することができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 県内5教育事務所に計6名配置（4事務所各1名、1事務所2名）

（義務教育対応分）1教育事務所あたり、年間210時間または180時間

（高校教育対応分）年間132時間

○活用方法 各教育事務所管内の新規任用スクールカウンセラー等への指導・助言

各教育事務所管内の深刻な問題行動や対応困難な事例が生じた場合の支援

### (6) 課題

○全スクールカウンセラーを集め、本活用事業の目的の周知や本県が抱えている課題解決に向けて共通理解を図ることができた。そのような共通理解をもとに、業務の充実に向けた資質向上に取り組むことは重要だが、勤務扱いとして連絡協議会に参加するため年1回以上の開催が難しい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1－①】子どもの特性の共通理解を図り、組織的支援を充実させるための活用事例（⑧・⑫）

中学1年A男は、物事に対するこだわりが強く、周囲に合わせて行動することが難しい発達の特徴があるため、学校内で興奮状態になってしまうことが多かった。また、落ち着いて生活できる家庭環境が整っていないため、学校がA男の支援の主体とならなければならない状況だった。

校内ケース会議において、A男の特性についてスクールカウンセラーの見立てをもとにして支援に関わる教職員の共通理解と支援の方針、行動連携を図った。また、スクールカウンセラーが定期的にA男との面談を、学校生活における不安を確認して、対処方法を共に考えるという機会として継続した。

スクールカウンセラーの助言をもとに、特定の教職員がA男の支援に関わるのではなく、A男の特性を複数の教職員で理解し、組織的・継続的に支援したことで、A男は学校生活における戸惑いが少なくなり、学校内で興奮状態になることなく学校生活を送れるようになってきた。

#### 【事例1－②】教職員が連携して支援できるような体制整備のための活用事例（①・⑤）

小学5年B男は、友人関係のトラブルをきっかけに、周囲との関わりや登校することに恐怖心をもつようになり、学校を欠席したり、体調不良を訴えたりすることが増え、授業を受けることに対しても不安を感じるようになっていた。

学校は、B男及び保護者にスクールカウンセラーとの面談を提案し、両者の了解のもと設定することができた。面談においては、スクールカウンセラーがB男に学校生活の不安などの状況を確認した上で、B男の不安な気持ちを保護者、担任に伝える形で共通理解を図った。また、安心感を得られる環境をつくるために、保健室や相談室の利用などをB男に提案した。

面談後、スクールカウンセラーの助言により、養護教諭や相談室担当教諭等、登校してきたB男の支援に関わる教職員を集め、対応の留意点について共通理解し、教職員が連携して支援できる体制を整えた。

教職員が共通理解した対応方針にしたがって、組織として対応していることで、B男は継続して登校するなど、学校生活への安心感を取り戻しつつある。

#### 【事例3】教育プログラムを効果的に実践するための活用事例（⑩）

C高校では、スクールカウンセラーによるストレスマネジメント講演会を実施した。

講演会では、①ストレスチェックの確認、②ストレス対処法についての解説、③友達のSOSへの対応の仕方の3点について講義した。生徒はあらかじめホームルームでストレスチェック用紙を記入して参加した。

- ・ストレスチェックの確認では、ストレスが心身にどのような影響を及ぼすかを解説し、生徒自身が自分のストレスの状態を確認した。
- ・ストレス対処法についての解説では、様々なストレス解消法を紹介し、リラックス呼吸法の体験を行った。
- ・友達のSOSへの対応の仕方については、友だちに悩みを相談されたときには、良い聞き手になることと信頼できる大人につなげることが大切であることを話した。

参加生徒は、「ストレスの影響や対処法がよく分かった」、「悩みを相談する大切さが分かった」、「友達が悩んでいたら話を聞いてあげたい」等の感想を述べており、スクールカウンセラーを活用した講演会を開催したことで、ストレスマネジメントに対する理解が深まったと考えられる。また、講演会をきっかけに、生徒がスクールカウンセラーに相談をする事案もあり、結果的に相談しやすい環境づくりにつながったと考えられる。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 教職員の相談技術が向上した学校：小学校91%、中学校93%、中等教育学校100%、高等学校94%となっており、スクールカウンセラーの配置により、児童生徒の不登校の未然防止等の支援に当たる教職員の対応力の向上が図られた。
- 校内の教育相談体制の構築が図られた学校：小学校98%、中学校99%、中等教育学校100%、高等学校95%となり、各学校の教育相談体制の充実が図ることができた。
- スクールカウンセラー関わった不登校児童生徒の内、小学校60%、中学校57%、中等教育学校50%、高等学校52%の児童生徒の不登校の状況を好転させることができた。
- 心理の専門家の有効活用の一つとして、スクールカウンセラーを講師とした生徒・保護者・職員対象の講演会や研修会が、小学校のべ231回、中学校のべ161回、高等学校のべ42回実施された。

### (2) 今後の課題

- スクールカウンセラーを効果的に活用するために、個別の相談対応の他に、ケース会議等において見立てやコンサルテーションを行ったり、教職員研修やPTA活動における講師を務めたりするなど、業務内容の焦点化や活用計画の工夫に学校が取り組まなければならない。
- スクールカウンセラーとの協働による教育相談体制の充実を図るために、各学校の生徒指導及び教育相談担当教諭のコーディネート力の向上を一層図っていく必要がある。
- スクールカウンセラーの勤務時間内に、関係教職員との共通理解を図ったり、コンサルテーションを実施したりする時間を確保することが難しい状況がある。また、保護者の面談希望が多く、限られた勤務回数の中での対応になるため、学校は時間調整等に苦慮している状況がある。
- スクールカウンセラーの勤務時間の確保が求められるため、本県が抱える課題の理解や資質向上を目的とした研修等は、必要最小限しか実施できない状況にある。

# 埼玉県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ・不登校等の問題の重要性にかんがみ、児童生徒の心の相談に当たるとともに教職員や保護者への助言・援助を行うため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

本県では、中学校への全校配置を進めるに当たり、通常は2週に1日スクールカウンセラーを配置しているが、不登校生徒数、割合の高い中学校の中から、重点配置校を選定している。重点配置校については、週1日スクールカウンセラーを配置している。平成28年度は、356校中54校に重点配置を行った。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### <配置校数について>

中学校	356校
高等学校	26校
教育支援センター（適応指導教室）	6箇所

#### <資格について>

##### ア スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 166人      ②精神科医 0人      ③大学教授等 0人

##### イ スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 8人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 6人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

#### <主な勤務形態について>

- ①単独校(所)      54中学校      (週1日・1回5時間50分)
- 10高等学校      (週1日・1回5時間50分)
- 4所              (週5日・1回5時間50分) ※教育事務所
- 1所              (週2日・1回5時間50分) ※総合教育センター
- 1所              (週1日・1回5時間50分) ※相談室
- ②拠点校      151中学校      (2週1日・1回5時間50分)
- 8高等学校      (2週1日・1回5時間50分)
- ③対象校      151中学校      (2週1日・1回5時間50分)
- 8高等学校      (2週1日・1回5時間50分)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ・平成28年度採用埼玉県スクールカウンセラー

### (2) 研修回数(頻度)

- ・年間2回

### (3) 研修内容

#### ア 講演

- ・「埼玉県のスクールカウンセラーに期待すること～学校心理学の視点から問い直す～」
- ・「チーム学校を具現化するスクールカウンセラーと教員の協働に向けて」

#### イ ガイダンス 等

- ・「埼玉県のスクールカウンセラー活用事業について」
- ・「埼玉県における生徒指導上の現状と課題について」
- ・「スクールカウンセラーとしての心構え等について」(1年目のSCを対象に実施)
- ・「緊急時におけるスクールカウンセラーの役割について」

#### ウ グループ協議

- ・協議題「埼玉県スクールカウンセラーとして現在までの取組と課題」

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・協議「埼玉県スクールカウンセラーとして現在までの取組と課題」

各自の抱える課題や成果を共有し合うことで、課題解決に向けたヒントを得ることができた。また、カウンセラー同士のネットワーク形成にもつながる等の成果が見られた。

- ・講演「チーム学校を具現化するスクールカウンセラーと教員の協働に向けて」

チームとして取り組むための校内組織を活用するためには、それぞれの立場で情報を共有し、お互いの職務内容を理解した上で専門性を活かすことを学ぶことができ、SCからも好評であった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

### (6) 課題

- ・経験年数の少ないスクールカウンセラーに対するフォローや育成の体制づくり。
- ・近隣や地区単位でのスクールカウンセラー同士の連携・連絡体制の構築
- ・スクールカウンセラーの研修への参加率(※ 研修日に他の勤務があるため。)

平成28年度研修参加率第1回67.8%、第2回80.0%

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】発達障害のための活用事例(⑫)

<中学3年生男子W>

Wは広汎性発達障害と診断を受け、特別支援学級に籍をおく。以前よりあったこだわりが特定の人(学校においてはクラスメイト)に向けられるようになり、9月に入ってその程度と頻度が増加したことにより、対人関係トラブルへ発展することが多くなった。

SCは担任と連携を取り、Wに関する課題の概要について説明を受けた後、教室においてWの行動観察をおこなった。その結果を踏まえ、放課後に関係職員(特別支援学級の担任ならびに副担任、通級指導教室の先生)とSCによるケース会議をおこなった。内容として、行動観察におけるSCの所見と各職員がもつWに関する情報のすりあわせと共有、今後の支援への方策等である。その中で、SCは担任によるWへの指導と保護者への指導をわけることを提案。複数の教員が関わることから、トラブルが起きた時に、Wには、直接指導する先生とフォローにまわる先生と役割分担すること(ひとりの先生が指導かつフォローするのは、Wの混乱を招く可能性があ

るため)、保護者には、規則正しい家庭生活をおくれるようにサポートしてもらうことを伝えるよう話した。また、学校でのWの状態について、担任が家庭へその都度連絡を入れるものの、問題行動に対する保護者の理解がどこまですすんでいるかは不明とのことから、保護者の了解を得て、担任が主治医と連携をとることも重要な支援の1つである、とあわせて伝えた。

担任が家庭や主治医と連携をとり、Wへの支援を役割分担でおこなうチーム体制でサポートするようになってから、Wのパニックやこだわりは少しずつ軽減されていった。教室でも、おだやかな表情をするときが多くなり、進路に向けて前進している様子である。

### 【事例2】性的被害のための活用事例

＜中学1年生女子A＞

両親はAが小学校中学年の頃離婚。実母は再婚したが、実父とは現在交流がない。養父は母へDVがあり、母はAが中学に入学する前から何度も別れようとするが、結局は養父の元に戻り、現在は養父と母、妹の2人は同居している。Aと弟は母方の祖父母と同居。養父は子どもたちにも手をあげることがある。Aが小学校高学年の時に、中学校に配置されていたSCに要請があり、初めて支援に入る。中学校に進学してからも月1～2回の面談を継続していた。

養父と母の友人にNという男性がおり、NがAや妹たちと共に公園へ外出したことがあった。その際にNはAの胸などを触ってきたことがあると、SCとの面談で明らかになった。Aは恐怖や不安を感じ、母へ相談するが「気のせいでは」と取り合ってもらえなかった。AはNに学校からの帰り道で待ち伏せされるのではという恐怖も抱くようになる。

性的被害が発生する前から、Aに関して小学校の管理職や元担任から中学校へ情報提供したり、学校と市役所の子ども支援課との連携を進めたりした。中学校内でも学年主任、担任とSCも情報を共有し、ケース会議や相談部会で対策を検討してきた。

現在Aは体調を崩し入院中だが、退院した際には引き続きサポートしていく予定。

### 【事例3】校内研修のための活用事例 (15)

対象：市内の小中学校の通級指導教室の先生方、ことばの教室の先生方

内容：講義題「成人になって困らないために、今学校や家庭でできる支援」

○以下の項目に分け、グループワークを通しての体験から具体的な支援方法を知る。

- ・できないことを叱って自尊心をつぶさないこと
- ・人の力を借りられるように育てること
- ・わからないときに質問できることや指示をもらうこと
- ・自分の良さや適性を見つけること

○発達障害を持った子どもが大人になった時の支援機関や制度の紹介。

成果：先生方からは、児童生徒が卒業した後の支援を知れてよかったという感想や、内容から実際の現場での取り組みと合っている点が多く安心したという声があり、今後に生かせる内容となった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

公立中学校へのスクールカウンセラー週1日配置を大きく拡大できたわけではないが、教員、スクールカウンセラー、相談員等の連携による学校での教育相談体制の充実が図られた。

※スクールカウンセラー教育相談部会参加率 H27：81.1%→H28：86.2%

スクールカウンセラーが行った研修 H27：188回→H28：221回

文部科学省調査「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、埼玉県の中学校におけ

る不登校生徒数は、直近（平成 26 年度）の結果まで 8 年連続で減少している。同調査内の調査項目、「相談、指導等を受けた学校内外の機関等及び「指導要録上出席扱い」となった児童生徒数」において、中学校の「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数」は、全不登校生徒数の 56.7% で、区分の中で最も多い。また、中学校の「指導の結果登校するようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置」として挙げられている 15 区分中、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談に当たった」の回答率が最も高かった。

以上のことから、不登校児童生徒への支援として、スクールカウンセラーが重要な役割を果たしていると考えられる。

※中学校でスクールカウンセラーが関わりを持ち、不登校の改善が図られた実相談件数

H27 : 3131 件（改善率 65.6%）→H28 : 3574 件（改善率 68.5%）

## （２）今後の課題

本県では、小学校への配置を進めることができていない。現在では、中学校配置のスクールカウンセラーを、中学校区の小学校からの要請によって、限られた勤務日の中で派遣できる勤務形態になっている。このような状況であっても、年々小学校での相談件数が増加しており、平成 28 年度は 5015 件であった。このため、今後、小学校への配置を進めることや、中学校の配置日数を増やして拠点校としての機能を充実させること等、小学校でスクールカウンセラーが活用できる環境を整備し、小学校における教育相談体制の充実を図る必要がある。

また、心理の専門職であるスクールカウンセラーを、限られた勤務内で効果的に活用するために、生徒指導主任や教育相談主任等、校内における支援体制を構築していくコーディネーターの育成や力量の形成も図る必要がある。

# 千葉県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を生かし、児童生徒の相談や、保護者、教職員等への助言・援助を行うことで、いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期対応や緊急時の対応等を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小学校配置3年目となり、35校増の105校へ隔週1日の配置を行った。平成26年度は県内5つの教育事務所ごとに均等に7校ずつ配置したが、平成27年度からは各教育事務所管内の小中学校での教育相談体制の状況（各自治体独自のスクールカウンセラー等の配置状況）や問題行動等の状況等を踏まえ、教育事務所ごとに適切な配置数とした。

中学校については、引き続き重点校5校（各教育事務所ごとに1校）には、週2日配置するようにした。

高等学校については、配置校と未配置校とのグループ化を見直し、おおよそ2校の配置校で1校の未配置校からの要請に応えられるようにしている。また、定時制の課程を有する県立高校には全校配置している。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置校数について

小学校	105校
中学校	236校
高等学校	80校
教育支援センター（適応指導教室）	11箇所

#### ※資格の記入について

##### （1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	224人
②精神科医	0人
③大学教授等	10人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 25人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 31人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

#### ※主な配置形態について

単独校	321中学校	（週1日・1回5～6時間）
	5中学校	（週2日・1回5～6時間）
	105小学校	（隔週1日・1回5～6時間）
	80高等学校	（週1日・1回5～6時間）

県指導課	1箇所	（週1日・1回8時間）
教育事務所	5箇所	（週1日・1日5～6時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

全スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年2回（全体研修会1回、地区別研修会1回）

### (3) 研修内容

○全体研修会（5月）

- ・全体講演「スクールカウンセラーが果たす役割」（神田外語大学 嶋崎政男客員教授）
- ・生徒指導の現状と本年度の基本方針
- ・スクールカウンセラーの業務について
- ・スクールアドバイザー事業によるスーパービジョンについて
- ・教育事務所別研修会及び市町村等ブロック別研修会（情報交換等）

○地区別研修会（7月～9月） ※5教育事務所ごとの計画で実施

- ・講演、講話
- ・事例検討会、情報交換会
- ・グループ別協議 等

### (4) 特に効果のあった研修内容

地区ごとに分かれての研修会（2回とも実施）において、それぞれが抱える様々なケースに対する事例検討会を行ったことは、実践力を高めていく上で大変有効であった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・県指導課 1名
- ・教育事務所 10名（各教育事務所2名ずつ）
- ・県立高校 4名

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等への指導・助言（特に新規採用者は重点的に）
- ・特に困難と思われる事例への対応・援助
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言
- ・いじめ問題対策支援チーム派遣事業におけるチームの一員として、派遣先の学校職員に助言等
- ・その他、学校における教育相談体制の充実強化に関する活動

### (6) 課題

小中学校では新規採用者を中心に、SVの訪問による指導・助言をするようにしたが、教育事務所SVも週1日の勤務のため、日程調整が難しかった。また、高校の新規採用者への対応は、高校のSVが学校勤務のため、対応できなかった。

人数が多い中ではあるが、地区別研修会で小グループによる事例検討を積極的に行い、個々の抱える事案への対応について意見交換をする中で、資質向上に努めていく必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】物を盗む児童への支援のための活用事例（⑦ ⑧ ⑫）

学校内で他児の私物を盗む、学校外で他家等から物を盗むといった行為をする児童（高学年男子）への対応について、校長と学級担任からSCにコンサルテーションの依頼がなされた。SCからは本児の盗むという行動の意味を教職員が理解し、より良い指導・支援がなされるよう「チーム学校」として組織的な活動を行っていくことが提案された。チームとしての取り組み及びチームの一員としてのSCの実践等は以下の通りである。

##### ① 関係教職員による情報共有と見立て

校長、学級担任、生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC等、関係教職員によるケース会議を行い、各々から出された情報の整理と分析を行った。本児の行動を、家庭の養育環境等に起因する情緒的障害の可能性と捉える教員と認知機能に起因する発達障害的特性の可能性と捉える教員がいたことから、SCは教職員間の共通理解が得られやすくなるよう、「客観的事実」と「主観的事実」の整理を行い、本児の「個人要因」と「環境要因」等について多面的に理解する場を設定し、“チーム全員による見立て”が行えるよう配慮した。定期的に情報交換、共通理解の場をもち、本児の変化を捉え、チームの実践が本児にとって適時性を捉えたものとなるよう、具体的な働きかけや対応等を変えていくといったプランニングも提案した。

##### ② 教職員各々の立場を活かした組織的対応

学級担任は学級集団の中で本児が承認され、大切に思われていることが体感、体験できる場の設定を心がけた。養護教諭は本児が学校生活の中で安全・安心感を得られる存在となることに中心を置いた。SCは本児の学校生活での様子を観察し、心理面、行動面、他児との関係性や集団内相互の関係性等のアセスメントを行い、本児の教育的ニーズを教職員に伝えると共に、具体的な働きかけについて助言した。学級担任以外で本児とかかわることがある教職員は、その場での本児の良さを捉え肯定的フィードバックを行うこととした。管理職は学級担任とは異なる立場、心理的距離を保ちつつ本児の学校生活での見守りを行う存在として挨拶や声かけ等を行った。加えて、SCは本児への教育実践について教職員各々が安心して振り返り、その意味を確認することができるよう、タイミングを捉え教職員一人ひとりへの声かけを行い、教職員自身が希望とやりがいを感じながら本児とかかわれるようサポートを行った。

##### ③ 保護者との協働

保護者と教職員が信頼関係を築き協働することができるよう、SCは保護者との連絡や面談等を行う際の留意点（陰性感情の受け止め方、要望・要求に対する応え方、安心感が得られるコミュニケーション等）について助言を行った。必要に応じてSCも加わり調整役となった。

##### ④ 関係機関との協働

保護者が市役所（福祉）の相談窓口も利用しており、担当者と学校が連携をとることを了承。学校で行うケース会議に担当者も出席し、情報共有を行いつつ、それぞれの立場で行う内容について確認作業を行った。心理検査等も実施でき、継続して本児と保護者のサポートを行っていきける機関への紹介については、本担当者またはSCが適任との共通理解もなされた。

以上のような子どもの教育的ニーズにあったチームによる指導・支援（保護者および関係機関との協働を含む）の積み重ねにより、本児の健康的な部分の成長が促され、好ましい変化の可能性が示唆されている。

#### 【事例2】性被害のための活用事例

女子生徒が、外出の帰りに性被害に遭ったことを教員に話した。話を聞いた教員は、管理職と相談の上、ただちに保護者と連絡をとった。その日のうちに、当該女子生徒と保護者および教員で警察に行った。

その後、校内での対応について、関係職員で会議を行い、スクールカウンセラーも同席した。これまでの当該生徒の出欠状況や教室での様子、部活、友人関係、家族の状況について、担任や顧問が説明した。スクールカウンセラーは、それらの情報をもとに、当該生徒のもともとの特性や性格傾向と現在の状況について、見立てを行

い、関係職員に説明した。それに基づき、校内対応を検討した。医療受診を勧める意見もあったが、生徒本人と保護者が受診に消極的なこと、日常生活が過ごせていること、登校を望んでいることなどから、受診については、今後、生徒自身や家庭あるいは学校で必要性が見られたときに促すこととした。カウンセリングについても、生徒本人の希望があった時点でつなぐこととした。当面は、日常生活での安心確保を優先することとし、授業や課外の様子について気になることがあれば職員間で共有していくことを確認した。

日常の安心確保策の1つとして、当該生徒が気持ちを落ち着けたいと思ったときに、対応する役の教員を決めた。その役は、当該生徒が安心して話せる先生として名前を挙げた2名の教員が担った。スクールカウンセラーは、その教員の後方支援を行った。たとえば、対応の留意点として、話題については（被害体験を訊くのではなく）日常的な雑談を中心とし、時間設定は10～30分程度で教員の負担のない範囲に設定することなどを伝えた。その後、勤務のたびに教員から生徒の様子とともに、教員自身の負担感を聴き、必要に応じて、労いや助言を伝えた。相談部の教員も加わって、対応を一緒に考えることもしばしばあった。以降、当該生徒は大きな混乱には至らず、学校生活を継続した。

### 【事例3】入学直後の中学1年生のための活用事例（⑩）

入学直後の中学1年生に相談室を紹介するにあたり、1学年の先生方に生徒の様子を伺い、どのような話をするか相談した。一小一中の地域ならではの人間関係でストレスを抱えやすいことから、ストレスマネジメントを選んだ。

担任からのSC紹介後、SCが相談室の利用の仕方の説明をして、「ストレスと上手につきあおう」というテーマで20分位の話クラスごと2クラスに行った。

まず、ストレスは誰にでもあるもので、具体的にどんなことがストレスになるか、ストレスを受けると体や心がどんな反応を示すか、対処すると体や心が元気になることを、バネを使いながら説明した。ストレスがかかった状態ではばねが伸び、対処することでばねが元の状態に戻ることを見せた。何も対処をしなかったりストレスが重すぎたりすると、バネがもとに戻らなくなってしまう様子も見せ、体や心に色々な不調が起こってしまうことを説明した。

対処の仕方は以下のように色々あることを説明した。

- ① 好きなことをしてみる（スポーツをする、音楽を聴く、漫画を読む、ペットと遊ぶ等）
- ② 身体をリラックスさせる（お風呂に入る、睡眠をとる、好きなものを食べる、深呼吸等）
- ③ 考え方を変えてみる（プラスのとらえ方をする、頑張っていると自分を褒めてみる等）
- ④ 人に助けをもらう（友人や先生、親に話を聴いてもらう、相談してみることで心が軽くなる）

大切なのは、自分の体や心が疲れていることに気付き、早めに対処することでストレスと上手につきあうことができることを伝え、対処の一つとしてぜひ相談室を利用して、相談に来てほしいと伝えた。

SCの話のあと、担任が相談室を気軽に利用してよいことを伝えた。

効果としては以下の事がみられた。

- ① その後に行った1年生全員面接で、比較的緊張せずに話しをすることができたこと
- ② その際、一人一人に好きな事やリラックスできる方法を確認できたことと困っていることを話してくれた生徒がいたこと。
- ③ 昼休みに自主的に来室する生徒がいたこと
- ④ 実際に困ったことが起こった時に自分から相談に来てくれた生徒がいたこと

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校において配置された学校については、隔週配置であるが、1日当たり5,90件の相談件数があった。これは、中学校5,87件、高等学校5,33件に比べて多く、需要があるとともに、積極的な活用が図られていることが分かる。中・高等学校と比較し、保護者からの相談割合が高く、家庭と学校とが連携して児童の抱える問題に対応していく上でも効果的である。また、小学校配置が3年目となったことで、スクールカウンセラーの効果が小学校の中にも認知されてきており、未配置校からの要請に対して対応をした小・中学校配置校の対応件数は1,630件に上った。

高等学校については、配置校数80校に対し未配置校が43校だが、未配置校からの要請に対して対応をした配置校の対応件数は162件で、未配置校1校当たり3.8件の要請に対応して、カバーすることができた。

全体での相談内容としては、不登校に関することが27.4%と最も多く、次いで心身の健康や保健に関することが16.8%、友人関係12.6%となっており、児童生徒や保護者、学校が抱えている問題等にスクールカウンセラーが積極的に関わっている状況である。

### (2) 今後の課題

- ・未配置の小学校には中学校配置のスクールカウンセラーが基本対応しているが、対応件数は未配置小学校1校当たり、年間約2.8件であった。上記(1)に示した配置校の相談状況や市町村等からの配置要望などから考えると、実際には配置の需要が高いところだが、十分に対応できていない。現在、千葉市を除く全公立小学校の15%程度の配置であり、さらに配置の充実を目指していく必要がある。
- ・配置校のスクールカウンセラーが未配置校からの要請に対応する上では、配置校の勤務に支障のない範囲での対応となるため、適切な時期に、十分な対応をすることが難しい状況である。配置校での勤務が多忙なことや旅費がかかる都合上、原則としては相談者が配置校に赴くこととしているが、これにより未配置校では、スクールカウンセラーへの相談を遠慮しているケースもある。
- ・配置校の職員及びスクールカウンセラーから、配置時間を増やしてほしいという要望がある。「職員への情報提供等のための時間が十分に確保できない。」、またはそのために「勤務時間を超えて対応している。」「職員の研修等に時間を費やすことができない。」などの声も挙がっており、限られた時間での効果的な活用について検討していく必要がある。

# 東京都教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童及び生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的とする。（東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱より）

### （2）配置・採用計画上の工夫

東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱に基づき、スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意がある者のうち、資格要件を満たし、東京都教育委員会が選考したものを「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用している。

任用期間は、1年以内とし、年度をまたがる任用はできない。再任する際には、東京都教育委員会の選考によって決定する。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※ 配置校数について

小学校	1 2 8 0 校
中学校	6 0 9 校
義務教育学校	6 校
高等学校	2 3 1 校
中等教育学校	6 校

#### ※ 資格について

##### （1）スクールカウンセラーについて

① 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、採用予定年度の4月1日現在で、臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過する者

② 精神科医

③ 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者

なお、①～③の資格を有する者の人数は以下の通りである。

①臨床心理士 1, 3 2 7 人

②精神科医 0 人

③大学教授等 6 人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

「東京都公立学校スクールカウンセラー」においては、スクールカウンセラーに準ずる者を任用していない。

#### ※ 勤務形態について

1校につき年間38週 週1日7時間45分勤務

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

#### ア スクールカウンセラー配置校連絡会

スクールカウンセラーの服務監督者である管理職（校長又は副校長）を対象に実施（6月）

#### イ スクールカウンセラー連絡会

全スクールカウンセラーを対象に連絡会を年2回 実施

○ 第1回：都立学校に勤務の者は、都教育委員会が開催する連絡会に参加（5月）

区市町村立学校に勤務の者は、各自治体が開催する連絡会に参加（随時）

○ 第2回：都立学校及び区市町村立学校に勤務する全スクールカウンセラーが、都教育委員会が開催する連絡会に参加（8月）

#### ウ 新規スクールカウンセラー連絡会

次年度、初めて「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用される予定者を対象に実施  
(3月)

### (2) 研修回数（頻度）

連絡会として、管理職対象に、1回（6月）

都立学校配置のスクールカウンセラー対象に、1回（5月）

全スクールカウンセラー対象に、1回（8月）

初めてスクールカウンセラーとして任用される者を対象に、1回（3月）

### (3) 研修内容

#### ア スクールカウンセラー配置校連絡会

- ・ 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）におけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ 東京都における児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題
- ・ スクールカウンセラーの服務監督 等

#### イ スクールカウンセラー連絡会

- ・ 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）におけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ 東京都における児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題
- ・ スクールカウンセラーの職務と服務 等

#### ウ 新規スクールカウンセラー連絡会

- ・ 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）におけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ スクールカウンセラーの職務と服務 等

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 管理職を対象として実施した連絡会において、いじめの早期発見のためのアンケート実施に際する留意事項、スクールカウンセラーの組織的活用について、事例を交えながらの講義を実施したところ、「校内において、スクールカウンセラーとの連携を一層充実させたい」、「アンケート結果をこれまで以上にスクールカウンセラーのカウンセリングに反映できる仕組みを構築していきたい」等の報告があった。
- ・ スクールカウンセラーを対象とした連絡会において自殺予防に向けた取組について講演を実施

したところ、「これからのカウンセリングに生かしたい」、「教員に対する研修に活用した」等の報告があった。

**(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法**

「東京都公立学校スクールカウンセラー」事業として、スーパーバイザーは設置していない。

**(6) 課題**

- ・ 島しょ地区に居住するスクールカウンセラーは、他地区に勤務するスクールカウンセラーと情報交換しにくい環境にあるため、町村教育委員会の担当者と連携を図り、資質向上に努めている。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障害のある生徒への対応のための活用事例（⑫）

当該生徒の保護者より自閉傾向があり通院中との情報を受けた。当該生徒は、入学当初から感情の起伏が激しく、コミュニケーションにおいても一方的な発言などが見られた。試験前には情緒不安定となり落ち着かない様子で、担任や養護教諭等へ頻回に不安を訴えるようになり、保健室への来室も頻回となった。また、不用意発言により教室内で浮いている様子が見られた。

スクールカウンセラーは、入学当初より教員と対応策について話し合い、当該生徒には日常的な教育指導が必要なことを、教職員らに理解を求め、関わり方の工夫をしてもらうよう提案した。また、当該生徒の得意なことで役割意識をもたせ、集団になじめるように助言するなど、保健室利用については一定のルールを作り、段階的、自発的に枠に収まるよう援助した。当該生徒との面接では、相談室をクールダウンの場所として位置付けるほか、当該生徒の円滑なコミュニケーションを支援する取組を実施するなどし、学校生活をトラブルなく過ごせるように支援した。

#### 【事例2】痴漢被害の影響から不登校になった活用事例

当該生徒は、痴漢の被害を受けたことから、体調不良を起こし、家から出られなくなり不登校傾向となった。スクールカウンセラーが、当該生徒が登校できた際には、昼休みなどにカウンセリングを行い、継続的に面接を実施したことで、当該生徒は、次第に明るく会話ができるようになり、不登校傾向が解消された。また、学級担任、保護者とも連携し、医療機関への受診を提案するなどし、当該生徒の精神面、体調面の双方の改善に向けて支援することができた。

#### 【事例3】スクールカウンセラーと教員が協働して行う教育プログラムの活用事例（⑬）

スクールカウンセラーと教員が協働し、児童を対象に、カウンセリングの考え方や技法を取り入れた体験的な教育プログラムを実施した。この取組をとおして、児童は自分自身や他者への理解を深めることができ、ストレスをコントロールする手法を身に付けたり、コミュニケーション能力を高めたりするなどの成果も見られた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 「平成27年度東京都公立学校におけるいじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」によるいじめに関する調査結果では、「スクールカウンセラーと連携して対応し、効果が見られた割合」が、平成26年度と比較して小学校で56.6%から71.0%、中学校で55.6%から67.5%、高等学校で52.4%から75.0%、全校種で56.2%から69.9%と増加しており、児童・生徒のいじめ問題の解決において、スクールカウンセラーが果たす役割は大きいと考える。

#### （2）今後の課題

- 平成25年度から全公立小・中・高等学校へスクールカウンセラーを配置し、平成28年度からは、高等学校において全課程に配置している。今後は、事業の効果をより高めるため、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図る。
- いじめや不登校等の問題等の解決に向けて、平成26年度から実施している全員面接（小5・中1・高1の児童・生徒を対象）等の一層の効果的な取組の推進を図る。
- スクールカウンセラーが、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員等の外部人材と連携して児童・生徒やその保護者への支援を行うことにより、より効果的に問題を解決することができるようにする。このため、学校において、外部人材の活用をコーディネートする中核教員等を育成する必要がある。

# 神奈川県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為等の問題行動や、不登校等への対応にあたり学校における教育相談体制の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを、政令市を除く全中学校及び県立高等学校・中等教育学校の拠点校に配置している。また、スクールカウンセラースーパーバイザー及びアドバイザーを県教育委員会に配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### [小学校・中学校]

スクールカウンセラーを、政令市（横浜、川崎、相模原）を除く全175中学校に配置（週1回）することで、学区内の小学校にも対応している。そのうち中学校23校を重点配置校（週2回）としている。

また、本県採用3年以下のスクールカウンセラーの資質向上や教育相談体制の充実等を図るため、スクールカウンセラーアドバイザーを中核市（1市）・4教育事務所に、それぞれ1名（計5名）を配置している。

#### [高等学校・中等教育学校]

145校のうち、60校を拠点校としてスクールカウンセラーを配置し、1～3校を1学校群とする拠点校方式で全校に対応している。（単独配置校は8校〔高等学校6校、中等教育学校2校〕）

#### [県教育委員会]

スクールカウンセラーのスーパービジョンや学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションのため、スクールカウンセラースーパーバイザー（SCSV）を教育局に1名配置している。

※平成22年度から勤務状況評価制度を導入し、県教育委員会が勤務成績優秀と認めるものは最大3年まで雇用を更新できるものとしている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### ※配置校数について

中学校	175校
高等学校	162校
中等教育学校	2校

#### ※資格について

##### （1）スクールカウンセラーについて：

- ①臨床心理士 156人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 19人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務につ

いて、5年以上の経験を有する者 18人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者  
0人

※主な勤務形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校	152 中学校	(週1日・1回7時間)
	2 中等教育学校	(週2日・1回7時間)
重点配置校	23 中学校	(週2日・1回7時間)
拠点校	52 高等学校	(週1～2日・1回7時間)
拠点校（単独校）	6 高等学校	(週1日・1日7時間)
対象校	328 小学校	(要請があるときに派遣)
	85 高等学校	(月1～2回・1日7時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

各校配置のスクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

連絡協議会 年2回程度

### (3) 研修内容

[小学校・中学校]

① 所管課より「神奈川県の子供・生徒指導及びスクールカウンセラーの業務について」「スクールソーシャルワーカー（SSW）関連業務について」情報提供を行った。その際、県教育委員会のスクールカウンセラーアドバイザー（SCAD）、SSWの紹介を行い、「顔の見える連携」ができるよう配慮した。

また、関係機関から不登校対策自然体験事業「きんたろうキャンプ」（県の指定管理者が運営）の紹介及び事業説明を行った。

次に、県スクールカウンセラースーパーバイザーより「『いじめ』へのSCの関わりと役割についてーいじめ事案にかかわるSCの基本姿勢についてー」というテーマで講演を行った。

その後の地区ごとの協議には、教育委員会、SCAD、SSWも参加し、テーマを「各学校の教育相談における強みと課題」と設定し、SSWやフリースクール等との連携についても話し合われた。

② スクールカウンセラーアドバイザーが、学校や教育委員会（教育相談センター）を巡回し、経験の浅いスクールカウンセラー等に対しアドバイス等を行った。

[高等学校・中等教育学校]

① 所管課より、スクールソーシャルワーカー配置活用事業についての情報提供を行った。次に県スクールカウンセラースーパーバイザーより、「教育的緊急支援の心理学的な考え方と対応について」というテーマで講演を行った。その後、「勤務校においてSSW（または関係機関）と連携した具体的な対応事例について」「生徒・保護者への具体的な支援策等について」の2点についてグループ協議を行い、情報の共有・意見交換を行った。

② 所管課より、「教育相談に係る個人情報の適切な取り扱いについて」「不登校児童生徒への支援の在

り方について」の2点について情報提供を行った。次に「いじめ問題」や「不登校やその傾向がある生徒」に対するSCの具体的な対応事例をもとに、学校との連携や情報共有のあり方のための工夫や今後の課題についてグループ協議を行い、情報の共有・意見交換を行った。

#### (4) 特に効果のあった研修内容

[小学校・中学校]

スクールカウンセラーアドバイザーが、学校や教育委員会（教育相談センター）を巡回し、経験の浅いスクールカウンセラー等に対しアドバイスをを行うことで、課題の解決を図るとともに、個々の技量の向上、教育相談体制の充実、問題行動等の未然防止や早期改善を図ることができた。

[高等学校・中等教育学校]

テーマに沿ったグループ協議を行い、様々な事例について検討することを通して、教育相談に関する技術等の向上を図るとともに、SSWや関係機関との連携の強化等、諸問題の解決に向けた資質の向上を図ることができた。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有（週2回 1日7時間 年間420時間）

- 活用方法
- ・スクールカウンセラー連絡協議会での指導・助言
  - ・スクールカウンセラーに対する指導・助言
  - ・採用1～2年目のスクールカウンセラーに対する巡回スーパーバイズ
  - ・学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション

#### (6) 課題

年2回の連絡協議会について、学校での勤務時間を減らして実施しているため、実施時間・実施時期の選定に苦慮している。スクールカウンセラーの資質向上に向けて内容を精選し、より効果的な協議会を実施したい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1-1】不登校のための活用事例（①）

男子生徒Aは、部活動でのストレスがきっかけで、夏休み明けから不登校になった。高校1年より部活動での人間関係やポジション争いで悩み、家庭でパニックを起こし、顧問と相談しながら部活動を続けてきた。しかし不登校状態が続いたため、10月末、11月中旬に母親がSCに相談し、見立てと関わり方を共有した。SCは、「部活動でのストレスが低減すれば登校できる」と見立て、母親に「部活動を継続したいのか、休部したいのか、退部したいのか、その気持ちを本人に聞き、その意思を尊重して選択させましょう」等の助言を行った。

SCは、母親からの相談での見立てと助言を担当、学年の教育相談担当、養護教諭、教育相談コーディネーターと共有した。その後、本人が異なる役割で部活動と関わるようになり、登校できるようになった。本人は医療機関に通院しているが、SCはそれらと直接連絡は取らず、母親からそこでの様子や見立て、助言等を聞くことにとどめ、医療機関の方針を尊重した。今後も担任から本人の様子を聞き、必要に応じて母親からの相談を受ける等の対応を行う。

### 【事例 1－2】小中連携における活用事例（⑬）

中学校に進学することに不安を感じている小学生に、中学校配置のカウンセラーが対応した。

保健室登校している数名の 6 年生児童とカウンセラーが給食を一緒に食べながら、今困っていることや中学進学に向けて感じていることなどを聞き取った。また、養護教諭と情報共有し、今後予測される課題について検討し、小学校と中学校との情報共有を図った。

保護者から、これまでの状況や、不安に感じることなどを丁寧に聞き取り、保護者の視点からの助言を行った。

不登校傾向の児童や保護者がかかえている不安について、小学校から中学校に継続して関わることができるカウンセラーが、中学校での情報を具体的に説明することで、児童、保護者のかかえる不安の軽減を図ることができた。

### 【事例 2】性的被害のための活用事例

女子生徒 A は、写真撮影会のモデルに登録していた。A は撮影会で知り合った男性と約束して他の場所での会合、体を触られるなどの被害にあった。A が S C に相談したことがきっかけで学校は事実を把握した。学校は本人、保護者とともに警察に相談、A は被害届を提出した。その後、A は S C や教諭との面談を継続した。

### 【事例 3】校内研修のための活用事例（⑮）

S C が高等学校で年 2 回校内研修を行った事例

[1 回目] S C を効果的に活用してもらうため、教員全員を対象に、S C、S S W の仕事の内容の違いや、どのようなタイミングで S C につながると効果的な支援が実現できるか等について具体的な事例をあげて紹介した。研修後、教員が S C に声をかけることが増え、徐々に相談件数が増加した。

[2 回目] 円滑なコミュニケーションをめざし、相手のものの見方によって考えるための研修を行った。言語のみによるコミュニケーションの難しさと、視覚情報のみで伝える非言語コミュニケーションのとり方をアクティビティを取り入れて体験する研修だった。体験することで、コミュニケーションをとるときにどのようなことに気を付ければ相手にうまく伝わるか、考えを深め共有することができた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### [小学校・中学校]

平成 27 年度と平成 28 年度を比較すると、相談件数の合計は 260 件減少しているものの、スクールカウンセラーの活用は定着している。不登校児童・生徒の相談後の変化については、改善率（ほぼ改善、やや改善）は 74.7%と昨年度より 2.3%上昇している。（H26→H27 年度は 1.1%上昇）

また、スクールカウンセラーが専門性を生かし組織的に機能することで、教員がカウンセリングの視点や、関わり方を学ぶことができ、チームとして教育相談体制や児童・生徒指導の充実を図ることができてきている。

#### [高等学校・中等教育学校]

平成 28 年度の相談件数の合計は、145 校（162 課程）で 13,745 件であった。昨年度と比較して 182 件減少しているが、平成 25 年度より昨年度までは、10%近くの増加が続いていた。相談者の内訳は、教職員の相談が 6,156 件、生徒の相談が 5,908 件、保護者の相談が 1,681 件である。相談内容としては、長期欠席・不登校が 2,663 件と最も多く、次いで友人・異性関係が 1,989 件、家庭環境が 1,626 件となっている。相談後、解決・好転した割合については、73.3%と前年度とほぼ同程度の数値となっている。

## (2) 今後の課題

### [小学校・中学校]

スクールカウンセラーがもつ資格の構成を見ると、準ずる者が37名(19.2%)、公立学校に勤務した経験が3年未満の者が33名(17.1%)であり、近年多様化する児童・生徒の課題への対応のためにはより一層の技量の向上が望まれる。今後もスクールカウンセラーアドバイザーの巡回相談を活用し、スクールカウンセラーの資質向上や教育相談体制の充実等をより図って行く必要がある。

また、限られた勤務時間が、児童・生徒や保護者との相談活動でうまっている状況がどの学校でも見られており、教職員との情報共有や連携の仕方の工夫が必要である。

### [高等学校・中等教育学校]

相談件数の増加に伴い、多くの学校で相談業務に勤務時間の大半を費やしているため、教職員に対するコンサルテーションの時間確保が困難である。また日頃の声かけや集団に対する働きかけなど、予防的な取組みにも時間が割けない状況である。

近年、資格要件を満たす者の人材確保に困難を抱えている。人材確保と資質の向上について検討を進める必要がある。

# 新潟県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ① 新潟県の生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置する。
- ② 児童生徒・保護者へのカウンセリング、教職員や保護者へのコンサルテーションやカウンセリングを行い、指導の在り方の検討や校内指導体制の確立等に役立て、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ① 生徒指導上の困難を抱える中学校4校にハートフル相談員を、それ以外のすべての中学校・中等教育学校(176校)にスクールカウンセラーを配置する。
- ② 市町村立中学校(169校)においては、拠点校方式を採用し、拠点校・対象校1セットでスクールカウンセラー1人を年間34週238時間配置する。県立中学校及び中等教育学校(7校)は、全て単独校とし、スクールカウンセラー1人を年間31週124時間配置する。
- ③ 重点配置校区(8校区)を指定し、スクールカウンセラーが校区内の小学校においても相談業務を行う。
- ④ 新規に採用する場合は、主として県臨床心理士会や現スクールカウンセラー等からの推薦・紹介により、資格要件を満たしている者を面接により選考する。
- ⑤ 継続を希望する場合は、スクールカウンセラー等本人及び配置校にヒアリングをし、派遣先の市町村教育委員会に照会した上で、採用及び配置校を決定する。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### ① 配置校数

中学校・・・169校  
中等教育学校・・・7校

#### ② 資格について（実人数70人）

- 臨床心理士・・・29人

＜スクールカウンセラーに準ずる者について＞

- 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者・・・2人
- 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者・・・39人

#### ③ 勤務形態について

- 単独校  
6市町村立中学校・・・年間34週238時間 1回7時間または4時間  
1県立中学校・・・年間31週124時間 1回4時間  
6中等教育学校・・・年間31週124時間 1回4時間

- 拠点校 81市町村立中学校 } 年間34週238時間 1回7時間または4時間の勤務のうち、  
対象校 82市町村立中学校 } 実態に応じて配分するが、拠点校の勤務時間が対象校より少なくならないようにする。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- 1回目（4月）スクールカウンセラー事業連絡会・・・スクールカウンセラー及び配置校担当職員
- 2回目（9月）「フォーラム 2016 これからの不登校支援を考える」・・・スクールカウンセラー、  
スクールソーシャルワーカー、民間施設・民間支援団体関係者、小・中・高等学校教員  
教育相談担当者、教育委員会関係者、不登校児童生徒の保護者及び県民

### (2) 研修回数（頻度）

年2回（4月・9月）

### (3) 研修内容

#### 1回目（4月）スクールカウンセラー事業連絡会

＜内容＞ 県教育委員会からの説明「本県における不登校の現状と対応」他  
事例紹介「この事業を有効に活用するために」

各地区代表スクールカウンセラー・事業担当学校職員  
スクールカウンセラーと拠点校・対象校の打合せ

#### 2回目（9月）「フォーラム 2016 これからの不登校支援を考える」

＜内容＞ 基調講演「不登校の未然防止と元気回復までの多様な支援策」

新潟大学教職大学院教授 神村 栄一 氏

リレートーク「不登校の子どもたちの個性の発揮と自立を願って」

話題提供者5名（医師、フリースクール主宰者、SSW他）

参加者との意見交換

### (4) 特に効果のあった研修内容

28年度は、県教育委員会が初めて開催した不登校に関するフォーラムへの参加をもって、スクールカウンセラー等の研修会とした。リレートーク及び参加者との意見交換をとおして、不登校支援の現状を知り、一人一人の課題に応じた支援の在り方について考えることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置 無

### (6) 課題

スクールカウンセラー等の力量に応じた研修の工夫とスーパーバイズの実施が求められている。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】緊急支援のための活用事例（14）

生徒の自殺により、当該校への緊急支援が必要と判断し、スクールカウンセラーを派遣した。

<内容>

- ①学校職員及び教育委員会関係者と今後の対応について打合せ
- ②「こころと体のアンケート」（全生徒対象）及び配付文書「お子さんとのかわりについて」（全保護者対象）作成の協力
- ③「生徒の心のケアの進め方」（教職員対象）について資料作成及び説明
- ④カウンセリングを希望する生徒及び保護者のカウンセリング
- ④臨時保護者会での子供への対応について保護者説明及び希望する保護者との面談（保護者会終了後）
- ⑤生徒への対応等について教職員へアドバイス

#### 【事例2】「性的な被害」についての活用事例

<その1>

実父から性的いやがらせと思われる行為を受けている生徒に対して、スクールカウンセラーが定期的に面談を行い、対処の仕方についてアドバイスをしている。また、必要な情報は学校に提供し、組織的対応に努めている。

<その2>

同学年の生徒から猥褻行為を受けた被害生徒に対して、学校がスクールカウンセラーによる面談を勧め、保護者同意のもとカウンセリングを行った。また、加害生徒の再発防止に向け、関係機関と連携した指導を継続している。

#### 【事例3】校内研修実施のための活用事例（15）

<経緯>

当該校においては、日頃から特別支援学級在籍生徒の不登校への対応や対人関係のトラブルに苦慮しており、ADHDなど発達障害の特性をもった生徒の対応について、スクールカウンセラーに専門的な立場から生徒本人・保護者・教職員に対して助言をいただくことが多かった。

そこで、夏休み前にスクールカウンセラーを講師に保護者向けの講演会「思春期の子どもへのコミュニケーションの取り方」を実施した。また、夏休み明けには、スクールカウンセラーからの提案でピカジップという形式による職員研修を実施した。

<職員研修の内容>

「ADHD（注意欠陥多動性障害）について」

- 発達障害について～改めて誤解の無いように～
- ADHDの特徴と対応、指導の仕方
- 複数のADHD生徒への対応
- ADHDではないが近年増えてきている子どもの傾向（社会・文化的背景）と対応

<成果>

保護者向けの講演会をとおして、保護者がスクールカウンセラーの顔や相談しやすい雰囲気を知り、その後、保護者からの面談希望が増加した。

教職員も、研修後からスクールカウンセラーに専門的な助言をいただく機会が増え、生徒や保護者への対応に生かすことができた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ① H28 スクールカウンセラーの活動・相談状況 ※「教職員」の項目には、教育相談部会及び校内研修会における指導助言を含む。

相談対象	相談内容別実施回数(延べ人数)												
	不登校	いじめ	暴力 行為	児童 虐待	友人関係	非行不良	家庭環境	教職員と の関係	心身の健康	学業滞り	発達障害	その他	合計
生徒	1,070	55	20	2	983	30	397	38	792	430	200	2,185	6,202
保護者	1,256	22	9	3	109	20	190	12	194	92	123	304	2,334
教職員	4,557	167	60	2	954	108	720	86	992	373	833	3,848	12,700
その他	137	38	4	0	11	0	37	12	21	6	2	180	448
合計	7,020	282	93	7	2,057	158	1,344	148	1,999	901	1,158	6,517	21,684

○1校当たりの相談実施回数 H27 延べ約123人 → H28 延べ約128人

#### ② H28 スクールカウンセラーの配置による効果 ※複数回答

項目	校数(H27)	順
ア いじめの解消、未然防止	55(44)	
イ 不登校の解消、未然防止	129(111)	3
ウ 問題行動の解消、未然防止	62(61)	
エ 教員の研修、カウンセリング等の知識・技能の向上	70(55)	5
オ 小中連携	27(22)	
カ 生徒の悩み軽減	153(142)	1
キ 保護者の悩み軽減	147(125)	2
ク 教員の悩み軽減	120(102)	4
ケ その他(生徒指導部会や不登校対策委員会でのアドバイス他)	18(21)	

#### ③ H28 スクールカウンセラーを活用した校内研修の実施状況

校内研修を実施した学校数と割合 50校 29.6% (H27 46校 28.6%)

<実施内容> ※ ( )は実施校数、複数の内容を実施した学校あり。

児童生徒理解(35) 生徒指導上の諸問題への対応(28) カウンセリングの技法(10)  
実態把握の方法(検査等の活用)(12) 学級づくり・集団づくり(11) その他(5)

#### ④ H28 スクールカウンセラーを活用した教育プログラム等の実施状況

児童生徒を対象とした教育プログラム等を実施した学校数と割合 34校 20.1% (H27 41校 25.5%)

<実施内容> ※ ( )は実施校数、複数の内容を実施した学校あり。

ストレスマネジメント(17) アンガーマネジメント(2) ソーシャルスキルトレーニング(12)  
構成的グループエンカウンター(4) アサーションスキルトレーニング(9) ピア・サポートプログラム(1) その他(8)

<成果>

年間の延べ相談人数は2万人を超え、年々増加している。(表①参照)

スクールカウンセラーの配置は、生徒や保護者、教員の悩みの軽減や不登校への対応、教員の研修に役立っている。(表②参照)

### (2) 今後の課題

約6割の学校でスクールカウンセラーの派遣回数が足りないと答えている。拠点校と対象校で年間238時間の勤務時間を配分しているが、カウンセリング等の希望が多い学校は、予定した勤務時間では対応しきれない状況がある。拠点校と対象校が連携を密にし、実情に応じてスクールカウンセラーを活用することができるよう、弾力的な運用を促進する必要がある。また、スクールカウンセラー重点配置校区を拡充し、中学校配置のスクールカウンセラーの小学校における活用の推進を図る。



# 富山県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立の小学校、中学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーまたはスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、悩みを抱える児童生徒、保護者への相談・支援を行うなど、教育相談体制の充実を図るもの。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 公立小学校40校、公立中学校全80校にスクールカウンセラーを配置する。
- スクールカウンセラー未配置小学校等で、支援が必要な学校に対して、教育事務所管理カウンセラーを派遣する。派遣の継続や変更については、学校の状況に応じて原則学期ごとに見直し、市町村教育委員会と県教育委員会が協議して決定する。
- 県立高等学校8校にスクールカウンセラーを配置し、周辺の県立高等学校も支援する。
- 学校が対応に苦慮するいじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーを機動的に派遣する。
- 配置については各学校の要望を取り入れて、スクールカウンセラー等の配置を計画する。
- スクールカウンセラーの採用について、公募はしていないが、問合せがあったときに、面接試験等を実施して適性を判断して採用する。

### （3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ○配置校数について

小学校	90校
中学校	80校
高等学校	8校

#### ○資格

〈スクールカウンセラー〉

①臨床心理士	37人
②精神科医	1人
③大学教授等	1人

〈スクールカウンセラーに準ずる者〉

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 22人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

#### ○勤務形態について

単独校	90小学校	(週1日・1回4時間又は2時間)
	80中学校、	(週1日・1回7.75時間又は4時間又は2時間)
拠点校	8高等学校	(実態に応じて週1日・1回4時間等)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、各校事業担当者（第1回目のみ）

### (2) 研修回数（頻度）

- 年2回

### (3) 研修内容

- スクールカウンセラーの役割
- 講演
- 部会別協議

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 講演「医療と教育の連携」において、治療が必要な児童生徒への対処法や、医療現場の実際について。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 なし
- 活用方法 なし

### (6) 課題

- 全員が参加できる研修機会の確保が難しい。
- 講師人材が限定（不足）している。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】摂食障害による問題解決のための活用事例（⑧⑩）

##### 1 問題の概況

- ・ 中学2年生のA子は、自分の容姿にコンプレックスをもっており、ダイエットを始めた。ダイエットの知識がなく継続したため、生理が止まったりするなど、摂食障害と診断された。
- ・ A子は、整形手術をしたいと母親に相談したが、学校生活がうまくいっていないことを理由に断られた。A子は断られたことの腹いせにリストカットをした。母親が気づき、学校に連絡した。
- ・ A子はその後、心の状態に合わせて教室で授業を受けたり、相談室で自主学習したりして過ごした。精神的に不安になった時は、リストカットをするなど不安定な行動をとった。

##### 2 対応の概況

- ・ A子が、摂食障害であることが分かり、学級担任から相談を受けたスクールカウンセラー（以下、SCという。）は、A子の心の安定を図るために面談を行った。その頃のA子は、痩せることに異常な執着をもっていたので、時間をかけてカウンセリングを進めながら病院での受診を勧めた。病院の診断を受けてからは、健康相談によって摂食障害は徐々に改善された。
- ・ SCの提案で、A子との面談と平行して、学級担任、学年主任、養護教諭、カウンセリング指導員（富山県独自の教育相談担当の教諭）、管理職でケース会議を行った。直接関わっている養護教諭や学級担任を中心に役割分担を明確にした。
- ・ A子がリストカットしたり、不安定な状態になったりした時は、しばらく定期的にカウンセリングを受ける必要があると、SCの見立てのもと、定期的なカウンセリングを行った。カウンセリング後は、養護教諭、学級担任、学年主任、SCとミニケース会議を開き、A子の様子を共通理解した上で、それぞれの立場での関わり方を明確にした。
- ・ SCは、A子のリストカットを防ぐためには、専門医の治療が必要であると保護者に伝え、学校、家庭、医療機関が連携してA子を支えていくよう助言した。

##### 3 成果

- ・ SCや医療機関のアドバイスを受けたり、ケース会議を行ったりすることにより、学校職員の役割分担がはっきりし、誰が何を指導すればよいか明確になり、チーム支援が円滑に行われるようになった。
- ・ SCは母親に、家庭での母親としての心構えを助言し、愛情をもって接していこうと勇気づけた。
- ・ A子は、現在もリストカットをしているが、定期的なカウンセリングを続け、A子自身がどんな時に、どんな気持ちになってリストカットという行動を押さえられなくなるのか振り返られるようになった。

## 【事例 2】盗撮被害による問題解決のための活用事例

### 1 問題の概況

加害生徒 A が教室内の通路に置いた鞆の中にスマートフォンを隠し、女子生徒のスカート内を盗撮していたことがクラスの生徒の指摘で発覚した。A はその動画を同じクラスの男子生徒に見せていたが、下着等は映っておらず被害生徒も特定できなかった。

教室内で盗撮されていたことを知ったクラスの女子生徒らに不安が広がり、被害生徒と思われる女子生徒数人に教員が心のケアのため面談等をして対処した。学校は A に特別指導を実施し、その後クラスに復帰させたが、A の校内での態度が反省しているように見えず、女子生徒らは学校の指導と A の態度への不満を募らせ、A を学校から排斥するような行動を起こすなど、クラスの雰囲気が悪化した。

### 2 対応の概況

学校は事態の收拾を図るため、女子生徒らへの内面的なケアと A の再犯防止のためにスクールカウンセラー（以下、SC という。）によるカウンセリングを実施した。その後、A は落ち着いた生活を送るようになったが、女子生徒の一人 B は依然 A への嫌悪感を増大させ、過激な発言や行動をすることから、次第に B と周囲の女子生徒との関係も悪化し、B は学校を欠席しがちになった。

学校は B の他、数人の女子生徒に対して継続的に SC との面談を実施し、女子生徒らの話を傾聴、受容することで気持ちを解きほぐし、事態の改善を図った。

### 3 成果

盗撮被害を受けた女子生徒らが、加害生徒と同じクラスにいたくないと感情的になり、学校の対応等がなかなか女子生徒に理解されない中、SC が第三者として継続的にカウンセリングすることで女子生徒の気持ちを和らげることができた。

## 【事例 3】良好な人間関係を育むための活用事例（⑩）

1 活動名 生徒向けの体験講座

2 目的 よりよい人間関係を築くための具体的コミュニケーションスキルを学ぶ。

3 活動内容 コミュニケーション活動、心身のリフレッシュ活動等を内容とした講座を、前期 9 回、後期 13 回実施し、特別支援担当教員と SC とが協力して企画運営を行う。

### 4 成果と課題

- ・各講座実施後のアンケートでは、「先生や友達とコミュニケーションができて楽しかった。」「気持ちよくリラックスできてよかった。」などと答える生徒がほとんどであった。
- ・全講座における生徒の満足度は 100% で、コミュニケーションとることができた生徒は 93% であった。様々な体験活動を通して、教員と生徒や生徒同士のコミュニケーションを深めることができた。
- ・SC は時間的な制約があることから、担当教員との打ち合わせの確保や講座への毎回の参加が難しく、次年度以降、実施内容や時間等の見直しが必要である。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ①不登校生徒の減少

- ・スクールカウンセラーを配置して以降、小・中・高校において、不登校生徒数は減少傾向にある。特に中学校では、全中学校に配置した19年度以降、大幅な減少がみられる。

(H19年度 854人 1,000人当たり 28.8人 → H27年度 597人 1,000人当たり 20.5人)

#### ②学校における教育支援体制の充実

- ・スクールカウンセラーと担任やカウンセリング指導員(富山県独自の教育相談担当の教諭)、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等がチームとなり、気になる児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒等に対して、情報交換を行い、今後の支援の在り方や関わり方について共通理解の上、役割分担を図りながら、効果的な支援を行うことができた。

#### ③児童生徒及び保護者に対する教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーが、担任とは違う立場で、児童生徒の悩み等をじっくりと聴く機会をもつことで、児童生徒は心を開き前向きになることができた。また、保護者に対しても第三者的な立場で専門的な視点による助言や支援を行うことで、安心して悩みを打ち明けることができ、子供との接し方を改善できた。

#### ④職員研修等における教職員の資質向上の充実

- ・スクールカウンセラーが、児童生徒への接し方などについて、職員研修会で講師となる学校がみられ、教職員が児童生徒に対する見方や接し方等の改善を図り、学級運営に活かすことができた。

### (2) 今後の課題

#### ①スクールカウンセラー配置時間の拡充

- ・不登校やいじめ、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等、学校においては多くのニーズがあるため、配置時間の拡充が必要である。特に高校は中学校から深刻な悩みや不安要素を抱えた生徒が入学し、引続きカウンセリングが必要な生徒が多いことや、学習や進路の悩みなどから不登校等に陥る生徒がおり、少ない時間数では対応が困難である。

ア 国の予算の拡充や補助率の1/2への引き上げなど、拡充に係る予算措置

イ 小学校への配置が少ないため、一刻も早い全校配置の実現

ウ 高校への配置の制限(全配置の10%以内)の撤廃

#### ②スクールカウンセラーの人材確保と資質の向上

- ・スクールカウンセラーには、専門知識が必要であり、臨床心理士などの人材不足が問題である。臨床心理士会等と連携した人材の確保が必要である。また、事例検討会等の研修会を行い、資質の向上を図る必要がある。

#### ③スクールカウンセラーと教職員との情報共有の在り方

- ・多くの学校では、スクールカウンセラーと教職員との間で、情報の共有や支援方法等についての共通理解がなされているが、時間が限られた状況の中で、情報の共有が十分でない場合も見受けられる。「スクールカウンセラー日誌」等を活用している学校もあるが、スクールカウンセラーと教職員とがどのように情報の共有を図っていくかが課題である。

# 石川県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に対応するため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

単独校方式

- ・スクールカウンセラー等を1校に配置し、当該校を担当する方式
- ・近隣未配置校より要請があった場合は、スクールカウンセラー等を派遣できるものとする。ただし相談に要する時間は配置校の配当時間を活用するものとする。

### （3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校	110校
中学校	84校
義務教育学校	2校
高等学校	19校

### （4）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士：41人
- ②精神科医：0人
- ③大学教授等：2人

### （5）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 29人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

### 勤務形態について

単独校	(週3日・1日4時間) × 35週	4中学校
	(週2日・1日4時間) × 35週	14中学校
	(週1日・1日4時間) × 35週	30中学校・18高等学校
	(週1日・1日3時間) × 35週	110小学校・38中学校
	(月1日・1日3時間) × 12週	1高等学校

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー43名、スクールカウンセラーに準ずる者33名全員を対象に研修を行う。

### (2) 研修回数（頻度）

- ・県教育委員会主催の研修会（年1回全体）や他の資質及び指導力向上を図る研修会を連絡し、参加を呼びかける。

### (3) 研修内容

- ・県教育委員会主催で不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に関して専門的な知識を持った方を講師に招き、スクールカウンセラーに対して学校への支援等の在り方について指導、助言を行う。
- ・「訪問支援講習会」への参加を呼びかけ、スクールカウンセラーとしての資質及び指導力の向上を図る。

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・研究協議

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・設置していない。

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間に制限があるため、十分な研修日を確保することが困難。
- ・スクールカウンセラーの資質向上を効率よく行うこと。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとの円滑な連携。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校改善に向けた活動事例（①）

新学期に入ってから相談室登校をしていた小学6年生女兒に、担任からスクールカウンセラーとの面談を勧めてもらい、5月からカウンセリングを行った。スクールカウンセラーが、定期的に自分の話を聞いてくれる存在になったことで、学校生活への意欲が出てきた。また、定期的に、担任や養護教諭とスクールカウンセラーが情報交換をすることで、共通理解のもと関わる事ができた。

2学期の終わりには、女兒の保護者とスクールカウンセラーの面談を行い、保護者の気持ちを聞くことができ、その後のカウンセリングに生かす事ができた。この頃になると、教室に行く回数も増え、自分で設定した目標に向けて頑張る姿が見られるようになった。

3学期には、保護者面談に加え、女兒自身に中学校へ向けての励ましやアドバイスを行った。信頼関係が築けていたおかげで、来年度に向けて心構えができたようである。中学校へ進学した女兒は、楽しく学校生活を送っていると聞いている。

#### 【事例1】不登校のための活用事例（①⑧）

小学校6年生A子は、登校しぶりが続き、登校してからは保健室にいることが多くなった。表情も暗く、担任は男性教員ということもあり、あまり本心話を話そうとしない様子だった。毎週月曜にスクールカウンセラーが来校していたので、A子に対するカウンセリングをお願いした。月曜以外は、養護教諭や支援員の方に話を聞いてもらうようお願いした。教室には入れない様子のA子だったが、少しずつ、本音を話し出し、父との関係が上手くいっていないことなどが根底にあることが少しずつ分かってきた。そこで、スクールカウンセラーに保護者との面談をお願いし、保護者の率直な気持ちや家での様子を聞いてもらった。学校内部の関係者でないことで話しやすい部分もあり、本音を聞く事ができた。そこで得た情報をもとに、学担をはじめ養護教諭などを交えてチームで対応策を考え、A子の気持ちを聞き、安心して学校に登校できるよう働きかけを行った。父との関係はあまり改善しなかったが、A子の気持ちに共感してくれる人が増えたことで、表情も明るくなり、何とか卒業を迎える事ができた。進学先の中学にも、小学校と同じスクールカウンセラーが勤務しており、入学後は休まず登校できている。

#### 【事例1】心身に不調をきたした生徒に向けた活用事例（⑩）

中学校に入学し2学期の後半頃から、心に悩みを抱え身体にも影響が出てきた女生徒に対して、管理職、担任、学年主任、教育相談担当、養護教諭を中心に、手立てを検討しながら対応を進めた。

悩みの内容から、スクールカウンセラーとの面談が有効であると判断し、週に1回、1時間の面談を設定した。面談の中では、悩みを聞くだけでなく、専門的な立場からストレスの発散法やリラクゼーションの練習などをしてもらった。スクールカウンセラーのアドバイスから部活動の顧問とも連携を図り、教室だけでなく部活動での人間関係にも配慮を深めた。また、スクールカウンセラー同席で、担任と保護者の面談を行い、学校での様子や配慮すること、生徒の思い、家庭で配慮することを話し合い、学校での取組に対して保護者の理解を得ながら、生徒自身の精神的な安定につなげる一助とした。今後もスクールカウンセラーとの面談を継続しながら、生徒に対する支援を進めていく予定である。

### 【事例1】発達障害のある児童への対応策を工夫するための活用事例（ ⑫ ）

中学2年生男子。本生徒は、相談室登校をしており、そこで、わざと音を立てたり、ものを投げたり、反抗的で暴言を吐くので困っていると相談員から相談があり、管理職を中心に学校全体で対応を進めてきた。しかし、教師から指導されることも多くなり、反抗的な態度に変化はあまりみられなかった。この状況をふまえ、スクールカウンセラーを交えて、ケース会議を開くことにした。

ケース会議では、管理職が中心となり、教育相談担当教諭・生徒指導担当教諭・担任・学年主任・養護教諭・派遣相談員・教育支援センターも加わって協議を行い、当該生徒の対応について話し合った。スクールカウンセラーからは、注意一辺倒の状態から本人に寄り添う関わりをしていくことの助言を受け、それぞれの役割を確認することができた。

この会で、情報共有や支援の方向性について話し合ったことにより、組織的な対応ができ、当該生徒も不安定な行動等も少なくなっていた。その後も継続的な対応を進めた。

### 【事例1】発達障害に起因する登校しぶりのある児童に外部機関と連携して対応した事例（①⑫）

登校しぶりのある児童の保護者から要望を受け、スクールカウンセラーが相談を受けた。不登校傾向の相談であったが、児童の生育歴や家庭の様子を聞き取る中で、発達に特徴的な部分がみられた。

その後スクールカウンセラーが、教員から児童の学校での様子を聞き取ると、同様に特徴的な言動があることが分かった。

後日、スクールカウンセラーは保護者との面談で、外部機関の相談を受けるように勧め、市の教育センターを紹介した。市の教育センターでは、保護者との面談の結果、医療機関を紹介し受診につなげることができた。その後の経過観察の様子を、スクールカウンセラーを介して学校と共有した。学校では情報を教員間で共有し、医師及び教育センターの助言を受けて児童への対応に当たった。その結果、児童に落ち着きがみられ、登校しぶりも改善している。

### 【事例3】よりよい人間関係を築くための活用事例（ ⑮ ）

スクールカウンセラーが講師となり、アンガーマネジメントに関する校内研修を行う。研修は教職員を交えて模擬授業形式で行われた。模擬授業の流れは、以下の通りである。

アンガーマネジメントについて学んだ後、怒りに関するアンケートから、自分が怒りやすい性格かどうかを判断する。このとき、怒りやすい性格だと自分を否定しないよう、怒りは大切な気持ちのひとつであり、怒ることは決して悪いことではないことを押さえる。また、怒りは自分を守るために必要なものであるが、怒りの取り扱いに注意しないとトラブルに発展したり、自分や人を傷つけてしまったりすることがあることの説明をする。続けて、問題となる4つの怒りを紹介し、コントロールの仕方とその効果、怒りを増す行動と和らげる行動について比較する。そして、事例検討で怒りを増す行動例を紹介し、エスカレートさせる結果となった行動や、その行動を防ぐために、代わりにどうしたらよかったかを考える。怒りたいときの6秒ルールの例として、「深呼吸する」、「数を数える」、「ストレッチ」、「歌を歌う」などを挙げた。

後日、1年生の1学級で、スクールカウンセラーが実際に授業を行った。生徒は興味深そうに怒りに関するアンケートに取り組み、怒りの性質や対処法について学んだ。授業後生徒からは、「気持ちのコントロールの仕方が分かった。」「イライラをエスカレートさせないことでトラブルを防げる。」という感想が寄せられた。

研修に参加した教員自身からも、「学活等で活用していくことで、生徒のコミュニケーションスキルの向上につながることを期待できる。」「教員にとっても、生徒の人間関係を円滑にするための授業のヒントになった。」等の感想が寄せられた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・県内公立中学校に関しては、スクールカウンセラーを全校に配置している。また小学校の配置も30校増やし、110校の小学校に配置した。その結果、生徒や保護者の多様な相談に対応することができ、また教職員への研修や教育プログラムを実施する機会も確保できた。
- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間が増えた学校では、相談件数も増加し、不登校やいじめ相談をはじめ、学業不振や家庭の問題など、児童生徒の相談に幅広く対応することができた。
- ・平成28年度の相談件数は、前年度に比べ約36.4%増加しており、児童生徒の対応をはじめ、保護者や教職員への助言・援助を行い、問題行動等の未然防止につなげることができた。

### (2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間に制限があるため、相談者への対応に限りがある。また各校の担当教員との打合せ時間も十分に確保できない場合もあり、情報共有が困難となるケースも生まれている。
- ・年々スクールカウンセラーの人員確保が難しくなっていることに加え、地域的要件等により効率的な支援体制の確保が難しくなっている。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとの円滑な連携のため、コーディネートする担当者の役割が大きくなってきている。

# 福井県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の諸問題行動に対応し、児童生徒や保護者の心のケア、教職員への助言等を行うために心理の専門家を配置し、問題行動等の未然防止や初期対応（早期発見・早期解決）、自立支援等を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### ○配置について

- ・小中学校の配置について、単独校以外の中学校を拠点校、単独校以外の小学校を対象校とし、全校配置としている。対象校においては、中学校スクールカウンセラーが校区内対象校に対し、定期訪問および要請訪問を実施している。
- ・スーパーバイザーを県教育委員会に3名配置（1名は学校配置SC兼務）し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。

#### ○任用について

- ・設置要綱に示す資格を有し、スクールカウンセラーとして採用を希望する者は、別に定める手続きにより教育長に申請するものとする。
- ・教育長は、申請者について面接を行い、任用の可否について総合的に判断する。ただし、良好な勤務実績があつて再任を希望する者については、面接を省くことがある。

### （3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態

#### ○配置校数

小学校	191校
中学校	75校
高等学校	7校

#### ○資格

##### スクールカウンセラー

- ①臨床心理士： 49人
- ②精神科医： 0人
- ③大学教授等： 1人

##### スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者： 12人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者： 16人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者： 0人

○勤務形態

単独校 55 小学校

《内訳》・19 小学校（週1日・1回4時間） ・7 小学校（隔週1日・1回3時間）  
・7 小学校（週1日・1回2時間） ・22 小学校（隔週1日・1日3時間）

11 中学校

《内訳》・1 中学校（週2日・1日5時間） ・3 中学校（週2日・1回4時間）  
・1 中学校（週2日・1日3.5時間） ・4 中学校（週1日・1回6時間）  
・1 中学校（週1日・1回3時間） ・1 中学校（週1日・1回5時間）

7 高等学校

《内訳》・7 高等学校（週1日・1回4時間）

拠点校 63 中学校

《内訳》・1 中学校（週2日・1回4.5時間） ・10 中学校（週2日・1回4時間）  
・6 中学校（週2日・1回3.5時間） ・19 中学校（週1日・1回6時間）  
・8 中学校（週1日・1回5時間） ・2 中学校（週1日・1回4時間）  
・14 中学校（週1日・1回3時間） ・3 中学校（週1日・1回2時間）

対象校 129 小学校

《内訳》・69 小学校（年間17時間） ・60 小学校（年間10時間）

ただし、小中併設7校、及び、分校1校（中学校）は除く。

県教委配置スーパーバイザー 3人（年間102時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（辞令交付式時）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、電話相談員（教育相談業務担当者等研修会時）

### (2) 研修回数（頻度）

年3回（4月、8月、11月）

### (3) 研修内容

- 業務についての指導・助言
- 教育相談業務関係に精通した大学教授等の講演・講義
- グループ別協議 等

### (4) 特に効果のあった研修内容

毎年、年2回の研修会には、教育相談業務関係のスペシャリスト（スーパーバイザー経験を有する大学教授等）といえる人物を招き、講義をいただいている。専門的な業務内容のお話や教育相談業務担当者（外部人材）等の連携等についてのお話など、たいへん勉強になっている。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置： あり 3名（県教育委員会配置）
- 活用方法
  - ・県内を2地域に分け、それぞれが担当している。
  - ・緊急な事案や困難な事案等に対応している。
  - ・採用年数が短い（1年目・2年目）スクールカウンセラー等へのスーパービジョンを行っている。
  - ・その他、スクールカウンセラーの有効な活用方法等について、県担当者と勉強会を開催している。

### (6) 課題

心理の専門家としての資質向上を図るとともに、「チーム学校」の一員としての意識を高め、SSWや関係機関との連携を図りながら、校内研修や教育プログラムの実施等、学校における教育相談体制の充実に寄与できるような人材育成を目指した研修等を考えていきたい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障害のある生徒に対する活用事例 (12)

体調不調を訴え保健室に来たり、遅刻欠席が多かった中学女子生徒に対して、SCが面談を重ねたところ、整理整頓ができず、忘れ物が多いことや、うまく周りとのコミュニケーションをとれないなど、発達障害の特性に起因する困り感を強く持っていることが判明。ひとり親家庭で、小学生の同胞も不登校という、家庭環境にも問題を抱えていたため、本人の困り感を保護者に伝え、支援の方向性や方策を共有するためにケース会議を実施。保護者にも困り感が見られたため、具体的な支援の方法を示したところ、保護者は提案されたことを家庭で実践。本人に対してもSCが定期的に面談を続け、受験や進路に対する不安や、友人関係の悩み、保護者に対する不満などを受け止め、寄り添いながら話を聞くことを続けた結果、欠席が減り、登校時刻も早くなり、忘れ物も少なくなるなどの変容が見られ、希望していた高校にも合格できた。進学先の高校に提出する移行支援シート作成時にも、面談や行動観察等で得た本人や保護者の願いや困り感、具体的な支援方法等の記載についてSCが協力し、中高連携を行った。

#### 【事例2】自傷行為の背景に同胞からの性的虐待があったケースの活用事例

リストカットを繰り返す高校女子生徒に対して、担任等が理由を尋ねても、本人は「いらいらして」「むしゃくしゃしたから」と言う以外詳しく答えなかった。当該生徒は心療内科に通院中で、主治医から「物事を必要以上に自責的に捉えやすく、ストレスをためこみやすい性格。気持ちを吐き出す場が必要」という診断を受けていた。SCによるカウンセリングをはじめたところ、最初はリストカットの開始時期やリストカットをしたくなるタイミング、また、衝動にかられた時の対処法などについての話題が主であったが、回数を重ねるうちに、同胞による虐待を受けていたことを打ち明けた。SCは、本人の同意を得て、担任、養護教諭に報告し、今後の対応について学校側と話し合った。さらに、本人が自ら母親に同胞から虐待を受けていることを話すことができたため、親戚宅で過ごすことになった。家庭環境が調整されたことで、虐待は受けなくなったが、その後も学校や家庭で本人が何らかのストレスを感じると、リストカットしてストレスマネジメントする等、他者の注意をひく行動が継続した。そのため、校内でリストカットがあった時の対応やリストカット行動の意味などについてSCと教員でコンサルテーションを行い情報共有した。その結果、教員間で一貫した対応ができるようになった。また、主治医にも学校での本人の様子について学校側より報告し、対応について助言をもらった。本人に対して適切な対応を一貫して行う体制が整うに伴い、リストカット行動が減少した。

#### 【事例3】教育プログラムのための活用事例 (16)

対人関係で葛藤を抱えやすい中学2年生を対象に、アサーションスキル講座を各クラス50分で実施。まず、今の自分の行動パターンやコミュニケーションの図り方など、YES, NO で答えられる10の質問をワークシート上で行い、自己理解を図った。次に、言葉を介した自己表現の方法の3パターン、ノンアサーティブ（非主張型）、アサーティブ、アグレッシブ（攻撃型）についての説明を行った。実践としてアサーティブな表現を考えてみるために、2つの仮想場面を設定し、それぞれ自分の言葉で返答するワークを行った。グループに分かれ、それぞれが発表し、他の生徒がどのような言葉や表現を用いているのかシェアした。感想の中には、表現方法には3つのパターンがあることや、他の生徒の表現内容を聞き、答えは一つではなく様々あり、自分の言葉で表現すれば良い、という気づきがあった。

受験を控えた中学3年生を対象に、ストレスマネジメント講座を各クラス50分で実施。まず、今の自分の体調や疲れ感など、どれくらい自分自身が疲れと感じているのか、5つの質問を行って自分の体に注意を向けて意識化した。呼吸法、筋弛緩法、イメージ法、音楽法など複数のストレスマネジメントの方法について説明をした後、それらを実践。体をリラックスさせられる広い教室を使用し、手を広げてお互い

に誰にも当たらないように広がり、仰向けになって行った。生徒によってそれぞれ気持ち良いと感じた方法に違いはあったが、家庭でも実践していきたいという感想が多くあった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校（単独校と拠点校）に対して、年度末に調査研究報告書の提出、および年2回（7月と12月）活用状況調査（スクールカウンセラーへの評価を含む）の提出を願っている。また、スクールカウンセラーに対し、年2回（7月と12月）自己振り返り調査を実施している。

問題行動等の早期発見、早期対応を目指し、SCを中心に複数の教職員が問題解決のために話し合い、情報を共有し、チームで対処するという流れがスムーズになってきている。不登校を未然に防ぐためにも、また長期化させないためにも、様々な立場からアセスメントを進め、状況に応じて対応することが重要であるので、学校とSC等の外部人材および関係機関との連携を今後も強めていきたい。

#### 《参考》

県内の問題行動等について【国公立】

#### ■1000人あたりのいじめの認知件数の推移

H24：13.2人 H25：9.2人 H26：9.0人 H27：9.4人

#### ■いじめの解消状況の推移

H24：94.3% H25：95.7% H26：95.5% H27：97.0%

#### ■1000人あたりの不登校児童生徒数の推移（小中のみ）

H24：8.8人 H25：9.0人 H26：9.1人 H27：9.6人

※平成24年度～平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

### (2) 今後の課題

#### ○小学校へのSC配置拡充

社会環境の大きな変化に伴い、近年、小学校においては、多様な発達上の問題を抱える児童が多く見られるようになってきている。社会性が未熟で他の児童とうまく関われない児童も増えてきている。また、家庭環境に恵まれず、貧困や児童虐待等の問題を抱えている児童も見られる。小学校段階で早期に心身のケアを施し、よりよく自立できる素地を形成するために小学校へのSC配置を拡充する必要がある。

#### ○SCの常勤化

中学生の心理的变化は周期が短く、週に1、2回の勤務では生徒の心の変化に対応していけない場合もある。スクールカウンセラーが少しの時間でも毎日相談室等に在室できるような体制を整えば、生徒も「いつでもカウンセラーの先生と話せる」という安心感を持って学校生活を送ることができると考えられる。

#### ○校内研修や教育プログラムへの活用

SCは多くの臨床経験を持ち、発達心理学的観点から子どもの成長をとらえる力量を持っている。したがって、多方面にわたる教育・心理的支援方法を関係教員（担任、教育相談担当教員、学年主任等）が得ることにより、教育相談体制の充実に役立てることができると考えられる。



# 山梨県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・いじめや不登校等の未然防止，改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図り，もって教員の資質能力の向上に資することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・スクールカウンセラー等は，公立小学校（53校）・公立全中学校（80校）並びに県立高等学校（6校）に配置した。特に不登校生徒数の多い中学校区の12学級以上の小学校には重点的に配置を行い，児童生徒理解，小中連携が一層図れるように工夫した。
- ・スクールカウンセラー等は，配置された当該校を担当するほか，地域や学校の実情により，当該校の校長の指示により複数の学校を担当することができる。

### （3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は，①→②→③の順に整理すること。

#### ・配置校数

小学校	53校
中学校	80校
高等学校	6校
特別支援学校	0校

- ・配置人数 小学校：53校，中学校：80校（全校配置），高等学校：6校の計139校に，65名配置。  
教育委員会等（要請訪問スクールカウンセラーとして）1箇所にて26名配置。

#### ・資格

＜学校配置のスクールカウンセラー＞65名の資格

①臨床心理士が50名，②精神科医が0名，③大学教授等の職にある者又はあった者が1名。①と③である者1名，④修士課程（相談業務1年以上の経験の者）が3名，⑤大学，短大卒（相談業務5年以上の経験の者）が10名，⑥医師（相談業務1年以上の経験の者）が0名。

＜教育委員会等（要請訪問スクールカウンセラー）配置＞21名の資格

①臨床心理士が13名，②精神科医が0名，③大学教授等の職にある者又はあった者が1名，①と③である者2名，④修士課程（相談業務1年以上の経験の者）が3名，⑤大学，短大卒（相談業務5年以上の経験の者）が2名，⑥医師（相談業務1年以上の経験の者）が0名。

- ・勤務形態 原則として次のいずれかとする。

- ①年間280時間（週8時間×35週）
- ②年間210時間（週6時間×35週）
- ③年間140時間（週8時間×17.5週，週4時間×35週）
- ④年間115時間（週3時間×25週＋週4時間×10週）
- ⑤年間80時間（週8時間×10週，週4時間×20週）

＜平成29年度の状況＞

小学校（59校）：80時間…11校，115時間…27校，140時間…21校  
中学校（80校）：140時間…33校，210時間…1校，280時間…46校  
高等学校（6校）：140時間…5校，210時間…1校

#### (4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

- ・ガイドラインを作成し、全小・中学校に配付。HPにアップし、ダウンロードが可能。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー研究協議会(参加者:学校配置・要請訪問スクールカウンセラー,配置校担当教員,県教委事務局,教育事務所担当指導主事)を年3回開催している。

### (2) 研修回数(頻度)

- ・研究協議会において,テーマを決めて(例:小・中連携に関する工夫等)グループで互いの情報共有や,より有効な活用ができるよう協議を行う。
- ・経験年数の長いスクールカウンセラーを講師とした研修・グループ協議

### (3) 研修内容

- ・経験年数の長いスクールカウンセラーを講師とした研修・グループ協議  
研修内容「スクールカウンセラーとしての対応」  
課題研究協議(グループ協議)「スクールカウンセラーを活用した小・中連携」

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・経験年数の長いスクールカウンセラーを講師とした研修・グループ協議  
研修内容「スクールカウンセラーとしての対応」  
課題研究協議(グループ協議)「スクールカウンセラーを活用した小・中連携」

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 なし ○活用方法 なし

### (6) 課題

- ・様々なケースに対応していくためにも,スーパーバイザーの設置は必要性が高い。また,専門性向上のための研修会も必要となっているが,予算の都合上実施できない状態である。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例（④）

- ・生徒がSCと話したいと訴えてきたため、面談時間を設定して、SCに面談をしていただいた。その面談の中で生徒が父親から虐待を受けているということがわかり、SCは校長先生に報告を行った。報告を受けた校長先生は、児童相談所へ通告した。

##### ◇支援の方法

- ・児童相談所と連絡を取り合う中で、職員が本人と面談を行った。その際、SCも来校し本人と再度面談を行った。児童相談所の職員との面談の結果、児童相談所への一時保護という判断が出て、その日の午後に保護された。
- ・母親は、生徒の児童相談所への一時保護という判断に対してショックを受け、児童相談所に連絡を取って本人に会わせてほしいと話をするが会わせてくれないことに対して児童相談所に不信感を持っていた。そこで、SCと面談する場を設けて、母親の家庭での不安なこと、娘のこと、自分自身の心のことについてカウンセリングを行った。
- ・生徒指導主事は児童相談所と、SC担当は市の子ども支援課と、生徒の担任及び学年主任は母親と、それぞれの窓口を決めて、対応することになった。母親がSCと面談を希望する際には、時間を設定するようにした。生徒に関する連絡や情報が入れば、学校長をはじめ、教頭、生徒指導主事、担任、学年主任、SCと担当が連絡を取り合い、「共有」している。

##### ◇結果

- ・母親は仕事が忙しくなり、SCとの面談を希望できなくなっている。また、児童相談所ではある見解を出し、母親に直接会って伝えたいが、実現していないため一時保護の状況ではあるが、生徒は心身ともに安定した生活を送れている。

#### 【事例2】性的な被害への対応のための活用事例

##### ◇活用事例

- ・女子生徒が、SNSで知り合った初対面の成年男性と性的関係をもった。この事実を把握した学校は重大な問題として捉え、保護者に連絡をするとともに、今後の指導などについて相談をするため、SSWの派遣依頼を行った。学校からの相談を受けたSSWは、本人や学校関係者、保護者などと面談を行い、状況の把握に努めるとともに、それらの状況から、SCや児童相談所、病院の思春期外来などにつなげ、定期的な面接を行い、生徒や保護者のケアに当たった。学校配置のSCは、本人とは2回のカウンセリングを行い、その後は病院の思春期外来へとつなげた。父親とは3回のカウンセリングを行い、本人への関わり方等について助言した。

#### 【事例3】ストレスマネジメントや校内研におけるSCの活用事例（⑩）

##### ◇活用事例

- ・中学3年生の3学期、学級活動の時間を活用。「入試直前のストレスマネジメントについて」の講演会を開催し、SCが専門家の立場から、緊張のほぐし方、不安への対応の仕方等、ストレスマネジメントのアドバイスをを行った。
- ・中学1年生、特別活動の時間において、エンカウンターをTTの授業で行った。友達関係の中で、情報を共有することの大切さ、積極的に話しかけること、どうすれば必要なことが聞き出せるのかといったコミュニケーションスキルについて学んだ。
- ・夏休みの校内研究会において、SCの指導のもと、QUを生かした学級集団のアセスメントについて、学年ごとに時間を設けて細かい分析を行った。この研究法を熟知しているSCが進行役になり、担任がアセスメ

ントシートに従いクラスの状態説明を行った後、担任への質問を通し、問題の全体像を把握し、情報収集と分析（全職員で、それぞれの立場から、各クラスの生徒についての情報をカードに書く。）、対応策の検討をスムーズに行った。この研修により、全職員で、個々の生徒についての共通理解を図り、指導の方向性を確認することができた。

## 【4】成果と今後の課題

### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・児童生徒の相談件数は、依然として多く、増加傾向にある。平成28年度の配置校数は、139校で、前年度から12校減ったが、児童生徒の相談件数は、150件増加している。  
H24年度の相談件数：10,136（件）、H25年度の相談件数：10,178（件）、H26年度の相談件数：11,144（件）、H27年度の相談件数：11,156（件）、H28年度の相談件数：11,306（件）
- ・配置校からの報告書によると、「集団生活や集団学習が苦手な児童の様子を授業観察などにより把握してもらい、カウンセリングをしてもらったおかげで、落ち着きができるなど日常生活の改善がみられた」、「SCからの助言を受けて、生徒へのアプローチを多様化することができ、不登校生徒やその保護者との円滑な関係づくりにつなげることができた」という成果が多くあがっている。
- ・小中連携の観点から、来年度入学する子供で不登校傾向にある子供・保護者に対しての面談や、小学校のSCとの引継ぎを行うことができ、中学へのスムーズな移行に繋がった。
- ・多くの課題を抱えた子供へのカウンセリングやその子供を担当する先生方や保護者の方々への対応等が、非常に的確で、課題が解決したり、落ち着いたりしている。ケース会議や通常学級での特別支援の必要な子供へのアドバイスなどもいただき、課題を抱えている子供、保護者への対応も良く、同一歩調で進めることができている。
- ・配置SCは、「心の専門家」について学校現場の理解が進み、生徒、保護者、教師の相談活動に有効活用されている。また、中学校区の小学校からの要請もあり、小・中で連携して中学校配置のSCを活用している。小学校へも同じ学区の中学校に配置しているスクールカウンセラーを配置することで、なお一層の小・中連携が図られると考える。

### （2）今後の課題

- ・問題を抱える家庭や児童生徒のうち、相談や支援を希望しない保護者への対応が難しい。
- ・周知が進み、活用が増えてきたが、時間が不足している。対応が一層、複雑で難しいケースが増えてきているため、予算措置の必要性を感じる。
- ・悩みや心配事を抱えている生徒に、いかにカウンセラーを利用してもらうか。また、中学校での指導と心理の兼ね合いをどのようにあわせていくかが課題である。
- ・保健室に来る生徒の中にもカウンセリングを受けさせたい生徒がいるが、養護教諭との情報交換が少ないので機会を多くする必要がある。

# 長野県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー（臨床心理士等）を配置し、学校内における相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

配置及び派遣により、県内全ての公立学校に対応している。

➤中学校は、学校規模や地域性、生徒指導上の課題等に配慮して、拠点校 99 校、対象校 82 校に配置。

➤小学校は、拠点中学校の通学区内の小学校 266 校を対象校として配置。

（対象校でない小学校については、緊急時の学校からの要請により対応。）

➤高等学校及び特別支援学校は、学校からの要請に対し、教育事務所配置の S C を学校に派遣して対応。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### ※配置校数

小学校	271校
中学校	176校
義務教育学校	1校
高等学校	84校
特別支援学校	4校

#### ※資格

➤スクールカウンセラー

①臨床心理士・・・46人

➤スクールカウンセラーに準ずるもの

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者・・・8人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者・・・22人

#### ※主な配置形態

➤拠点中学校	99校	（週1日・1回4時間程度）
➤対象中学校	82校	（月1日・1回4時間程度）
➤対象小学校	266校	（月1日・1回3時間程度）
➤派遣校（高等学校、特別支援学校）	102校	（月2日・1回3時間程度）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

県が任用したスクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

➤教育相談関係者連絡会議	(年1回・4地区開催)	全員参加
➤SC地区別研修会	(年1回・4地区開催)	全員参加
➤いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」	(年2回・4地区開催)	希望参加
➤いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」	(年1回)	希望参加
➤自殺予防教育研修会	(年1回・2地区開催)	希望参加

### (3) 研修内容

#### ➤教育相談関係者連絡会議（4月）

- ・拠点中学校及び高等学校のSC担当者と県SCが参加。
- ・学校担当者とSCの打ち合わせを通して、効果的な連携のあり方について研修する。

#### ➤SC地区別研修会（9月）

- ・SCの任務や評価について再確認する。
- ・過去または現在進行形の事例について、事例研究会を通して意見交換を行う。

#### ➤いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」（5月、10月）

- ・教育相談体制の充実に関わる県の施策及び本県における生徒指導の現状と課題を説明。
- ・いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に関わる研修。

#### ➤いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」（6月、11月）

- ・いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に関わる研修。

#### ➤自殺予防教育研修会（6月）

- ・中学校及び高等学校において自殺予防に資する取組を推進するための研修。

### (4) 特に効果のあった研修内容

#### ➤教育相談関係者連絡会議（全員参加）

- ・年度当初に、拠点中学校及び高等学校のSC担当者と県SCが一堂に会することで、事業を円滑に実施できている。

#### ➤SC地区別研修会（全員参加）

- ・過去または現在進行形の事例を扱う事例研究会を通じたSC同士の情報交換により、支援方法に関わるヒントを得ることができている。
- ・事例研究会にSSWが参加することにより、SCとSSWの連携を推進することができている。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

➤SVの設置・・・なし

### (6) 課題

- 専門家であるスクールカウンセラーの資質を更に向上させるための研修体系の構築が急務の課題。
  - ・SC個人の力量を高めるとともに、県SCとしての支援の均質化が大きな課題。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校の背景に家庭的な困難がある事案のための活用事例（①不登校 ⑧家庭環境）

##### 困難を抱える生徒の早期発見・早期支援を目指す取組

○生徒指導上の課題や困難を抱える生徒が多い中学校をS S Wの重点巡回校として設定し、不登校を中心に心配な生徒の様子を情報共有する会議（スクリーニング会議）を定期的に行っている。会議には、学校関係者とともに、学校に配置されているS Cや重点巡回訪問担当のS S Wが参加し、困難を抱える生徒への支援策等を立案。役割分担や進捗状況を共有している。

##### 事例

##### ○家族構成

- ・本人（中2男）、母親、兄2人 元夫からの母親及び兄2人へのDVを理由に離婚（母子家庭）

##### ○概要

- ・中2の10月より徐々に欠席が増え、11月からは週1回程度の登校になった。学級担任との面談で、家庭の経済的な状況や母親の健康・就労面の心配、兄2名からの言動によるストレスなどが発覚。

##### ○成果

- ・学校（担任、管理職）、S C、S S Wが連携。（支援計画の立案及び役割分担）
- ・本人の登校日を面談日として設定。S Cは本人へのカウンセリング。S S Wは母親への家庭相談及び支援。
- ・母親と本人から同時に状況を聴き取ることにより、家庭の状況がよくわかり、学校側の理解がすすむ。
- ・周囲の大人たちが自身のおかれている状況を「理解してくれた」という安心感を本人がもつようになった。
- ・2週間に1回のカウンセリング（本人）と相談支援（母親）を継続した結果、2か月後には登校日数が増え、安定して登校できるようになった。

#### 【事例2】性的な被害からの立ち直りを支援するための活用事例

##### ○概要

- ・本人（高2女）が、通学途中の公共交通機関内で痴漢に遭った。
- ・本人は、強いショックを受け、対人恐怖および「通学がこわい」と担任に訴えた。

##### ○成果

- ・S Cによるカウンセリングの結果、「うつ」のような状態であることがわかった。
- ・S Cが保護者に医療との連携を助言するとともに、S Cが定期的に本人へのカウンセリングを実施。
- ・S Cによるカウンセリングと医療機関への通院を継続するなかで、精神的な安定を取り戻してきている。

#### 【事例3】校内研修の活用事例（⑩）

##### ○生徒同士の人間関係づくりの取組を推進

- ・A高校において、S Cが年度当初の1学年会に参加し、中学校から情報提供のあった要配慮生徒への関わり方について助言。対人関係のトラブルを経験した生徒や人間関係づくりが苦手な生徒も多くいることから、学級単位でできる人間関係づくりのショートエクササイズを提案。職員で研修会を行い各学級で実施した。
- ・教職員からは「自身の生徒との関わり方の参考にもなった」などの感想も寄せられた。

##### ○アンケートとショート面接の実施方法に関わる研修

- ・B中学校が行っている「学校生活アンケート」と「5分間ショート面接」を組み合わせた取組の実施方法について、子どもたちの援助希求行動を促すという視点からS Cが研修会を実施。
- ・教職員からは、「何かトラブルが起こってからの対応ではなく、困ったときには教職員に相談しようと生徒が思えるような日常の関係づくりを大切にしたい」などの感想が寄せられた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### 平成28年度 相談内容別、相談者別人数（延べ人数）

➤限られた時間の中で、児童生徒本人、保護者、教職員とバランスよく相談活動を行っている。

➤学校からは、教職員との情報共有や支援に関わるコンサルテーションを丁寧に行うことで、事案が好転したという意見が多い。

相談内容 相談者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	相談者 合計	うち 性的な被害
	不登校	いじめ問題	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	非行不良行為	家庭環境	教職員との関係	心身の健康保健	学業進路	発達障がい等	その他の内容		
児童生徒	2,101	156	4	8	2,793	6	15	1,823	881	819	1,804	813	1,871	13,094	23
母親	2,395	32	1	3	285	1	3	1,357	250	286	694	1,003	781	7,091	101
父親	190	3	0	1	15	0	0	91	37	23	87	74	67	588	1
教職員	1,572	82	1	2	568	4	7	675	448	273	699	988	1,191	6,510	12
その他	67	1	0	1	10	0	0	69	7	6	17	43	135	356	0
<b>内容別合計</b>	<b>6,325</b>	<b>274</b>	<b>6</b>	<b>15</b>	<b>3,671</b>	<b>11</b>	<b>25</b>	<b>4,015</b>	<b>1,623</b>	<b>1,407</b>	<b>3,301</b>	<b>2,921</b>	<b>4,045</b>	<b>27,639</b>	<b>137</b>

相談内容 … 不登校：約23% 友人関係：約13% 家庭環境：約15% 学習や進路：約12%

相談者 … 児童生徒：約47% 保護者：約28% 教職員：約24%

#### 相談者（延べ人数）の推移（H26～H28）

➤配置時間拡充の結果、小学校や高等学校での活用が増加している。

##### 延べ人数の推移（相談者別）

	H26	H27	H28
児童生徒	10,064	11,804	13,094
保護者	6,754	7,342	7,679
教職員	6,894	7,044	6,510
その他	213	222	356
合計	23,925	26,412	27,639

##### 延べ人数の推移（学校種別）

	H26	H27	H28
小学校	7,788	8,495	9,423
中学校	14,295	14,434	13,881
高等学校	1,842	3,483	4,095
特別支援学校 他	0	0	240
合計	23,925	26,412	27,639

#### 平成28年度 会議、研修会、講演会等の人数と回数（H26～H28）

➤「予防的な取組」や「支援を必要とする児童生徒を早期に発見する取組」等へのSCの活用を県として推進した結果、会議等における助言をはじめ、研修会や講演会での講師、授業中の参観や観察など増加している。

会議等	対象者・参加者		H26		H27		H28	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数
1 生徒指導に関する会議	3,249	1,026	3,545	1,418	3,677	1,744		
2 学年会・職員会	421	42	364	31	394	24		
3 校内等の研修会	1,282	64	1,575	67	1,295	62		
4 講演会・集会	4,385	70	3,523	40	6,006	73		
5 授業中の参観・観察	2,914	1,180	34,302	1,641	38,815	2,487		
合計	12,251	2,382	43,309	3,197	50,187	4,390		

### (2) 今後の課題

➤各学校における「教育相談コーディネーター」の校務分掌上の位置づけや役割の周知。

➤「予防的な取組」や「支援を必要とする児童生徒を早期に発見する取組」等へのSCの活用を推進。

➤SCがSSWや専門機関等との連携を推進するための研修内容が求められている。

➤特に、「予防的な取組」への活用ニーズに対応するための資質向上が急務の課題。

（SST、SGE、ストレスマネジメント、アンガーマネジメント、SOSの出し方教育 など）

# 岐阜県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・不登校・いじめ等の問題行動への対応に当たって、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るとともに、早期発見・早期対応、未然防止の取組を行うことで、学校における教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内全中学校を拠点校として、各中学校区にスクールカウンセラーを配置し、校区の全ての小学校を対象校とした。市町村教育委員会の指導のもと、校区の小・中学校が相談して活用計画を立て、全ての学校においてスクールカウンセラー等が活用されるようにした。
- ・各中学校区を「重点校区」「配置校区」に分け、「重点校区」には、スクールカウンセラーに加えスクールカウンセラーに準ずる者を配置した。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ○配置校数

小学校	366校
中学校	179校
高等学校	66校
特別支援学校	21校

#### ○資格

##### ①スクールカウンセラー

ア 臨床心理士	111人
イ 精神科医	0人
ウ 大学教授等	2人

##### ②スクールカウンセラーに準ずる者（以下 スクール相談員）

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	10人
イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	56人
ウ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	0人

#### ○主な勤務形態について

勤務時間：1回6時間

重点校区A（13校区）	スクールカウンセラー	週2回	スクール相談員	週1回
重点校区B（46校区）	スクールカウンセラー	週1.5回	スクール相談員	週1回
重点校区C（39校区）	スクールカウンセラー	週1回	スクール相談員	週1回
配置校区D（36校区）	スクールカウンセラー	週1回		
配置校区E（46校区）	スクールカウンセラー	週0.5回		

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ・各小・中学校 教育相談主任
- ・スクールカウンセラー、スクール相談員

### (2) 研修回数

- ・年間2回（4月～5月、7月～8月） 各教育事務所単位で開催

### (3) 研修内容（主な内容）

#### <第1回>

- ・スクールカウンセラー等活用事業の概要と事務手続等について
- ・教育相談主任、スクールカウンセラー、スクール相談員の役割と心構えについて
- ・地区の現状と課題
- ・講話
- ・各中学校区別連絡会

#### <第2回>

- ・スクールカウンセラー等活用事業の進捗、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携について
- ・地区の現状と課題
- ・講話、実践発表、事例検討会、情報交流等
- ・スクールカウンセラー、スクール相談員の効果的な活用に関わる研究討議
- ・各中学校区別連絡会

※第1回、第2回ともに、各教育事務所の課題等に合わせ、研修内容の詳細を決定する。

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・スーパーバイザーによる、事例を基にした講話は、より広い視野から教育相談について学ぶ機会となった。
- ・スクールソーシャルワーカーや関係機関の代表者も交えたパネルディスカッションは、それぞれの立場ごとに異なる視点や支援方法をもっていることを、研修会参加者が具体的に理解する機会となった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○S Vの設置

- ・県内6つの教育事務所に各1人配置

#### ○活用方法

- ・スクールカウンセラー等研修会や新規スクールカウンセラーが配置された学校への訪問等を通して、地区全体の指導に当たる。なお、必要な場合には、勤務経験年数に関わらず、指導を実施する。
- ・重篤かつ緊急な事案等に対応する。

### (6) 課題

- ・各校区の実情や課題に応じて、スクールカウンセラーやスクール相談員を柔軟に活用し、校内及び校区の教育相談体制の充実を図ることができるよう、研修の一層の充実を図る。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校改善のための活用事例（①）

- ・中学校2年生で不登校になった生徒が、関係機関と連携することで、引きこもることなく、進学につながった事例。
- ・母親は、義母等との関係が悪く、家の居心地がよくないため自分が精神的につらくなることが多く、子どもに向き合うことができなくなっていた。
- ・生徒と母親の母子分離ができていなかった。生徒と保護者、ときにはSCと生徒、保護者の三者でカウンセリングを継続的に行った。生徒はSCに語ることを通して母親に伝えたいことを伝えることもあった。
- ・生徒を適応指導教室につなぎ、学年主任がキーマンとなって、適応指導教室、家庭、学校の三者が継続的に連携をとった。情報を共有しながら関わりを持ち続けることで、生徒は3年生段階では放課後登校ができるようになり、無事志望校に進学することができた。

#### 【事例2】性的被害のための活用事例（④）

- ・兄からの性的虐待の疑いがあった中学2年生（本人の申告で実際については確認できず）。
- ・本人の精神的な不安があったので、月1回ペースで継続してカウンセリングを行った。
- ・校長・教頭・生徒指導主事・教育相談主任・学年主任等が情報の共有と支援の確認をして組織的な対応をし、中央子ども相談センターに連絡して児童福祉士、臨床心理士による面談も行った。その後、保護者とも懇談した。継続してカウンセリング等を行うことにより、本人の精神状態も安定した。

#### 【事例3】教育プログラム実施のための活用事例（⑩）

- ・SCと担任がTTで、小学校高学年と中学校で「心の健康」の授業を行い、思春期の心の在り方について考える時間をもった。

〈授業内容〉

(1) 担任からSCの紹介

(2) こころの話

- ・心は体のどこにあるのか。
- ・色画用紙で作った色の違うハートをいくつも提示し、どんな気持ちかを考えさせる。
- ・児童が意見を出し合い、自分と違う考えをもっている子もいることを知る。
- ・すべて正解であり、「自分と人は考え方が違う、人それぞれ考えをもっている」ことを知る。

(3) 寸劇

- ・担任とSCとの寸劇。
- ・朝の登校の様子「担任がSCにおはようと声をかけるが、SCが無視をして通り過ぎる」
- ・声をかけた立場と無視をした立場を考える。
- ・「〇〇ではないかもしれない」という観点をもたせる。

(4) 思春期の話

- ・入学時と今の自分を比べて何が変わってきたのかを話す。
- ・身体の変化や考え方が変わってきたことを共有する。
- ・「人と比較する」ことが増えてきたことに気づき、大人に近づいていることを実感させる。

(5) まとめ

- ・思春期はイライラしやすい時期。イライラが溜まった時の発散方法を考える。
- ・友達と自分は意見が違って当たり前、という考えを持つ。
- ・「〇〇ではないかもしれない」と発想し、決めつけない考え方をする。
- ・気持ちがいっぱいになってしまったら、大人に相談する。

この授業を小学校で行うことで、悩みの早期発見やいじめの予防につながった。また、児童が SC をよく知る機会ともなり相談しやすくなる、というメリットも生まれた。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラーの全中学校区配置が3年目となり、小学校への配置が増えたことで相談人数が増加した。

H27 9031人 → H28 9707人

- ・同様に、小学校の不登校新規率は下降し、復帰率は上昇した。

〈不登校新規率〉

H27 51.1% → H28 48.5%

〈学校復帰率〉

H27 27.1% → H28 33.8%

- ・保護者と教職員の相談内容のうち、発達障がい等に関する相談が、小学校段階では全体の22%を占めるが、中学校では全体の8%と減少する。早期対応、関係機関への接続、カウンセリング等で、保護者や教職員の安心につながっている。

##### (2) 今後の課題

- ・全職務のうち、ケース会議への出席が4%、研修会での指導・助言が1%と、まだまだ少ない。勤務時間との兼ね合いもあり、工夫が必要である。
- ・居住地の関係、県外への人材流出等もあり、特に山間部を担当するSCの確保が難しい。
- ・SCの質の向上を図るため、SVの有効活用をしていく必要がある。

# 静岡県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### (1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、その専門性を生かし、学校における教育相談機能を高め、問題行動や不登校等の未然防止や早期発見、早期対応を図る。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

#### ア 小中学校

原則として中学校区ごとに同じスクールカウンセラー等を配置している（小中連携型）。小学校で関わったスクールカウンセラー等が、中学校にもいることは子どもや保護者に大きな安心感を与えるなど、「学区のスクールカウンセラー等」として、小中学校9年間を見通した関わり方をしている。

採用については、県教育委員会がホームページにて選考・登録案内を掲載して募集を行い、新規任用希望者は、面接により選考する。継続任用希望者は、勤務校の学校長による勤務評価等を基にして選考する。

#### イ 高等学校

不登校を始め、悩みを持つ高校生や保護者の相談等に適切に対応するため、県内21校を拠点校としてスクールカウンセラーを配置している。1拠点校当たり年間140時間の業務を行う。このうち、重点巡回校が指定されている6拠点校においては、年間20時間を重点巡回校への派遣に充てる。また、各拠点校は年間40時間までは他の県立高等学校からの要請に応じた派遣に充てることができる。

#### ウ 特別支援学校

学校所在地により全県を6ブロックに分割、各ブロック内に拠点校を定め、全県37校への配置を実現している。

採用に当たっては、スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として必要な採用条件の他、志願資料や面接等で特別支援学校該当児童生徒についての知識や対応の経験等を確認した上で選考する。

### (3) 配置校数・資格・主な勤務形態

#### ※配置校数について

小学校	320校
中学校	172校
高等学校	27校
特別支援学校	37校

#### ※資格について

##### (1) スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	小中学校 49人	高等学校 19人	特別支援学校 3人
②精神科医	小中学校 0人	高等学校 0人	特別支援学校 0人
③大学教授等	小中学校 1人	高等学校 0人	特別支援学校 1人

##### (2) スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	小中学校 0人	高等学校 0人	特別支援学校 1人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	小中学校 75人	高等学校 4人	特別支援学校 4人
③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	小中学校 0人	高等学校 0人	特別支援学校 0人

#### ※勤務形態

単独校	3中学校	(月3日・1回7時間)
拠点校	169中学校	(月3日・1回7時間)
	21高等学校	(週1日・1回4時間)
	9特別支援学校	(週1日・1回6時間)
対象校	320小学校	(月2日・1回7時間)
	6高等学校	(年20時間)*重点巡回校
	37特別支援学校	(週1日・1回6時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ア 小中学校 全スクールカウンセラー等
- イ 高等学校 未実施
- ウ 特別支援学校 全スクールカウンセラー等

### (2) 研修回数（頻度）

- ア 小中学校
  - ・スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会（年1回 全員対象）
  - ・スクールカウンセラースキルアップ研修会（年2回 1、2年目＋希望者対象）
  - ・スクールカウンセラー研修会（年1回 全員対象）
- イ 高等学校
  - ・未実施
- ウ 特別支援学校
  - ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会 年1回

### (3) 研修内容

- ア 小中学校
  - ・スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会  
本事業の概要や本年度の事業内容について、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者に伝達するとともに、中学校区ごとに本年度の勤務計画を立て、本事業の推進を図る。  
（本事業の概要説明、事務手続きの説明、中学校区別分散会等）
  - ・スクールカウンセラースキルアップ研修会  
経験の少ないスクールカウンセラーが、職責を自覚し、学校での勤務の在り方や心構えについて理解を深め、資質の向上を図る。  
（講話「学校が求めるスクールカウンセラーの活動と資質」、スクールカウンセラーが行う校内研修について、スーパーバイザーによるグループスーパービジョン等）
  - ・スクールカウンセラー研修会  
緊急事態発生下における学校に対する助言及び支援の在り方について理解を深め、スクールカウンセラーとしての資質及び専門性の向上を図る。  
（講義・演習「学校危機シミュレーション研修（事故編）」、グループ協議等）
- イ 高等学校
  - ・未実施
- ウ 特別支援学校
  - ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会  
重篤な問題行動や不登校等による、個別カウンセリングが有効な児童生徒や保護者の相談等に適切に対応する教育相談機能を高めるため、事業についての理解、相談体制についての協議、事例検討等を行った。

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ア 小中学校
  - ・年度当初に連絡協議会を行い、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者が顔を合わせ、本事業の共通理解を図れたことは、本事業を円滑に進めていく上で大変有意義であった。
  - ・各種講話を通して、スクールカウンセラー等の専門性を高めることにつながった。
  - ・スーパーバイザーによるグループスーパービジョンを通して、日頃の悩みを解決する一助となった。
- イ 高等学校
  - ・未実施
- ウ 特別支援学校
  - ・相談体制や対応困難事例等の検討を通して、障害特性に応じた支援、教職員等との連携など解決に向けた方策やヒント、課題を共有することができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ア 小中学校
  - SVの設置の有無 有（4人）
  - 活用方法
    - ①年間6回行われるスクールカウンセラー等活用事業検討会議において、担当指導主事とともに各研修会の内容等を検討し、本事業の推進について助言する。
    - ②各研修会において、スクールカウンセラーに対するグループスーパービジョンを行う。
- イ 高等学校
  - SVの設置の有無 無
- ウ 特別支援学校
  - SVの設置の有無 無

### (6) 課題

- ア 小中学校
  - ・スクールカウンセラー等の力量や経験に差があるため、更なる資質向上を図りたいと考えているが、研修の機会をこれ以上増やすことが難しいため、個々の自己研鑽に委ねる部分が多い。
- イ 高等学校

- ・研修会を実施していないため、スクールカウンセラー等同士の情報交換や資質向上に向けての対策を考える必要がある。

#### ウ 特別支援学校

- ・本事業の事業内容や実施手続き等について、特別支援学校及び配置するスクールカウンセラーに共通理解を図ること。
- ・上記課題の解決に向け、各学校に配布した「Q&A」を平成29年度の協議会で配布し説明を行う。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 小中学校

##### 【事例1】 対応に苦慮する中学生女子に対応するための活用事例（⑦⑧⑫）

中学生女子A子は級友B子との仲違いから、クラスを避けて保健室に入り浸るようになる。夜間外出外泊等があり、それを厳しく指導した継父との関係が悪化し、欠席や遅刻を繰り返す。担任、学年主任からの依頼により、SCが関わることを計画する。保健室にいたA子にSCが声を掛け雑談。「家族（祖母と母）が仲良くなったらいいのに」とのA子の願いを聞いたのをきっかけに相談室での面談を実施。その後、母親との同席面接や母親及びA子の単独面接を継続的に行う。同席面接で母親に対してぞんざいな態度をとりつつも、この時間が嬉しい様子のA子。母親も、A子の幼い頃に気持ちに寄り添ってあげることができなかった罪悪感などを感じながら、徐々に微笑ましい雰囲気になる。A子の成長発達と保護者の成長のためには、SCの関わりのみならず長期的な相談・対応システムが必要と判断し、SCのカウンセリングと並行して外部機関の活用を推奨した。

県立こども病院、家庭児童相談室、児童家庭支援センター、SSWとの関わりその他、夜間外出への対応には警察にも協力してもらった。一方、A子と母親との関係が揺れる経過の中で、SCとの母子同席面接が成立しない時期には「船にとっての母港になる」とのイメージで母親がSCとのカウンセリングを継続してもらうことに専念してもらった。母親がA子との関係に一喜一憂することから、「母港」イメージを持ち、お百度参りのように母親カウンセリングを継続することで母親にどっしりとした安定感が育ってきた頃、A子も進路に向けて目標を意識して日々を過ごすようになってきた。

母親のSCカウンセリングにA子が参加できない時期に、民間の児童家庭支援センターの臨床心理士が学校訪問し、A子に直接関わることもできたのは非常に有益であった。SSWにも関わっていただき、ケース会議で全体を俯瞰し、情報を整理することもできた。

また、担任や学年主任の力も大きかった。SC勤務日には必ずA子のことを職員室で話題にし、現状を共有しながら今後のよりよい支援を検討することができた。

##### 【事例2】 小学生女子の性的な被害に対応するための活用事例

小学2年のA子が学校帰りに公園のトイレを利用した際に、女子トイレに入ってきた男性に体を触られた。帰宅後、A子が母親に話し、母親から学校に連絡が入った。学校は、警察へ通報するとともに市教委に連絡した。また、保護者に不審者メールを流した。その後、SCへの支援依頼があった。

翌日、A子に対してカウンセリングを実施。本人のケア及び母親のA子に対する接し方についてアドバイスを行った。A子のカウンセリングは2回で終了したが、その後も様子を注意深く見守った。スクールサポーターが下校時間の見守りを強化してくれたこともあり、A子の精神状態も安定していた。

##### 【事例3】 教職員とSCが協働で教育的効果を挙げるための活用事例（⑩）

小中合同学校保健委員会主催の小学6年と中学生対象の45分の講座を実施した。健康アンケートの集計結果の発表の後、「心の力を育てよう」というテーマでSCが講演を行った。レジリエンス（精神的回復力）を中心概念として説明した後、「貸したくない大切な本を同級生から貸してほしいと言われたときにどうするか？」という設定で演習を実施した。教師5名の協力を得てロールプレイを行い、笑いあふれる楽しい雰囲気ですimulatioン学習を実施した。

実施の効果としては、「SCと教職員、学校保健委員会の合作の講座であり、参加者の多くが達成感を共有できた。」「小中連携のイベントでもあり、中1ギャップの緩和にも役立つ。」「保護者も参観しており、児童生徒・保護者・学校関係者合同のイベントとして「心の健康、レジリエンス、コミュニケーションスキル」を体験的に考えることができた。」「地方紙2紙に大きく取り上げられ、広報的な効果があった。」等が挙げられた。

#### 高等学校

##### 【事例1】 不登校生徒に対する対応（①、⑥、⑩）

###### <生徒の状況>

3年生女子。これまで感情が不安定になることがあり、リストカット、親への反抗的態度、過食などの症状を示していた。将来就きたい職業があり、学ぶ意欲も高いが、受験を控え、更に精神的に不安定になることが多くなると推測された。3年生の6月頃から不登校状態になっていた。

###### <カウンセラーの対応>

###### (1) 生徒の不登校に至る原因の究明

生徒本人は、絵の課題が提出できなかったことを理由としているが、本人よりの聞き取りから、多くいる兄弟の長女であることからくるプレッシャーや、生活苦の中で親の生き方や貧困を受入れられないことに対して、不満と怒りが鬱積していることが推測された。「樹木画」による心理テストの結果からは、本人の意欲や活動性の高さが読み取れ、神経症的な不登校ではなく、夢や心の置き場所を失っている状況であると推測された。

###### (2) 生徒の家庭環境の確認

家族関係の確認のため、母親と面談を行い、その間に本人には「動的家族画」を描いてもらった。描かれた絵を元に、母親・本人を交え、人物を描いた順序や配置の意味などについて、話し合った。その結果、母親との関係は良好だが、父親に対しては嫌悪感を抱く部分があることがわかった。

(3) 生徒及び保護者への働きかけ

スクールカウンセラーの所見をもとに、生徒相談室長、養護教諭、担任、学年主任及び管理職によりケース会議を開催した。本人に意欲は感じられることから、ひきこもり解消のため、外部とのつながりを持たせることが肝要と考え、中学時代の同級生との交友や、アルバイトをすることなどを勧め、外出の機会に結びつけるよう助言することにした。更に、本人の自己肯定感を高めるため、些細なことでも評価し、褒めてあげるよう家庭での協力をお願いした。

(4) その後の生徒の状況

家庭の協力を仰ぎ、夏期休業中にアルバイトをしたり、中学時の同級生と交友したり、家族旅行をしたりするなどして、積極性が見られるようになった。表情も明るさを取り戻してきたとの報告もあった。不登校状態は解消されていないが、相談室登校や保健室登校もできるようになってきており、ストレスマネジメントを身につけるため、学校と家庭が連絡を密にしながら、継続してカウンセリングを実施している。

【事例2】なし  
【事例3】なし

**特別支援学校**

【事例1】不登校のための活用事例 (①⑨)

- ・ある出来事により不安が強くなり不登校になった生徒。
- ・スクールカウンセラーも参加したケース会議で共通理解をはかり対応。
- ・カウンセリングで本人の不安等について対応。
- ・その結果、登校できるようになったが、状況によって不安が強くなるためカウンセリング継続中。

【事例1】友人関係のための活用事例 (⑤)

- ・友人との関係が悪化しストレスを感じている。
- ・小さな頃から少人数学級で、生活の場も同じという環境。
- ・希望により、カウンセリングを実施。担任の負担も考慮しながら連携。
- ・障害による認知特性等を踏まえながらカウンセリング継続中。

【事例2】なし

【事例3】「自立」のための活用事例 (⑩)

- ・アサーションやリフレーミングについての生徒向けプログラムを教職員と協働で実施した。
- ・生徒の実態を踏まえた具体的な内容で、生徒の言葉にも変化が見られた。
- ・生徒と教職員が共有する事で事後の支援につながった。
- ・生徒とカウンセラーの関係が出来、カウンセリングの希望が増えた。

**【4】成果と今後の課題**

**ア 小中学校**

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア スクールカウンセラー等に対する学校の期待が高まっている中、児童生徒や保護者からの相談件数や教職員へのコンサルテーションが増加するなど、校内で欠かすことのできない存在として活躍しているスクールカウンセラー等が多い。

イ 本県では、スクールカウンセラー等を中学校区ごとに配置している。これにより、小学校で関わったスクールカウンセラー等が中学校にもいることは子どもや保護者に大きな安心感を与えるなど、「学区のスクールカウンセラー」として、小中学校9年間を見通した関わり方ができている。また、定期的な連絡協議会や小中合同のケース会議等に参加することで、小中連携の推進や、年々増加している虐待等の問題についても早期に発見し、迅速な対応が図られている。

○スクールカウンセラー等の相談・助言件数の推移

年度	25年度		26年度		27年度		28年度	
相談・助言件数	90,980		92,030		99,327		112,564	
内訳	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒(相談)	8,963	19,357	8,906	18,583	14,489	15,267	13,088	20,138
保護者(相談)	11,877	12,161	12,751	11,299	13,378	11,626	16,626	12,916
教職員(助言)	16,343	22,279	18,575	21,916	23,743	20,824	24,669	25,127
計	37,183	53,797	40,232	51,798	51,610	47,717	54,383	58,181

○相談・助言内容 (28年度)

	小学校1位	小学校2位	小学校3位	中学校1位	中学校2位	中学校3位
児童生徒	21% 友達	18% 家族	16% 学習・進路	19% 学習・進路	18% 友達	16% 家族
保護者	17% 発達上問題	16% 家族	15% 健康・保健	19% 不登校	16% 学習・進路	15% 家族
教職員	18% 発達上問題	17% 家族	16% 学習・進路	18% 不登校	16% 家族	15% 健康・保健

## (2) 今後の課題

- ア 小学校からの相談件数の増加や問題行動等への早期対応を図るために、小学校への配置時数を拡充していく。
- イ スクールカウンセラーの人材確保及び資質の向上を図っていく。

## イ 高等学校

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

発達障害を抱える生徒も増えるなど、心の健康問題についてカウンセリングを必要とする生徒が増加傾向にあるとともに、それに起因するいじめ、不登校等に対する専門的な知見に基づく支援の必要性もあるため、各学校におけるニーズは非常に高まっており、その期待は大きい。

○相談対応実績

	総時間数	総日数	総相談件数	内訳			
				生徒	保護者	教職員	その他
H28年度	2,548	740	5,083	1,335	434	3,266	48

## (2) 今後の課題

- ア 小、中学校でスクールカウンセラーを全校配置しており、中学校時にカウンセリングを受けていた生徒、保護者に対する継続支援の必要性がある。
- イ カウンセリングを必要とする生徒に対して十分に実施できていない現状があり、配置校の拡充が求められる。

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
必要者数(A)	2,020人	1,972人	2,004人	2,133人	2,502人
実施数(B)	229人	173人	219人	215人	130人
実施率(B/A*100)	11.3%	8.8%	10.9%	10.1%	5.2%

※スクールカウンセラーによる面談が必要と思われた生徒数(A)に対して、県配置のスクールカウンセラーが、拠点校・重点巡回校以外の高校で面談を実施した生徒数(B)の割合。

## ウ 特別支援学校

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 相談対応実績

	総時間数	相談件数	内訳			
			生徒	保護者	教職員	区別なし・不明
平成27年度	1,482	814	295	157	304	58
平成28年度	1,624	1,724	964	381	375	4

- イ 各校の設置状況(在籍児童生徒の障害種や発達段階等)を踏まえつつ、スクールカウンセラーとしての専門性を生かし、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への適切な指導助言が実施できた。
- ウ スクールカウンセラーの役割や活用方法の理解が進み、生徒や保護者の面談が増加した。

## (2) 今後の課題

- ア 派遣回数希望や継続相談希望への対応
- イ 各校の実践や有効な活用の仕方の共有
- ウ スクールカウンセラーの校内研修での活用

# 愛知県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒の諸問題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の相談機能の充実を図ることが重要である。このため、学校教育相談体制を充実させるために、児童生徒の心の問題等に関して高度な専門的知識・経験のあるスクールカウンセラーを、市町村教育委員会に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言等を行っている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

一部の小学校・高等学校は拠点校方式、中学校は単独もしくは小中連携型配置で全校に配置するとともに、スーパーバイザーを愛知県総合教育センターに5名配置し、相談活動の充実を図っている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置校数について

小学校	209校
中学校	306校
高等学校	174校

#### ※資格について

#### （1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士→368人
- ② 精神科医→0人
- ③ 大学教授等→0人

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者→19人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者→0人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者→0人

#### ※主な配置形態について

単独校	286	中学校	（年間206時間）	※生徒数により増減あり	
小中連携型配置校	11	中学校	※含 11小学校	（年間256時間）	※生徒数により減あり
拠点校	9	中学校	（年間206時間）	※生徒の人数により減あり	
拠点校	196	小学校	（年間206時間）		
拠点校	53	高等学校	（年間70時間）	※配置校数、課程により増減あり	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

#### (1) 研修対象

- 小・中・高等学校スクールカウンセラー
- 小・中・高等学校スクールカウンセラー担当教員

#### (2) 研修回数（頻度）

- 年1回

#### (3) 研修内容

- スクールカウンセラー設置事業についての説明
- グループ協議及び情報交換
  - ・ 不登校児童生徒に対してよい方向に変化した事例について
  - ・ スクールカウンセラーを交えた学校教育相談体制の確立について
- スクールカウンセラースーパーバイザーによる講話及び指導助言

#### (4) 特に効果のあった研修内容

- グループ協議及び情報交換
  - ・ 参加者を6人程度のグループに分け、「不登校児童生徒に対してよい方向に変化した事例について」「スクールカウンセラーを交えた学校教育相談体制の確立について」について、約50分間のグループ協議を行った。
  - ・ 「不登校児童生徒に対してよい方向に変化した事例について」では、参加者からは「友人関係のトラブルで教室に入れなくなった際、母親の『自分の子どもだけが教室に入れず、相手の子は教室で問題なく過ごしている』ことへの感情的軋轢をスクールカウンセラーに丁寧に受け止めてもらったことで、保護者との関係が好転できた」「スクールカウンセラーが不登校生徒に対して手紙を書いたところ、返信が来るようになった。さらに相談活動へと段階を進め、最終的には進路先決定へとつなげることができた」といった意見が出され、スクールカウンセラー担当教員とスクールカウンセラーが各学校における教育相談体制の充実に向けて考えるよい機会となった。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置
  - ・ 平成24年度から愛知県総合教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザーを配置している。平成27年度からは、5名を配置している。
- 活用方法
  - ・ 重篤かつ緊急な事案に対応したり、学校での勤務経験の浅いスクールカウンセラーへの巡回指導を行ったりすることで、相談体制の充実やスクールカウンセラーの資質向上を図る。また、スクールカウンセラースーパーバイザーによる指導が必要であると判断した場合には、経験豊富なスクールカウンセラーも巡回対象としている。
  - ・ スクールカウンセラー連絡協議会等の研修の場において、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラー担当教員に対し、指導・助言・講話を行っている。

#### (6) 課題

- スクールカウンセラーの配置を拡充したことにより、経験の浅いスクールカウンセラーが増えている。経験の浅いスクールカウンセラーに対しての研修が必要であるが、相談時間の確保が優先され、十分な研修の時間が取れない。
- 中学校進学時に不登校数が増える現状に対応するために、小中学校が連携した教育相談体制の確立が必要だと考え、小中連携型配置校を11中学校区で実施した。実施した中学校区からは「小学校の時から長期的展望をもち、教育相談が実施できる」といった成果が報告されている一方で、相談件数が増えたことにより、それに対応できる相談時間の確保が必要となった。
- 生徒指導上の諸課題について、その背景に虐待や貧困等がある現状を踏まえ、子どもの環境にはたらしめる福祉の専門であるスクールソーシャルワーカーとの連携の在り方が確立できていない。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】登校渋りに関する活用事例（⑤⑧⑨⑩⑫）

##### 1 相談対象者の状況

- (1) 期間：平成28年度～平成29年度継続中（小学5年生1月～小学6年生8月現在）
- (2) 対象：男子児童A
- (3) 概要：Aが小学1年生時、人間関係により学校で落ち着かない状態となったため、市教育委員会相担当談施設にて継続的に母子並行面接を受けていた。Aは幼少期から母子家庭で育っており、母親は早朝から深夜までフルタイムで働いている。母親は子どもの養育まで手が行き届かない反面、Aを心理的に追い詰めてしまったり、Aの姉も小学生の頃に不安定な時期があったりしたことから、学校は以前からAの家庭と継続的に関わっていた。小学2年生以降、Aは落ち着いて学校生活を送っていたが、小学5年生の登校時、母親の送迎の車を降りた途端に逃げ出してしまうたり、「教室に行きたくない」と渋ったりするなど、再び精神的な不安定さが見られるようになったため、SCの活用を開始した。

##### 2 スクールカウンセラーの活用

- ・ 不安定さが見られるようになったことから、教員が母親に母子のカウンセリングを勧め、小学5年生1月より母子並行面接を再開した。母親面接では、母のAに対する困り感や学校への思いが語られていった。Aとのプレイセラピーでは、初めは相談室でも緊張した面持ちだったが、Aの気持ちに寄り添いながらAのやりたい遊びで一緒に遊んでいくうちに、自分の思いを言語化する場面も見られるようになった。
- ・ Aや母親の感じていること、Aの置かれている状況、家庭環境、Aが登校を渋る要因などの見立てについて、随時担任や管理職と情報共有を行った。
- ・ 通級指導教室へ通うにあたり、Aが通級対象児童であるかの見極めのため、SCによるWISC-III知能検査を7月に実施。検査結果のフィードバックを含め、今後も母子並行面接の継続を予定している。

##### 3 チーム学校としての対応 等

- ・ 校内で情報共有し、Aが朝登校してきた時に、気づいた教員がすかさずAに声をかけるようにした。
- ・ Aが過ごしやすい場所や時間についてAと話し合い、Aが安心して過ごせる場所を作ったり、カウンセリングのみの登校など時間を限定して登校したりするなど、Aの気持ちに沿った対応をした。
- ・ 家庭でAが姉に対し暴力を振るおうとしたことから、親戚が子ども家庭課に通告。子ども家庭課から小学校に連絡が入り、家庭や学校での様子、家族関係など、姉の所属する中学校も含めて情報共有を行った。

- ・ 友人関係のトラブルが発覚して母親の学校に対する不信感が高まり、学校に対して攻撃的な言動が向けられた際は、担任はAや学級の児童との関わりに専念できるよう、問題が解決するまでの保護者対応は管理職が担うなど、役割を分担して対応した。また、母親は市の教育委員会や市のスクールソーシャルワーカーにも相談に行き、学校も関係機関と連携を取った。
- ・ 心が安定する場所を増やしたり社会性のスキルの支援を行ったりする目的で、小学6年生から通級指導教室に通い始めた。それに伴って、母親と通級指導教室の担当教員とも面接を行い、通級指導教室での関わりの方角性や母親の意向を確認した。

#### 4 成果

- ・ 5年生の年度末には学校からの逃げ出しがなくなった。遅刻・早退・欠席はなく登校するようになった。委員会の仕事に進んで取り組んだり、毎日宿題を提出するようになったり、これまでは避けていた苦手な教科にも「出席したい」と言うようになるなど、意欲の高まりが見られるようになった。

### 【事例2】性的虐待のための活用事例

#### 1 相談対象者の状況

- (1) 期間：平成28年度夏休み～3学期（小学2年）
- (2) 対象：女子児童B
- (3) 概要：同級生の男子児童にトイレで体を押さえられ、股間に尿をかけられたという相談がBの母親からあった。相手児童に事実確認をしたところ、その事実は確認できなかった。Bの心理面での心配があったため、すぐにスクールカウンセラーとの面接（母親同席）を行った。面接を重ねるなかで母親の養育不安や心の不安定さが明らかになっていった。同時期に、Bは家庭での性的虐待を疑わせるような内容を担任に対して口にするようになった。学校は、関係機関（児童課、学校教育課、児童相談所、病院）と連携して対応した。

#### 2 スクールカウンセラーの活用

- ・ スクールカウンセラーは、前年度から保護者との面接をしていたため、母親やBとの関係ができていた。相談内容は、Bの発達面の遅れの心配についてであった。
- ・ 同級生の男子児童の行動については、調査しても事実確認ができなかったため、母親の不安は消えることがなかった。スクールカウンセラーは面接の中で、母親の思いを聞き取り、学校と情報共有した。このトラブルに関して、母親は学校へ不信感があったため、スクールカウンセラーが保護者と学校とをつなぐ立場となっていた。
- ・ スクールカウンセラーと学校が情報共有するなかで、家庭での性的虐待が疑われ、学校は関係機関への相談をした。

#### 3 チーム学校としての対応 等

- ・ 母親や家族への対応は担任を中心に行い、Bへの見守りは担任だけでなくスクールカウンセラーによる観察を定期的に行った。
- ・ 校長、教頭、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等で支援会議を行い、情報を共有した。支援会議では、性的虐待を実際に受けていた場合の対応や、Bへの支援の方法など、スクールカウンセラーから助言を受けた。

- ・ 関係機関へ情報提供した後は、児童相談所が行うケース会議に担任等が参加し、ケース会議での情報を学校で共有した。

#### 4 成果

- ・ 性的トラブルや性的虐待は、デリケートな問題であるため、慎重に対応しなければならない。しかし、学校にとっては対応経験が少ないため、スクールカウンセラーから適切な意見を得ることで、適切に対応ができた。
- ・ 関係機関に適切につながることができた。現在は、児童相談所へ母親から相談があり、心理的治療のできる施設への保護措置入所が決定している。児童相談所での相談で、いろいろな場所で多くの人に相談にのってもらえたことがうれしかったと母親が言っていたと伝え聞いている。

### 【事例3】教員研修における活用事例（15）

#### 1 校内研修

- (1) 目的：家出、事故、虐待などといった個人レベルの危機をはじめとして、いじめ、食中毒、校内暴力などといった学校レベルの危機、さらに自然災害、殺傷、IT被害、教師の不祥事といった地域社会のレベルの危機まで含んで「学校危機」として取り上げ、対応や可能な支援について考える。
- (2) 研修内容：講演「学校危機時における心理ケアサポートについて」

#### 2 研修会名

不登校対策委員会ブロック別研修会

##### (1) 参加メンバー

教頭・特別支援教育コーディネーター・保健主事・養護教諭・不登校対策担当教員・スクールカウンセラー・学年主任・学級担任（計43名）

##### (2) 講演内容

学校危機が発生した場合のストレスとして考えられるのは事件後の校内の混乱（情報の混乱や外部者からの問い合わせ）、家庭環境の変化（登校の禁止や保護者の欠勤など）、対応する教職員の疲弊が挙げられる。さらに危機発生前からの課題も浮上してくることがある。例えば、個々の精神疾患や発達障がい・過去のトラウマが症状として表れたり、個々の家庭内の問題や学校・職員間で抱えていた問題が表面化したりするなどが考えられる。こうしたストレスが続いていくと、心と身体に大きな負担をかけてしまい、時にはPTSD（心的外傷後ストレス障害）と呼ばれる精神的な疾患を患うことになりかねない。

万が一、学校危機となる事態に陥った時、学校は安心・安全な日常を取り戻すことが必要になる。

#### 子どもへの心のケア対応と留意点

◇子どもの心の容量に配慮する

- ①つらい出来事に向き合うことが難しく、はしゃいだり、茶化したりして対処しようとする。
- ②身体の症状に出やすくなり、食事や睡眠が乱れたり、頭痛や腹痛などの訴えが出たりする。

心の健康調査の実施、保健室やスクールカウンセラーの利用、リラクゼーション法（10秒呼吸法）

◇子どもを支える

- ①事実の共有

統一の原稿を用意（全校、クラス、保護者会で確認）、初動対応のマニュアル化

②安心・安全の保証

大人によって安心感を伝える

③反応を表現することの保証

自然な反応は、我慢しないで出してもよいことを伝える

④日常生活を続けることも大切であることを伝える

⑤噂やデマの注意

**(3) 成果と課題**

スクールカウンセラー自身が実際に経験した事例も踏まえながら話を聞いていくなかで、こうした学校危機というものとは決して別世界のものではなく、いつでも起こりうるものであることを参加者は実感した。教職員同士の意識・意思疎通が大切であること、学校システムが機能するように迅速な対応ができること、子どもたちへの対応も差が出ないようにすることなどを知ることができた。学校危機時に遭遇したときに、教員がどのようにして目の前にいる児童・生徒をサポートしていくのかということを知る、よい機会となった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### 【小中学校】

〈資料1〉1 平成27・28年度相談活動の状況

##### 【中学校】

＜相談者別件数＞

	生徒	保護者	生徒と保護者	教員	合計	学校数	1校あたりの相談件数
平成28年度	15,317	12,020	2,219	32,433	61,989	306校	202件
	24.71%	19.39%	3.58%	52.32%	100%		
平成27年度	15,703	12,225	1,815	31,788	61,531	306校	201件
	25.52%	19.87%	2.95%	51.66%	100%		

＜相談内容別件数＞

	不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	非行・怠学	その他	合計
平成28年度	27,417	411	5,790	6,188	9,374	674	12,184	62,038
	44.19%	0.66%	9.33%	9.97%	15.11%	1.09%	19.64%	100%
平成27年度	26,557	536	6,123	6,286	9,113	869	12,047	61,531
	43.16%	0.87%	9.95%	10.22%	14.81%	1.41%	19.58%	100%

##### 【小学校】

＜相談者別件数＞

	児童	保護者	児童と保護者	教員	合計	拠点校	1拠点校（1校）あたりの相談件数
平成28年度	6,898	10,999	1,116	18,308	37,563	196校	178件
	18.36%	29.28%	2.97%	48.74%	100%		
平成27年度	7,165	10,091	1,077	18,272	36,605	196校	187件
	19.57%	27.57%	2.94%	49.92%	100%		

＜相談内容別件数＞

	不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	非行・怠学	その他	合計
平成28年度	5,910	235	3,411	4,997	15,186	324	7,646	37,709
	15.67%	0.62%	9.05%	13.25%	40.27%	0.86%	20.28%	100%
平成27年度	5,437	222	3,689	5,016	14,841	478	6,922	36,605
	14.85%	0.61%	10.08%	13.70%	40.54%	1.31%	18.91%	100%

- ・ 1校あたりの相談件数について、中学校は202件で27年度とほぼ同数であり、小学校は178件で27年度より減少した。1件の相談内容の充実による対応時間が増加したことが影響していると考えられる。
- ・ 相談者別の割合では、中学校では生徒からの相談の割合が減少し、生徒と保護者、そして教員からの相談の割合が増えている。生徒の心の問題等への解決に向け、スクールカウンセラーが生徒や保護者、そして教員で連携し、その対応を進めていこうとした現れだと考えられる。小学校では、保護者の割合が増加している。小学校の保護者は、児童の心の問題等への解決において、スクールカウンセラーを重要視していることが読み取れる。
- ・ 相談内容については、中学校では不登校の問題にかかわる相談の割合が増加している一方、いじめ相談の割合が減っている。これを必ずしもよいと捉えず、今後も相談をすることが問題を解決する一助であるとの考えのもと、スクールカウンセラーを学校の教育相談体制に位置付けるよう、各小中学校に継続依頼する。小学校では、不登校の問題に関わる相談割合が増加している。この状況は中学校と同じであることから、不登校児童生徒の心のケアや対応について、継続的にスクールカウンセラーがかかわるなど、その果たすべき役割が重要であると考えられる。

〈資料2〉

「スクールカウンセラーが関わり、成果としてあげられること」として回答した学校

項 目	中学校		小学校	
	H28	H27	H28	H27
A 不登校の生徒が、別室登校等よい方向に変化した。	69.0%	69.0%	44.8%	42.9%
B 不登校生徒の保護者の心が安定してきた。	84.3%	83.0%	59.5%	58.2%
C 登校しぶりの生徒が、登校できるようになってきた。	59.8%	58.5%	61.0%	60.7%
D 登校しぶり生徒の保護者の心が安定してきた。	71.2%	69.9%	73.8%	76.0%
E いじめに関わった生徒の心が安定してきた。	10.8%	13.1%	12.4%	15.3%
F いじめに関わった生徒の保護者の心が安定してきた。	8.5%	7.8%	14.8%	14.3%
G 心身の発達について相談があった生徒の心が安定してきた。	75.5%	72.5%	86.2%	86.2%
H 心身の発達について相談があった生徒の保護者の心が安定してきた。	70.9%	69.0%	99.5%	96.9%
I 友人関係で悩んでいる生徒の心が安定してきた。	76.8%	76.5%	71.4%	70.4%
J 友人関係で悩んでいる生徒の保護者の心が安定してきた。	43.1%	41.5%	61.9%	56.1%
K 教員のカウンセリングマインドを高めることができた。	68.0%	66.7%	77.1%	77.6%
L スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。	69.9%	73.5%	85.7%	82.1%
M 学校体制で相談活動ができるようになった。	67.3%	68.3%	78.1%	73.5%

調査対象校数 306校 306校 196校 196校

スクールカウンセラーに相談した不登校児童生徒のうち、「よい方向に変化した」人数と割合

※相談した不登校児童生徒数の割合は、不登校児童生徒数に対する割合  
他の割合は、「相談した不登校児童生徒数」に対する割合

【中学校】

	相談した 不登校 生徒数	左のうち、よい方向に変化した生徒数				合計
		完全に 復帰	欠席数 減少	別室登校	その他	
平成28年度	1,589 30.0%	44 2.80%	290 18.3%	296 18.6%	178 11.2%	808 50.8%
平成27年度	1,443 29.3%	45 3.1%	250 17.3%	277 19.2%	176 12.2%	748 51.8%

【小学校】

	相談した 不登校 児童数	左のうち、よい方向に変化した生徒数				合計
		完全に 復帰	欠席数 減少	別室登校	その他	
平成28年度	387 30.6%	15 3.9%	85 22.0%	42 10.9%	52 13.4%	195 50.4%
平成27年度	318 28.8%	16 5.0%	61 19.2%	42 13.2%	37 11.6%	156 49.1%

- 「スクールカウンセラーが関わり、成果としてあげられること」では、不登校に関する項目であるA、B、C、Dについて、平成27年度と比べ、概ねどの項目も割合が増えていることから、小・中学校とも登校しぶりの児童生徒、保護者に対してスクールカウンセラーが関わることで成果が上がっていると言える。また、学校体制で重点的に取り組むK、L、Mの項目について、中学校においては、Kの項目の割合が、小学校においては、L、Mの項目の割合が増えた。児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応のために、高度な専門性を持つスクールカウンセラーを校内のスタッフの一人として位置づける校内相談体制づくりと、児童生徒、教職員・保護者のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりを進める必要がある。
- 「スクールカウンセラーに相談した不登校児童生徒のうち、「よい方向に変化した」人数と割合」では、小中学校ともに、欠席数減少の数値が増加している。これは、学校になかなか足が向かなかった児童生徒が、スクールカウンセラーと面談したり、別室で過ごしたりするケースが増加したことによるものだと考える。

〈資料3〉

【高等学校】

<相談者別件数>

	生徒	保護者	生徒と保護者	教員	その他	合計	SC数	SC1人あたりの相談件数
平成28年度	7,257	2,083	234	2,268	51	11,893	53人	224件
	61.0%	17.5%	2.0%	19.1%	0.4%			
平成27年度	6,473	2,098	280	2,653	107	11,611	53人	219件
	55.8%	18.1%	2.4%	22.8%	0.9%			

<相談内容別件数>

	学校不適応	いじめ	友人問題	発達の問題	家庭・家族の問題	その他	合計
平成28年度	2,486	38	1,570	1,564	2,294	3,941	11,893
	20.9%	0.3%	13.2%	13.2%	19.3%	33.1%	
平成27年度	2,538	55	1,475	1,477	2,023	4,043	11,611
	21.9%	0.5%	12.7%	12.7%	17.4%	34.8%	

<スクールカウンセラー設置校における不登校生徒の相談状況>

	不登校生徒数	スクールカウンセラーに相談した生徒・保護者		SCによる改善率
		うち状況が改善した生徒数		
平成28年度	1,991人	430人	342人	79.5%
平成27年度	1,905人	400人	268人	67.0%

<スクールカウンセラー配置による改善状況（平成28年度間）>

配置状況	勤務状況	対応人数	対応により状況が改善した生徒数	改善率
2校担当 9名18校	1日7時間 年間18日	426	314	73.7%
4校担当 14名56校	1日7時間 年間9日	892	559	62.7%

年度当初の内示額に応じた時間数（年間252時間）で計上

- ・ 高等学校においては、スクールカウンセラー一人当たりの相談件数は、前年度に比べ増加した。不登校についてスクールカウンセラーに相談した生徒及び保護者の数は430人で、カウンセリングを受けて342人（79.5%）の生徒について、状況が改善している。
- ・ 本県の高等学校では、手厚い支援が必要な学校に対しては、スクールカウンセラー一人当たりの配置校を少なくし、1校あたりの勤務時間を十分に確保することによって支援の必要な生徒に対応している。上記資料のとおり、同一校の生徒を継続的に支援する時間が確保されれば、改善率が向上する。
- ・ リストカットや自殺願望等、命に関わる重篤な事案が少なくない中、経験豊富なスーパーバイザーが緊急支援を行うなどして何とか命をつないだ例も見られた。
- ・ 支援した学校からは、心の専門家としてスクールカウンセラーが関わることにより、重篤な生徒への具体的な対応方法や保護者へのアプローチの仕方などについてのコンサルテーションを受け、日頃から教員がより適切に対応や指導ができるようになってきていると報告を受けている。

(2) 今後の課題

- ・ 小学校6年生が中学校へ進学する際の不登校生徒数が増加している現状から、小学校の教育相談

体制をより充実させること、小中学校が情報交換等を含め、更に連携して教育相談を進めていく必要がある。

- ・ 前述の課題に対応するために、本年度、小中連携型配置校を35の中学校区で実施している。35中学校区の小学校からは、「子どもが中学校に入っても同じスクールカウンセラーなので、安心して相談ができる」等の成果が報告されている。そのため、相談件数は増加しており、1時間あたりの相談件数は1.02件である。つまり、児童生徒・保護者からの相談要望に対し、現状では対応しきれていない状況がある。
- ・ スクールカウンセラーの勤務時間が、児童生徒・保護者との相談のみで終わってしまい、児童生徒の学校生活の様子を観察やスクールカウンセラーだよりの発行、職員との情報交換等の時間が無い現状がある。また、いじめや不登校に関する校内の会議に、スクールカウンセラーが参加できない学校もある。1日6時間×35週の年間210時間の相談時間数を基準とし、その時間数の堅持はもちろん、時間数を増加する必要がある。
- ・ 相談数の増加、相談内容の複雑化、また校内相談体制充実のために、スクールカウンセラーを「チーム学校」の一員として常勤化していく必要がある。
- ・ 経験の少ないスクールカウンセラーに対して、スクールカウンセラースーパーバイザーによる巡回指導を実施しているが、年間1回から2回の巡回指導で時間も限られており、なかなか資質向上につながらない。
- ・ 高等学校においては、生徒・保護者への丁寧な相談活動、教員との情報交換や報告の時間の確保のため、現在の7時間×40週の280時間を最低水準とした相談時間を堅持する必要がある。
- ・ スクールカウンセラーへの相談が必要な生徒として高等学校から報告があった生徒数は、全日制定時制合わせ、約4000人である。平成28年度は、53名のスクールカウンセラーが約3100人の生徒に対応しており、約900人の生徒に対応できていないこの状況を改善する必要がある。
- ・ スクールカウンセラー一人当たりの配置校が多い場合、高等学校では相談から次の相談までの期間が1か月以上となることがある。一人当たりの担当校の縮減、さらには高校においてもスクールカウンセラーを常勤化することが課題である。
- ・ スクールカウンセラーが関わった不登校生徒の復帰率は年度によって違いがあるが、不登校生徒の数の増加や、保護者からの相談件数の増加を鑑みれば、スクールカウンセラーのニーズは依然として高い状況にある。しかし、こうしたニーズの高まりに見合うだけの相談時間数が確保できておらず、また、重篤な事案への対応を最優先することにより、継続的な支援が必要な生徒への対応が不十分になる恐れもある。高等学校においてもスクールカウンセラーを適切に配置できるよう、十分な予算確保が望まれる。